

平成24年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成24年9月6日（木）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成24年9月 6日

至 平成24年9月21日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 4号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例について

日程第 7 議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第 1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 3号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 5号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第19 決算特別委員会の設置について

平成24年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成24年9月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林 豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一	代 表 監 査 委 員	小林 勉

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第4号（村長提出議案）説明、質疑

議案第34号から議案第40号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑

6) 決算特別委員会の設置について

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）決算特別委員会に付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 4 号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について
2. 議案第 34 号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例について
3. 議案第 35 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 36 号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 37 号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 38 号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 39 号 平成 24 年度白馬村一般会計補正予算（第 3 号）
8. 議案第 40 号 平成 24 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
9. 認定第 1 号 平成 23 年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
10. 認定第 2 号 平成 23 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
11. 認定第 3 号 平成 23 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
12. 認定第 4 号 平成 23 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13. 認定第 5 号 平成 23 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
14. 認定第 6 号 平成 23 年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第3回白馬村議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年6月、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、村長から平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書がありましたので、お手元に報告書を配付いたしました。これにつきましては、後日、委員会等で詳細を説明をいただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成24年8月定例会が、8月22日及び23日に開催をされました。また、白馬山麓環境施設組合議会平成24年第2回定例会が、8月27日に開催をされました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬村教育委員会から平成23年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付をさせていただきました。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、この文書表とおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員、第5番太田

修議員、以上3名を指名をいたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成24年第3回白馬村議会定例会日程表のとおり、本日から9月21日までの16日間と決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月21日までの16日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 本日ここに、平成24年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、お礼を申し上げます。

初めに、公共下水道受益者負担金未収金問題について、改めて徴収の手續に誤った対応があったことについて、村民の皆様におわびを申し上げます。6月議会以降の経過につきましては、6月28日に議員懇談会で内部調査の報告をさせていただきました。そして、7月2日にマスコミに対し記者会見を開き、村民の皆様には謝罪をいたしましたところであります。この記者会見の様子は、テレビ3社、新聞5社により報道されたところであります。

さらに、村民の皆様には、7月17日付の「下水道受益者負担金未収金の欠損についてのご報告とおわび」の文書を、各区を通じてお配りいたしました。

私としましても、地方自治法の規定を活用し、下水道受益者負担金滞納処理について、村監査委員会に監査依頼をいたしましたので、結果の報告があり次第、村民の皆様にお知らせをしてみたいと考

えていますので、よろしく願いをいたします。

また、議会におかれましても、7月2日に公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会を設置され、7月27日に第1回委員会、8月17日に第2回委員会が開催され、私と副村長、現建設水道課長等担当者が出席をし説明をいたしましたところであります。今後も、特別委員会等で求められた質問には真摯に対応し、問題を検証・精査をし、今後の発生の防止に努めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

さて、今年の梅雨は九州北部で大雨が多発し、洪水や土砂による災害をもたらしました。バックビルディング現象が大雨につながったとのことであり、新たに耳にする言葉からも、近年、これまでとは違った異常な気象現象が発生するようになってきているようではありますが、当村においては、比較的降水量も多くなく、災害に結びつくようなことにならず、7月17日には梅雨明けとなり、平年より4日早い梅雨明けでありました。しかし、梅雨は明けたものの天気が安定したのは、7月25日以降でありました。

また、7月の末から8月は高温注意報が出るなど真夏日や猛暑日と暑い日が続き、県内でも多くの熱中症と見られる患者が出るなど、例年にない暑い夏となりました。

次に、内閣府発表の8月の経済報告によりますと、我が国の経済基調判断では、景気はこのところ一部に弱い動きが見られるものの、復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるとのことであります。一部に弱い動きが見られると表現し、先月の7月に比べ下方修正となり、10カ月ぶりの下方修正となりました。

輸出は、弱含んでいるとし、債務問題で経済が冷え込む欧州向けに加え、アジア向けも鈍化、アメリカ向けも横ばいにとどまったため、こちらも下方修正となりました。生産は、このところ横ばいになっているとし、輸出の伸び悩みを受けて、自動車や半導体などの電子部品などの品目が停滞したため、下方修正となりました。

個人消費は、緩やかな増加傾向にあると、こちらも増加から増加傾向と、やや弱い表現にとどまったところであります。

先行きについては、当面、世界景気減速の影響を受けるものの、復興需要などを背景に、景気の回復の動きが続くと期待されておりますが、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が依然として高い中で、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクが懸念され、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要であるとの分析であります。

県内の経済動向については、長野経済研究所が5から6月のデータをもとに8月に発表したものでありますが、県内の景気については足踏み状態にあるとしております。5月の生産動向は、原指数は上回っているものの、欧州など海外景気の減速を受け輸出が減少していることから、生産は横ばいで推移しているとしています。個人消費については、物産展等の催事効果から食料品の売り上げや身の回り品の好調だったことから、大型小売店売上高は、2カ月連続で前年水準を上回るとし、公共投資、住宅投資については、6月の公共工事は国、独立行政法人は増加したものの、県・市町村の発注が減少し、住宅についても、新設住宅着工戸数の減などから、前年水準を下回るとなりました。

雇用については、6月の有効求人倍率が0.83倍と前月よりも0.02ポイント下回り、8カ月ぶりに下回る結果となりました。今後の回復に期待をしております。

国政では、大きな動きがありました。民主、自民、公明の三党合意により、消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法が、8月10日に賛成多数で可決し成立しました。国民生活に大きく影響を及ぼす消費税法案は、現行の5%から2014年に8%、2015年10月には10%と、2段階で引き上げることとなり、1997年以来15年ぶりの改正となります。財政健全化に向けた対策は理解できますが、消費の落ち込みなど景気に悪影響を及ぼすことのないことを願うところであります。

諸外国との外交面では、民主党政権に変わり、菅首相のときから中国、ロシアとの関係がこじ

れ、尖閣諸島沖漁船衝突事件、ロシアの大統領が北方領土を訪問し、今年になっても再び大統領が北方領土へ足を踏み入れました。尖閣諸島では、香港の活動家ら14人が島に上陸をし、日本政府は入管法違反で逮捕後強制送還をいたしました。そして、韓国では、イ・ミョンバク大統領が島根県・竹島へ上陸をし、自国領土を国内に強くアピールし、日本の総理大臣の親書を返す行動など、今まででは考えられない行動をとっており、不安定政治や今まで蓄積されてきた日本の対応の甘さがあるかと思いますが、外交の難しさを感じずにはいられません。国際社会を巻き込んだ対応など平和的解決策を見出してほしいと願うところであります。

このように、内政、外交と大変重要な時期を迎えておりますが、国会も8月末に野田首相に対する問責決議が可決され、赤字国債発行に必要な特例公債法案の今国会での成立ができなくなり、国の本年度予算執行に大きなウエートを占めている赤字国債の発行ができない異常事態となり、地方自治体に配る地方交付税の支払いの先送りなどが想定され、我々地方自治体の運営にも影響が出る可能性もあり、衆議院の解散をめぐる与野党の駆け引きが国政の混乱を招き不透明な状況であります。

一方、明るい話題では、4年に一度のスポーツと平和の祭典として、7月27日から開催されたロンドンオリンピックで、日本人選手の活躍が毎日のように報じられ、多くの国民に感動と勇気を与えてくれました。獲得メダルも過去最高の38個となり、選手を初め関係者の努力が実を結んだ結果であるとともに、ナショナルトレーニングセンター等の国や関係団体の支援による効果も少しずつ出てきているのではないかと考えております。

また、8月28日から始まったパラリンピックも、日本選手団の参加者135人は、17競技に出場しておりますが、それぞれの障がい克服して、スポーツに取り組みメダルの獲得を目指して、自己との戦いに取り組む姿に感動を覚えずにはいられませんでした。競技も残りあと4日となってしまう、さみしさを感じているところであります。

さて、平成23年度一般会計の決算状況については、この後、本会議や委員会審議の中で各担当より詳しくご説明をいたしますが、概要を申し上げますと、歳入総額は約46億1,542万、歳出総額は約43億5,951万で、翌年度に繰り越す一般財源1,170万4,000円を除いた実質収支は2億4,420万円余となり、黒字で決算を打つことができ、地方自治法の規定に従い財政調整基金に1億2,100万円の積み立てを行い、残額の1億2,320万円を平成24年度へ繰り越ししました。今後、現状の収入構造に大きな変化がなければ、財政・減債両基金に頼らぬ予算編成ができる状況になってきてはおりますが、収入が減り厳しい財政状況となっても対応できるよう、引き続き将来を見据え、総合計画との整合も図りながら慎重な運営をしてまいりたいと考えております。

村税の収入総額は、15億2,269万円で昨年度より686万円、0.4%ほど下回りましたが、税務課では、滞納整理機構との連携や精力的に差し押さえ、公売等を行うなどして、債権

回収に努めてきたところであり、景気が低迷する中にありながらも徴収率は、前年を1.4ポイントほど上回ることができました。

なお、固定資産税を中心として、695万円余を税法の規定により不納欠損処分とし、収入未済額の累計は8億3,493万円余で、昨年に比べ4,181万円ほど減少しております。

財政力指数は、3カ年平均0.472で、平年ベースの財政力をほぼ維持しており、実質公債費比率については、3カ年平均で16.7、単年度数値では14.5に減少し、公債費負担適正化計画により公債費、債務負担は年々着実に減少しており、来年度には、起債許可団体から起債協議団体へ移行できる見込みとなっており、

財政構造の弾力化を判断する指標である経常収支比率については、79.5%となり、昨年度より4.3ポイントほど上昇となりましたが、これは公債費や一部事務組合への負担金は減っていますが、前年度の経済対策交付金事業の終了による臨時的経費の減少が大きく影響したため、数値が上昇したものであり、イレギュラーなケースであります。しかし、85%を下回っており、適正な範囲内の数値であると判断をしております。

また、将来負担比率については、注意を要する350%という数値に対して37.2%であり、全く心配の要らない状況となっております。

監査委員の皆様には、長時間にわたり、関係諸帳簿、証拠書類等の決算審査をしていただき、今定例会において、監査の報告をしていただくことになっており、お礼を申し上げますとともに、ご指摘をいただきました事柄につきましては、今後の事務事業に反映をしてみたいと考えております。まことにありがとうございました。

今年度の事業の進捗状況等について概要を申し上げます。

観光農政課関係では、梅雨明けが平年より早く、また天候に恵まれたこともあり、7月の観光客の入り込み数は、花三昧等平地観光で16万1,000人余り、対前年比プラス2.3%、登山関係が9,000人、対前年比プラス26.8%でありました。8月も好天に恵まれたので、7月同様前年を上回るものと予想しております。

8月14、15、16日の3日間にわたり盛大に開催された白馬三大夏祭りは、夜空を美しく彩る花火大会、YOSAKOI、盆踊りなど、大勢の村民、観光客でにぎわい、お客様にとって、よい夏の思い出になったのではと思います。祭りの開催にご尽力された皆様方にお礼を申し上げます。

このほど県の平成23年度外国人延宿泊者数の調査結果が発表されましたが、白馬村がトップで5万6,000人余りであり、国別ではオーストラリア、台湾、香港の順になっております。

今年度も、長野県では海外プロモーションに力を入れており、10月下旬に長野県知事が訪台し、台湾から誘客促進のため、3年ぶりに県単独での食の提供、衣装の工夫、テーマ別での商談ブース設置などにより、長野県ならではの観光説明、商談会を実施する予定であります。これに

あわせて私も訪台し、白馬・小谷両村で独自にPRを実施してまいりたいと考えております。

また本年は、ご承知のとおり、村のスキー伝来から100周年となります。村、観光局では、100周年のタイトルを「白馬スキー伝来100年」に統一して使用していくことといたしました。また、100周年に合わせて村のイメージキャラクターの募集を行い、人気投票を行うなど審査を進めているところであります。今定例会に着ぐるみ1体を作成するため、予算を計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、白馬村観光局の事務所移転の件であります。かねてより何度か話題には上がっていましたが、観光局及びオリンピック記念館があるノルウェービレッジの敷地としてお借りしている土地については、平成26年3月31日で土地の賃貸借契約が終了となります。観光局の移転先については、理事の皆様からも意見をお聞きしたところですが、観光局と観光農政課との連携、オリンピック記念館の移転先を含め、私としての考えをまとめ、本年度中には結論を出してまいりたいと考えております。

農作物については、8月30日農林水産省長野地域センターから水稻の作柄概況について発表がありました。田植えの初期から6月にかけて低温もありましたが、7月以降の気温上昇と天候に恵まれたことから県平均、中信地域ともに平年並みとのことであり、豊作を期待するところであります。

県では、消費者への安全な米を提供し、県産米の信頼を維持するため、平成24年度も放射性物質の検査を実施しました。今月10日ごろには、調査結果が公表されますので、それまでは、米の出荷、販売、譲渡、贈答などはしないようお願いをいたします。

また村では、カドミウム対策区域の立毛検査を実施しております。今月中旬には、区域内で水稻作付の農家の皆さんに通知しますので、その後、刈り取りをお願いしたいと思います。

環境課関係では、4月より行っています学校、保育園及び主な観光施設での放射線量測定値は、8月の結果も0.08から0.09マイクロシーベルトと安定した値を示しており、健康への影響はない状況となっております。今後とも、引き続き定期的に測定し、安心・安全をアピールしてまいります。

ごみ処理広域化につきましては、今月末になっていました広域連合への推薦期限が、大町市の申し出で10月11日となりました。本村においては、1地区が立候補する予定となっており、今定例会中の特別委員会でご報告をいたします。

教育委員会関係では、本年度予定の学校環境整備事業として、小中学校及び共同調理場の改修工事については、夏休みを利用してすべての工事が終了いたしました。

スポーツ関係では、第15回白馬スノーハープクロスカントリー大会が、7月21日、22日の2日間開催され、天候不順ではありましたが、昨年を上回る2,600人を超える参加者があり、とても盛り上がった大会となりました。コース整備等大会関係者のご協力に感謝を申し上げます。

るところであります。

また、春から改修工事を進めておりました白馬B&G海洋センタープールが7月25日に竣工し、シドニーオリンピック背泳銀メダリストの中村真衣氏を迎え、泳ぎ初めと模範泳法の披露等実施いたしました。ロンドンオリンピック開幕直前に、オリンピック選手の泳ぎを目の当たりにした子供たちや私自身も中村さんの泳ぎに感動したところでもあります。翌日には、白馬村青少年育成村民大会において、記念講演「どん底から這いあがれ」と題して、ご自分の体験談をお話をいただきました。中学生の参加もあり、サインやメダルに触れることができ、メダルの重さを実感していたのが印象的でした。ちなみにB&Gプールの今シーズンの利用状況は、一般利用者で1,050人となり、前年比196%となりました。

住民福祉課関係では、6月議会で補正予算をお認めいただきましたNPO法人に対するデイサービス施設整備補助事業については、この9月3日から通所定員10人で、サービスが開始されております。事業者のNPO法人では、みんなに愛される施設として、ご家族の支援となることを望み業務運営をしております。

デイサービスについては、利用者と同じに接しているケアマネージャー等から要望が強く、この施設の開所だけでは、まだまだ不足していると聞いております。また提供できる白馬村のデイサービスの水準が、大北地域の平均を大きく下回っている状況であり、介護を必要とする高齢者の増加に対応しサービス提供ができるようにするため、今定例会に、岳の湯をデイサービスセンターとして活用するための設計費用を上程することといたしましたので、よろしく願いいたします。

大北社会福祉事業協会では、特別養護老人ホーム白嶺の入所定数を20床増床する工事は、6月28日に安全祈願祭が行われ、来年3月上旬の入所開始を目指し、順調に工事が進められております。村としても少しでも待機者の解消につながり、ご家族の支援になることを願っているところでもあります。

建設水道課関係では、本年度は、姫川水系の松川、平川に国の直轄事業が導入されて50年を迎えます。この節目を記念して、国土交通省を中心とした姫川水系砂防土砂災害の教訓・継承実行委員会を組織し、11月9日にウイング21において、姫川砂防直轄化50周年シンポジウムを開催いたします。専門家の方々によるパネルディスカッションや翌日の10日には、松川左岸の親水公園に村民の皆様とともに桜の記念植樹を予定しております。議員の皆様にもぜひご参加をいただきますようお願いいたします。

工事関係では、神城山麓線につきましては、順調に工事が進められており、11月供用開始となる見込みであります。5路線の舗装改良・新設工事は既に完成されており、現在、八方口の歩道新設工事が施工中であります。

税務課関係では、ご承知のとおり昨年の6月から実質業務を始めております長野県地方税滞納

整理機構へ移管をしておりますが、1年を経過し、本年5月までの白馬村移管分の徴収実績は、5,279万円ほどで、移管額に対しての徴収率は15.4%となりました。機構の市町村分全体では7億1,938万円ほど、移管額に対しての徴収率は20.4%となりました。機構に対しては、本年度も20件移管し、6月から滞納整理を行っております。

総務課関係では、行政の透明性を高め、第三者機関に事業評価をしてもらうために、平成20年度から事務事業評価委員会を設け、評価対象事業について各課ヒアリングを行うなど、評価をいただいているところでありますが、本年度第1回の会議で、委員長に信州大学山岳総合科学研究所長の鈴木教授に決定し、評価対象事業など協議を行ったところであります。評価の結果については、これまで同様公表し、また来年度以降の予算にも反映をしてみたいと考えております。

姉妹都市交流関係では、静岡県河津町との交流が昭和57年7月から始まり、本年で30周年を迎えました。7月21日に河津町長を団長に、河津町民号を仕立てて61人が来村いたしました。当日は台風の影響でぐずついた天候になってしまいましたが、議員各位にもスノーハープで行った歓迎式にご参加いただき、皆で歓迎の意をお伝えしたところであります。

河津町の皆様は、八方尾根トレッキングや翌日には五竜高山植物園、ジャンプ競技場の見学、スローピッチソフトボールなど見学や交流が行われました。今後は白馬村から河津町を訪問する計画を立ててまいりますので、議員初め、村民の皆様のご参加やご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

消防関係では、本村の消防団がポンプ車操法の部門で大北大会において1位となり、7月29日に上田市で開かれた県の操法大会には、4年連続大北地区代表として出場いたしました。その大会に、私も消防委員の皆様と応援に向きましたが、5位に入賞という輝かしい結果を残してくれました。日ごろの訓練の成果と健闘に大きな拍手を贈りたいと思うところであります。

今定例会に上程いたします案件は、報告1件、議案7件、認定6件であります。

提出議案のうち、平成24年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に8,473万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億8,264万6,000円とするものでありますが、補正の概要を申し上げますと、歳入では、平成23年度繰越金2,905万7,000円を追加し、歳出では、地域防災計画の見直しに約990万円、障がい者施設入所支援に420万円、岳の湯改修設計委託に294万円、林道災害復旧等に4,110万円、砂防直轄化50周年記念桜の植樹等事業として540万円等を増額補正するものであります。

それぞれの報告及び議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議いただき、円満なるご議決を賜りますようお願い申し上げます、第3回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第4号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第4号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 報告第4号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の内容、損害賠償請求者等については、この後、説明をいたしますが、当事者間において示談により和解が成立しており、それぞれ今回の村長の専決処分事項の規定について定める50万円以下の賠償額でありますので、今回の専決処分をし報告するものであります。

おめくりをいただき、専決処分日は平成24年6月14日でございます。

裏をご覧ください。事故の内容であります。平成24年5月5日午前6時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、村道0208号線通地区内を走行中、村道グレーチング上を通過したところ、グレーチングがはね上がり当該車両を損傷したものであります。損害賠償請求者は、三重県津市高野尾町3214-50神戸保幸氏で、損害賠償金23万2,236円でございます。

以上、報告させていただきます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

本件は報告事項ですので、以上で、報告第4号は終了をいたします。

以上をもちまして報告事項は終了をいたしました。

△日程第6 議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例について

議長（下川正剛君） 次に、議案の審議に入ります。

日程第6 議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例について説明をいたします。

次のページをご覧ください。白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例でございます。

平成24年度から、新しい児童手当制度が始まり、その支給のために、国の示したガイドラインに従い、村では、児童手当支給事務処理規則を定めてあるため、白馬村児童手当支給条例と白馬村子ども手当支給条例の2つの条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第7 議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第7 議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

次のページをお開きください。白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例です。説明については、新旧対照表で行いますので、次のページをお開きください。

第3条第2項第4号の追加は、所得の判定について1月から7月までの療養の給付等について、すなわち福祉医療の受給者証の発行日のこととでございます。これについては、前々年の所得で判定するという追加し、前年の所得にかかわる規定を明確化するということとでございます。

第5号の改正につきましては、身体障害者手帳3級及び4級所持者の所得制限について、扶養控除の見直しによる影響を受けないように改正するものです。

次のページをお願いします。第8条第4項の改正は、支給申請が可能となる期間を現在の2年から1年に変更するというものでございます。附則ですが、療養の給付を受けるため、必要となる受給者証の発行日は、毎年8月1日というふうになります。年少扶養控除の見直しの影響を受けないようにするため、適用日を8月1日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思います。

平成24年6月27日に、国の災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されました。この法律改正は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害発生時の一元的事務がとり行われるなど、災害対策の強化を図るために行われたもので、主な改正項目の1つに、地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しがございます。

具体的には、災害対応は、災害対策本部が担うことを明確化する一方で、防災会議の所掌事務に、長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議することが追加されました。また、多様な主体の意見が反映されるよう防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者、または学識経験者が追加されました。

本案は、これらの法律に伴って、条例の一部を改正するものでございます。

白馬村防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条中の「各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

第2号として、村長の諮問に応じて、村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、2行飛びますが、新たに、第3号として、前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べることを加え、また2行飛びまして、第3条第5項の第1号に、指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者を加え、第8号に自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者の中から、村長が任命する者を加えるものでございます。

また、第3条の6項で委員の定数を規定しておりますが、上記委員が加わることから、15人を20人に改めるものであります。

以上のとおり、改正したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

ご説明申し上げます。

おめくりください。これは災害対策基本法の一部改正により、市町村災害対策本部に関する規定条項が変わったことに伴っての改正でございます。

内容は、第1条中、第23条第7項を第23条の2第8項に改めるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1枚おめくりをお願いします。今回の改正であります。消防組織法では、第18条1項において、消防団の設置、名称及び区域を、第19条第2項において消防団員の定員を、第23条第1項において、消防団員の任免、服務及び給与を、それぞれ市町村の条例で定めることを規定されております。

現行の条例では、第1条中の参照条文に、法第19条第2項が欠けているほか、法第18条1項にある消防団の名称及び区域が抜け、法第18条第1項に基づいて規定しなければならない消防団の設置、名称及び区域に関する条文も抜けておりましたので、これらの条文の不備を補正するものでございます。

白馬村消防団条例の一部を次のように改正する。

1点目としまして、第1条中、第19条の第2項、それから名称を加え、消防団員の定員を区域並びに消防団員の定員に改めるものであります。

第13条を削り、新たに第2条として、本村に消防団を設置し、その位置、名称及び区域は次のとおりとするとし、第1号に位置、第2号に名称、第3号に区域を、それぞれ加えるものでございます。

以上のとおりの改正でございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,473万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,264万6,000円とするものであります。

4ページ、第2表をお開きください。第2表地方債補正、追加として農地農林施設災害復旧に1,280万円を追加するもので、場所については、林道東山線であります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

変更につきましては、体育施設改修事業として、B&Gプール改修工事費が確定により、限度額を4,050万円から3,960万円に減額するものであります。起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入から明細にて説明させていただきます。

12款使用料及び手数料4目観光使用料100万3,000円の減額は、事業組みかえによるための減でございます。13款国庫支出金1目民生費国庫負担金210万円の追加は、障がい者リハビリセンター入所に対する国庫負担金でございます。

4目災害費国庫負担金2,514万円の追加は、林道東山線、災害復旧の国庫負担金でございます。

9ページ、14款県支出金1目民生費県負担金105万円の追加は、民生費国庫負担金で説明した内容の県負担金でございます。

県補助金になりまして、1目総務費県補助金992万5,000円の追加は、緊急雇用創出事業補助金を活用し、村地域防災計画の見直しを行うものでございます。

4目農林水産業費県補助金100万円の追加は、水力発電の可能性の調査に対する補助金でございます。

18款繰越金2,905万7,000円の追加は、繰越金の額の確定によるものでございます。

10ページ、19款諸収入1目雑入は537万1,000円の追加で、主なものは損害保険料で、雪害による山小屋修繕に対する損害保険金530万5,000円でございます。

20款村債9目災害復旧債は、新たに1,280万円の追加で、林道東山線災害復旧の起債でございます。

11ページ、歳出に移りまして、2款総務費6目企画費は371万5,000円の追加で、主なものは地元区から要望のありました八方体育館のトイレ及び屋根の改修に係る設計20万3,000円と工事費314万5,000円で、トイレは、車いす等障がい者対応の改修を実施するものでございます。また、県の補助金を予定しておりますが、決定をいたしましたら補正対応をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

12ページ、3款民生費3目障害者福祉費は504万1,000円の追加で、主なものは県のリハビリセンターへの入所希望者を支援するため、自立支援給付費420万円でございます。

4目社会福祉施設費は373万7,000円の追加で、主なものは、社会福祉施設測量設計委託料で岳の湯を福祉施設利用するための設計委託料等で294万円でございます。

14ページ、5款農林業費4目農地費は206万6,000円の追加で、主なものは地域用水環境整備事業の200万円で、歳入でもご説明いたしましたが、県の補助金を活用し、水力発電の可能性の調査を実施するものでございます。

15ページ、6款観光商工費2目観光施設整備費は576万6,000円の追加で、主なものは山岳観光施設維持補修事業で、頂上宿舎、天狗山荘の雪害による建物修繕費でございます。損害保険料を財源としております。

3目観光宣伝振興費は、補正額は65万9,000円の追加でございますが、事業内容等組みかえを行うものでございます。

21観光戦略事業委託料に150万円を追加するもので、内容は、イメージキャラクター決定後の着ぐるみ等製作委託料でございます。

海外観光客受皿事業は、適当な補助事業がないことから、予算内容を組みかえし、観光局へ委託するものでございます。

16ページ、7款土木費2目の道路維持費は100万円の追加で、除雪車等修繕費用でございます。

河川費1目河川総務費は554万6,000円の追加で、主なものは直轄砂防50周年記念事業として、松川河川敷の桜の苗木の植樹等を行うための工事請負費500万円等でございます。

8款消防費1目非常備消防費は140万3,000円の追加で、県の消防ポンプ操法大会出場及び火災等出動人員増加に伴う手当等の追加でございます。

4目防災費は992万6,000円の追加で、東日本大震災をもとに、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正がされました。国、県との整合性のとれた村地域防災計画に修正するための委託料で、緊急雇用創出事業補助金を活用し実施するものでございます。

ちなみに、現在の村の地域防災計画は平成11年に策定されたものであり、大幅な見直しをする予定でございます。

19ページ、10款災害復旧費1目現年発生林道施設災害復旧費は4,118万3,000円

の追加で、林道東山線で2カ所の災害が発生し復旧工事を実施するもので、設計委託料と工事請負費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。

2点通告をさせていただいております、まず1点は、歳出です、済みません。総務管理費企画費の314万5,000円の増、これについては、ただいま八方の体育館のトイレや屋根等の改修、また同じく、歳出の消防費防災費の992万6,000円の事業内容をお伺いして、通告でお伺いしてございますが、これに関しては、防災計画の大幅な見直しということで、ただいま丁寧なご説明をちょうだいいたしましたので、質問を取り下げさせていただきたい思います。

以上です。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第12 議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第12 議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,660万8,000円とするものでございます。

3ページの事項別明細書をご覧ください。歳入の3款繰越金が58万8,000円の増額です。

6ページの歳出明細をご覧ください。1款農業集落排水事業費2目施設維持管理費でございますが、18節備品購入費が58万8,000円の増額です。これは東部処理場の攪拌ポンプが故障したため新しいポンプと交換するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第40号まで、お手元に配付してあります平成24年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第40号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

これより認定案件等の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第13 認定第1号から日程第18 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定をいたしました。

△日程第13 認定第1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号 平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長(下川正剛君) 最初に、日程第13 認定第1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 認定第1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ議会の認定に付すものであります。

私からは、歳入全般と議会、会計室、総務課所管の歳出について概要を説明し、その他の歳出については、この後、それぞれ各担当課長が順次説明いたしますので、よろしく願いいたします。金額につきましては、1,000円以下の部分を省略して読み上げる場所もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

また、事業の詳細につきましては、主要な施策成果説明書等により、委員会の中で説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、表紙をおめくりください。

平成23年度の一般会計決算であります。歳入総額46億1,542万3,359円、歳出総額43億5,951万7,761円、歳入歳出差引残高は繰越明許費の一般財源部分1,170万4,000円を含んで、2億5,590万5,598円となっており、繰越明許事業に係る翌年度繰越額は1億3,328万2,000円であります。

それでは、5ページをお開きください。

まず、歳入であります。1款村税は収入済額が15億2,269万5,193円で、不納欠損額が695万9,484円、収入未済額が8億3,493万8,618円。

税目ごとでは、村民税の収入済額で3億3,488万3,386円、固定資産税は10億6,916万5,267円、軽自動車税は2,316万9,000円、村たばこ税は6,480万2,540円、入湯税3,067万5,000円となっております。

6ページ、2款の地方譲与税の収入済額は7,694万4,093円で、自動車重量と地方揮発油分であります。3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金については、ご覧の収入済額となっております。

6款地方消費税交付金の収入済額は1億1,288万円、7款自動車取得税交付金1,478万2,000円、8款地方特例交付金は児童手当及び減収補てん特例分で、合わせて1,325万5,000円、9款地方交付税は17億1,498万5,000円、内訳は普通交付税が14億8,893万9,000円、特別交付税は2億2,604万6,000円であります。

10款交通安全対策特別交付金をご覧いただき、8ページ、お願いします。

11款分担金及び負担金は7,553万4,759円で、分担金の主なものは、道路改良事業地元負担金831万6,000円、負担金については、民生費負担金の保育所保育料負担金2,923万8,620円、総務費負担金の白馬村地域公共交通会議負担金2,183万1,799円が主なものとなっております。

12款使用料及び手数料は6,877万3,654円で、主なものは、総務使用料のジャンプ台リフト使用料3,191万8,000円、ケーブルテレビ施設利用料等949万6,000円、土木使用料の公有財産占用料661万3,000円、教育使用料のウイング21使用料476万8,000円となっております。

10ページ、13款国庫支出金につきましては3億127万1,136円で、国庫負担金の主なものは、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付負担金3,060万5,000円、子ども手当負担金1億2,755万円、災害費負担金の現年発生公共土木施設災害復旧負担金792万7,000円であります。

2項国庫補助金は1億2,350万4,000円で、民生費補助金が586万2,000円。
11ページへまいりまして、衛生費補助金538万6,000円、土木費補助金5,143万円、
教育費補助金が612万8,000円、農林業補助金が949万円。12ページ、地域活性化交
付金繰越分が4,373万4,000円となっております。

3項国庫委託金については329万1,000円で、年金事務委託金が主なものでございます。

14款県支出金については、収入済額2億5,005万1,147円で、主なものは負担金で、
保険基盤安定負担金が5,006万2,000円、子ども手当負担金が2,024万9,000
円。

13ページ、2項補助金で、総務費のオリンピック施設起債償還費補助金が1,080万
4,000円、緊急雇用創出事業補助金1,200万円、社会福祉費の障害者医療給付事業補助
金802万2,000円、老人福祉費の地域支え合い体制づくり事業補助金828万4,000
円。

14ページ、衛生費は保健衛生費、保健ワクチン接種等事業補助金866万円、農林水産業費
補助金が2,304万7,000円。それから15ページ、商工費補助金が566万2,000
円、電源立地地域対策交付金が452万7,000円となっております。

3項の県委託金は6,443万円で、主なものは、16ページ、ジャンプ台管理委託金4,3
02万6,000円、県民税徴収委託金1,540万8,000円となっております。

15款財産収入は2,167万3,161円で、土地建物貸付収入が1,719万3,000
円。17ページ、財産売払収入として、南小駐車場用地等土地売払収入が307万8,000円
となっております。

16款寄附金については589万円で、ふるさと白馬村を応援する寄附金でございます。

18ページ、18款繰越金については1億397万9,777円であります。

19ページ、雑入については1億14万9,126円で、主なものは、ごみの関連手数料
1,557万6,000円、介護給付金1,878万7,000円、長野県市町村振興協会市町
村交付金528万3,000円。20ページ、介護保険地域支援事業受託金2,235万7,0
00円、SAJオリンピック施設整備補助金500万円等が主なものでございます。

20款村債は、総額で1億8,785万6,000円で、主なものは、道路関連の土木債が
7,270万円で、繰越明許分6,330万円は収入未済額となっております。交付税に振りか
えて発行できる臨時財政対策債は7,125万6,000円の発行をいたしました。

続いて、歳出について説明いたします。

22ページをご覧ください。1款議会費は7,653万2,670円の支出済額で、主なもの
は人件費でありますので、数字等をご覧いただきたいと思っております。

2款総務費の1目一般管理費は1億7,219万8,697円で、各種委員、特別職、総務課

職員の人件費が主なものであります。内訳はご覧をいただきたいと思ます。

25ページをお開きください。2目財産管理費は4,035万9,521円で、庁舎の維持管理等にかかる経費が主なものであります。庁舎の管理賃金508万9,000円、光熱水費の需用費に1,243万8,000円、点検・保険・郵便料の役務費に849万7,000円、庁舎保守管理・JR乗車券販売委託料等に609万4,000円。26ページへまいります。工事請負費、庁舎電話交換機更新工事に691万9,000円となっております。

交通安全対策費は、交通安全協会に対する補助金、それから防犯対策費は、防犯協会に対する補助金が主なものであります。

姉妹都市提携費236万5,288円は、河津町、太地町との小学生交流等に要する経費でございます。

企画費は6,412万4,653円で、情報化対策事業に635万2,000円、ケーブルテレビ管理事業1,569万円、このほか、いこいの杜借地料に800万円、北アルプス広域連合経営費負担金に894万9,000円、地域公共交通会議等負担金ほか2,386万3,000円が主なものでございます。

会計管理費は、会計室の事務にかかわる経費でございます。

28ページへまいりまして、8目の電算業務費でございます。電算業務費は2,454万3,375円の支出となっておりますが、主なものについては、電算総合行政システム業務委託料に1,127万9,000円、ハードウェア・ソフトウェア使用料等444万1,000円となっております。

31ページへまいりまして、31ページから32ページの選挙費は、選挙管理委員会にかかわる経費で47万6,298円の支出で、農業委員会選挙にかかわる費用が主なものとなっております。

32ページ、統計調査費は、各種統計にかかわる報酬や事務費で120万4,412円の支出で、監査委員費は、監査委員の人件費が主なものでございます。

飛びまして、63ページからの消防費をお開きください。

8款消防費の支出済額は1億7,081万9,547円で、非常備消防費については3,412万円となっており、消防団員の報酬、共済費、出動賃金、報償費が主なものでございます。

64ページ、広域常備消防費の1億2,415万8,600円は、北アルプス広域連合の負担金が主なものでございます。

消防施設費の415万5,100円は、消火栓の設置工事費用が主なものでございます。

65ページにかけての防災費は838万5,010円の支出済額で、主なものは、防災ハザードマップ作成委託に126万円、耐震診断委託料に223万5,000円、地域防災力向上支援事業として、孤立可能性のある集落に衛星携帯電話と非常用電源機の購入配備に187万4,0

00円が主なものとなっております。

飛びまして77ページ、11款公債費をお開きをいただきたいと思います。

公債費でございますが、公債費は7億977万7,345円で、元金及び利子については記載のとおりであります。年々着実に減少しており、財政の健全化に向け進んでおります。

78ページ、12款諸支出金につきましては、財政調整基金や減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に関する基金の積立金の支出でございます。

79ページ、実質収支に関する調書であります。表の一番下6実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は財政調整基金への繰り入れであります。1億2,100万円でございます。

80ページ、財産に関する調書でございます。財産に関する調書の年度中の増減で、土地については、学校、山林は道路拡幅関係による減、その他の施設については、道路、水路等寄附による増、建物は教員住宅の減でございます。

81ページ、物品中自動車の増は所管がえによる増、雪上車は廃止のための減でございます。

その他の項目については、それぞれご覧をいただくことで、説明を省略させていただきます。

私の関係する箇所についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 私からは、2項の徴税费につきまして、説明をさせていただきます。

28ページをお開きください。2項徴税费でございますけれども、支出済額が1億191万9,758円でございます。1目税務総務費が7,131万円ほどでございますけれども、これにつきましては、9名分の職員の人件費が主なものでございますので、ご覧をいただきたいしたいと思います。

次の29ページの2目賦課徴収費でございます。支出済額が3,060万円ほどございまして、前年に対しまして2,100万円ほどの減でございます。賃金が230万円ほどございまして、これは臨時職員、長期が1名分、短期が2名分の賃金でございます。

それから、13の委託料が1,479万円ほどでございますけれども、内訳は不動産鑑定評価委託料、これは公売のための鑑定評価で103万円ほどでございます。それからその1つ下、2つ下ですね、土地鑑定評価、似たような名目でありますけれども、これは固定資産税の土地の課税のための鑑定評価ということで13万円ほどの費用でございます。その次の賦課収納業務電算委託料が1,383万円ほどでございます。

14の使用料及び賃借料は、ハード・ソフトウェアリース料で162万円ほどでございます。

めくっていただきまして、次のページでございますが、19負担金補助及び交付金で320万円ほどでございますけれども、これは長野県地方税滞納整理機構の負担金でございまして、移管分20件分の負担金となっております。

なお、当初よりも若干減っておりますが、滞納整理機構の方で、予算に余裕があるということで5%分下がっていて、この額になっております。

それから、22補償補てん及び賠償金でありますけれども、これのうちの補てん金であります。3月議会で補正をいただいた分でございますけれども、固定資産税の更正にまつわる補てん分ということで473万円ほどでございます。

23の償還金利子及び割引料、これは村税還付金及び還付加算金でございます、264万円ほどでございます。

私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 住民福祉課関係について説明をいたします。

30ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費は3,064万7,596円の支出で職員の人件費や戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の電算システムに関するリース料と保守管理委託料が主なものでございます。

少し飛びますが、35ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7,121万6,807円で、職員の人件費や社会福祉協議会への補助金2,500万円ほどが主なものでございます。

2目老人福祉費は5,671万944円の支出となっております。

36ページをお開きください。13節委託料は乗り合いタクシーの運行、災害時要援護者台帳システムの構築、それと37ページにあります配食サービス在宅介護支援センター運営などに関する支出です。20節扶助費は、養護老人ホームなど福祉施設への入所費用が主なものでございます。

3目障害者福祉費は7,064万7,039円で、障害者自立支援法に伴う費用を支出しています。

38ページをお願いします。支出の大きなものは、20節扶助費の自立支援給付費5,860万円余りで、施設等への入所と通所にかかわる介護給付や就労のための支援施設への通所など訓練等に対する給付でございます。

39ページをご覧ください。4目社会福祉施設費は1,735万2,444円の支出で、保健福祉ふれあいセンターの維持管理費用と鹿島荘の運営費、特別養護老人ホームの建設費に対する負担金が主なものでございます。

5目介護保険費は1億6,996万729円の支出で、北アルプス広域連合が行っている介護保険運営に対する負担金や居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの運営費用でございます。

41ページをお開きください。6目住民福祉費は1億9,475万3,827円の支出です。19節負担金では、後期高齢者療養給付費負担金が6,598万円余り。42ページになります。

28節繰出金では、国民健康保険特別会計への繰出金が1億70万円余り、後期高齢者医療特別会計への繰出金が1,720万円余り、これらが住民総務費の主な支出でございます。

7目福祉医療費は4,203万8,753円の支出です。20節扶助費の15歳以下の乳幼児や重度心身障がい者の皆様への医療費自己負担分に対する給付費が主なものでございます。

2項1目児童福祉総務費は508万7,476円の支出で、放課後児童クラブに関する支出となっております。

43ページになります。2目子育て支援費は1億6,929万900円の支出で、20節扶助費子ども手当1億6,800万円余りが主なものでございます。

3目保育所費は1億4,128万8,697円で、しろうま保育園子育て支援ルームの運営費でございます。支出の80%以上が、保育士を初めとする職員の人件費となっております。

45ページをお開きください。3項国民年金費1目年金総務費は443万6,946円の支出で、国民年金事務に関する人件費が主なものでございます。

47ページをお開きください。4款1項2目保健予防費は6,155万6,526円の支出で、がん検診、乳幼児健診、各種の予防注射などの費用で、職員の人件費と13節の委託料が主なものでございます。

48ページをお開きください。3目医療対策費は890万4,560円で、休日や夜間の救急医療、冬のスキー傷害診療などが主なものとなっております。

以上で住民福祉課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 環境課関係をご説明いたします。45ページにお戻りください。

45ページ下段の衛生費環境衛生費ですが、7,994万2,595円の決算でございました。これは人件費のほか、11節需用費の457万5,000円余りは、公衆トイレにかかわるものでございます。めくっていただきまして46ページ、委託料の主なものは雑排水収集委託料、またトイレの管理委託料でございます。19節負担金補助及び交付金の4,361万9,000円余り、環境課関係では、北アルプス広域連合負担金の1,962万3,000円、水道事業会計補助金、これは落倉・嶺方簡水の償還元利金の補助ですけれども、837万7,000円余りでございます。

下段の合併浄化槽の整備補助金関係は、建設水道課の所管となります。

めくっていただきまして、48ページお願いいたします。清掃費の塵芥処理費ですけれども、1億6,193万3,085円の決算でございました。需用費の主なものは消耗品で、これは指定ごみ袋の製作費でございます。印刷製本費は、ごみの分別等のガイドブック、早見表の印刷製本でございます。13節委託料3,727万3,000円余りは、塵芥処理委託のこれがすべてでございまして、11項目のごみ収集処理を行っております。

負担金関係では、清掃センターの負担金が1億1,318万6,000円、その下のごみ集積場設置補助金124万1,000円は、昨年、3地区で、ごみ集積場の設置、改造等がございました。

49ページの2目し尿処理費7,268万4,000円は、クリーンコスモ姫川への負担金でございます。

その下の温暖化対策費は5万136円の決算でございました。

少しめくっていただきまして、62ページをお願いいたします。

62ページの都市計画費の中の都市計画総務費65万4,900円の決算でございます。環境審議会等委員報酬、またオオタカ保護監視員の報酬のほか、負担金補助及び交付金では、昨年、飯田地区で1棟廃屋を撤去、大きな廃屋を撤去いたしまして、それに対して50万円補助をしております。

2目の都市公園費の決算額は59万9,446円、これは大出公園の管理費でございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 続きまして、平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 観光農政課の関係につきましてご説明いたします。

決算書の49ページをご覧ください。農業費農業委員会費1,309万7,000円余りの主な内容につきましては、農業委員会14名の報酬と職員1名、臨時職員1名分の人件費であり、次の農業総務費4,617万3,000円余りの主な内容は、振興公社出向職員を含めまして5名分の人件費であります。

次に、50ページ、農業振興費は1,244万7,000円余りで、農業体験実習館、テニスコート、神城多目的集会施設等の維持管理経費と、残雪対策、白馬産米のカドミウム検査であります。

51ページ、負担金補助及び交付金の主なものは、水稻病虫害防除とノネズミ駆除に対する補助金70万3,000円余り、ソバの価格補償として負担金52万円余り、中山間地域6団体と環境保全型として1法人に対する交付金であります。

次に、農地費は7,081万2,000円余りで、委託料の主なものは水力発電導入に向けての調査概要設計390万円、農業活性化緊急基盤整備測量設計79万8,000円、奈良井地区の有効活用を図るための計画策定に99万7,000円余りであります。

使用料及び賃借料の主なものは、農業用水取り入れ口土砂除去に伴う重機使用料であり、工事請負費は、農業活性化緊急基盤整備工事4地区で1,000万6,000円余り、塩島地区水路安全対策工事78万7,000円余り、農業用水路等の改修工事140万円余りであります。

52ページ、負担金補助及び交付金は、白馬村土地改良区へ237万6,000円余り、農地・水保全管理交付金として6地区に71万5,000円、土地改良事業償還助成としまして、

12団体に2,240万5,000円余りであります。

繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しであります。

次に、林業費林業振興費は3,055万6,000円余りで、委託料の主なものは、ナラ枯れ被害木伐倒、林道細野線の工事に伴う監督補助、有害鳥獣駆除、三日市場南スノーハーブコース沿いの森林整備であります。

53ページ、工事請負費は林道細野線のり面保護と落石防止工事994万3,000万円余り、林道白馬小谷東山線及び細野線の維持補修工事等に143万5,000円余りであります。原材料費は、ナラ枯れ対策粘着材、樹幹注入剤83万1,000円余りと林道補修資材であります。

負担金補助及び交付金の主なものは、間伐等森林整備に対する補助と森林整備地域活動支援事業としまして、森林経営計画策定促進、施業集約化促進、作業路網の改良など地域活動に対し、342万3,000円余りの補助、有害鳥獣被害対策として協議会へ145万円、林道青鬼線償還助成121万7,000円余りであります。

次に、地籍調査事業費3,230万4,000円余りの主な内容は、職員2名、臨時職員1名、振興公社準職員1名分の人件費と、北城14、15区の点検測量、16区の基準点、一筆地測量であります。

次に、54ページ、観光費観光総務費4,878万6,000円余りは、職員2名、観光局出向職員2名分の人件費と、白馬岳頂上宿舎と観光施設の改修に伴う県観光協会への償還が主なものであります。

次に、55ページ、観光施設整備費は2,771万6,000円余りで、修繕費の主なものは、雪害による白馬岳頂上宿舎323万4,000円であります。

56ページ、委託料の主なものは、登山道維持管理費経費など山岳観光施設関係に400万3,000円余り、白馬駅前観光案内所運営業務377万2,000円余り、国民保養センター岳の湯の耐震診断84万3,000円余りであります。

使用料及び賃借料の主なものは、オリンピック記念館等の土地借上料と国有地借上料であります。

次に、観光宣伝振興費の9,041万7,000円余りは、ふるさと雇用再生事業としまして、観光局職員の2名分の人件費332万7,000円、ナイトシャトルバスの借上料、観光局へ7,439万3,000円と北アルプス観光協会など14団体へ429万6,000円余りの負担金が主な内容であります。

次に、57ページ、観光安全浄化対策費687万4,000円余りは、八方尾根安全管理協議会など5団体への負担金が主な内容であります。

次に、観光特産費526万7,000円余りの内容は、道の駅土地借上料168万円余りと特産品開発促進事業として商工会への負担金200万円であります。

次に、58ページ、遭難対策費271万4,000円余りの主な内容は、登山相談所開設に伴う登山補導員賃金と遭難防止対策協会への負担金であります。

次に、商工費商工振興費5,540万1,000円余りの主な内容は、保証協会保証料補給負担金68件で836万7,000円余り、商工会への負担金補助780万円、住宅等リフォーム補助123件で1,800万5,000円であります。

次に、77ページをご覧ください。災害復旧費現年発生林道施設災害復旧費465万1,000円は、平成23年6月に発生しました林道黒菱線2カ所分のうち1カ所の工事費及び設計委託料であります。

なお、1カ所分の257万3,000円につきましては、工期の延長により平成24年度に繰り越しをしてあります。

以上で観光農政課関係の説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 次に、太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 建設水道課関係について説明をいたします。

46ページをお開きください。1,000円以下は省略をさせていただきます。

環境衛生費の負担金補助及び交付金の下から2番目にある合併浄化槽整備事業補助金は、下水道区域外で合併浄化槽を設置した31施設に対して、1,349万円の補助をしてございます。

59ページをお開きください。7款土木費について説明をいたします。1項土木管理費1目土木総務費は、職員の人件費の支出が主なものでございます。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費では、村道台帳補正委託料と土地の借地料が主な支出でございます。

60ページですが、2目道路維持費は、村道等の維持補修と除雪にかかわる経費として2億5,243万2,000円を支出してございます。7節賃金と11節需用費は、村道除雪事業に係る支出が、光熱水費は村道の無散水消雪施設の電気料694万4,000円が、それぞれ主な支出でございます。13節委託料の村道除雪業務委託料は、昨年度より約1,000万円増の1億6,865万2,000円の支出となりました。15節工事請負費は、舗装の穴埋めやオーバーレイ、道路構造物補修の工事費の支出です。なお、繰越額の1,630万円は、きめ細かな交付金道路維持事業でございます。16節原材料費は、道路凍結防止剤と各地区へ支給したU字溝や碎石などの購入費用でございます。18節備品購入費は、国庫補助による除雪機械整備事業で、凍結防止剤散布機と散布機搭載トラックを購入しております。

61ページですが、3目道路新設改良費は、村道7路線の改良舗装事業などに1億4,444万8,000円を支出してございます。繰越額の1,066万5,000円は、神城山麓線18工区の委託料と19工区の工事請負費で、繰越明許費の1億2,440万9,000円は、同じく神城山麓線の20、21工区の工事請負費などでございます。13節の委託料は、村内に10

2 ある橋梁の長寿命化修繕計画策定委託料と、落倉水芭蕉通りの測量設計委託料が主な支出でございます。15節工事請負費は神城山麓線と瑞穂の改良舗装工事などが主な支出でございます。

次のページをお開きください。4目交通安全施設整備費は、ガードレールの新設と村道への区画線設置などの支出でございます。

3項河川費1目河川総務費の19節負担金補助及び交付金については、砂防事業や河川事業促進を目的とした同盟会等への負担金が主なものでございます。

次のページでございますが、4項都市計画費3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金2億5,300万円の支出でございます。

5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅17戸の維持管理に要する支出でございます。

飛びますが、77ページをお開きください。10款災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費については、23年に発生した村道3カ所の災害復旧に要した費用で1,253万6,000円支出しております。

以上で、建設水道課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） スポーツ関係、教育関係についてご説明をさせていただきます。

33ページをお開きをいただきたいと思います。スポーツ事業費の関係でございます。

総務費の関係では2,630万ほどの支出がございます。職員3名分の給料等でございますので、よろしく願いいたします。

2目の施設管理費でございますけれども、ジャンプ競技場関係で8,254万余り、スノーハープ関係で3,964万余りの支出となっておりました。繰り越しの関係でございますが、570万2,000円の繰り越しが、きめ細の交付金でございますけれども、繰り越しがございました。

支出の関係で主なものを申し上げますと、修繕費の関係、リフトの圧搾機、それから圧雪車の点検等で1,200万、そして、きめ細の関係でグリーンスポーツの遊具の修繕費、そしてウイング21のホールやどんちょうの修繕ということでございます。

続きまして、13の委託料でございますけれども、施設管理委託料、ジャンプ台の管理委託料といたしまして4,785万円、雪どめの脱着関係で700万ほど、そしてスコアボード等の保守管理関係で110万ほどございまして、合計しまして5,886万ほどになっております。

続きまして、設計監理委託料の関係でございますけれども、主に2号橋の改修工事の設計でございます。480万ほどございます。そして、施工管理の関係で50万ほど、そしてコースの改修等で施工管理でございますが、32万ほどの支出を合わせて565万6,000円でございます。

続きまして、15工事請負費の関係でございますが、第2号橋の改修工事といたしまして1,100万ほど、そしてコース4カ所の改修に800万ほど要しました。合わせて、トータルで2,429万7,000円でございます。そして備品購入の関係でございますが、スノーハーブに草刈り機の導入をいたしております。49万ほどでございます。

続いて、振興公社の補助金でございますが、1名の給与分でございます。なお、ジャンプ台競技施設管理費に係りまして県の委託金4,322万6,000円とリフトの使用料3,191万8,000円を充当し、スノーハーブの改修事業に関しましては、辺地債2,490万円を充当してございます。

続きまして、スポーツ事業振興費でございます。8の報償費の関係でスキースポーツの育成奨励金といたしまして19名に支出、そして世界選手権や国体等の入賞者にスポーツ功労賞ということで、7名に37万円支出してございます。

19の負担金補助及び交付金関係でございますが、スポーツ拠点づくり推進補助金として、全国小中学生マウンテンバイクの補助金に、地域活性化センターよりいただいております400万円を出しております。それから白馬少年スキー大会400万、サマーグランプリのジャンプ500万8,000円、サマーノルディック84万4,000円、全日本スキー選手権の技術選に100万円と、合計しまして、各種スキー大会に685万2,000円ほど支出してございます。

続きまして、スノーハーブのクロスカントリーの大会に負担金として29万3,000円ほど、白馬村スキークラブの補助金といたしまして、職員1名分の給料を231万2,000円、スキー選手育成費補助金として1,000万円、白馬高スキー部補助金として100万円、新しくつくりましたグリーンスポーツのランニングコースの記録会に、コースオープン大会ということで50万円の支出をしてございます。

続きまして、ページへ飛びます。65ページ以降になりますのでお願いいたします。

教育費の関係でございます。1目教育委員会費でございますが、4名に教育委員さんの支出等でございます。

2目事務局費でございますけれども、教育長、それから3名の職員の給料、それから賃金でございますけれども、毎週火曜日に教育相談ということで、32回、相談回数は13回でございましたけれども、教育相談を実施しております。合計で41万円ほどの支出でございます。

それから、需用費の修繕費の関係でございますが、きめ細やかな交付金の中で、南小の校舎の改修、それから北小の駐車場の区画線の改修、中学の教室の床の改修等を合計しまして334万4,000円ほど支出してございます。

工事請負費の関係でございますが、北小学校校舎、そして中学の廊下改修に394万5,000円、それから南小学校に新しく遊具を開設するというので、181万8,000円ほど支出してございます。

備品購入の関係でございますが、新しく汁わんを新調しました。800ほどの汁わん、それからトレー、それからガスがまを1台新設し、合計で223万4,000円ほどの支出でございます。

19の負担金補助及び交付金でございますけれども、幼稚園の就園奨励費補助金でございますが、21世帯25人分の支出、合計しまして415万8,000円ほど、それから中学校の職員の福利厚生補助金としまして、世帯が2世帯、単身が16名ということで、168万ほどの支出をしております。

2の小学校費でございますけれども、学校管理費でございますが、嘱託の職員ということで用務員2名分452万8,000円。

続きまして、燃料費、これは南北の小学校の費用でございます、270万。光熱水費は900万ほど、南小が400万、北小が500万ほどでございます。修繕費につきましては、網戸、ガラス等の修繕をいたしております。

教育振興費でございますけれども、各学校の校医ということで1名ずつ118万4,000円の支出でございます。

続きまして、7の賃金でございますが、嘱託職員の賃金、南小2名、北小3名、合わせまして1,477万9,500円、外国語の助手といたしまして85万3,000円ほどの支出でございます。

需用費でございますが、消耗品といたしまして、南小に370万円ほど、北小に420万円ほどの消耗品を支出でございます。合わせて805万4,000円です。

続きまして、中学校費でございますけれども、1の学校管理費といたしまして光熱水費350万、それから工事請負費といたしましてプールの解体、それから校長住宅を解体しております。そちらの工事の関係で609万ほどの支出をしております。

教育振興費では、嘱託職員の賃金2名分、それから外国語指導助手といたしまして230万ほどの支出をさせていただきました。

70ページをご覧いただきたいと思っております。11番の需用費でございますけれども、消耗品の関係で425万5,000円ほどの支出をさせていただきました。

続いて、19の負担金補助及び交付金でございますけれども、中学のスキー大会、県中、それから全中の大会の派遣補助として113万9,000円ほど、それから遠距離通学の補助金といたしまして、41名に126万1,000円ほど支出しております。

扶助費の関係では、準要保護生徒費補助金に13名で99万6,000円、特別支援教育就学生徒奨励費として5名に11万8,000円ほど支出しております。

社会教育費の関係で社会教育総務費、ここには社会教育委員6名さんを委嘱しております。続きまして、給料ですが、職員2名が支出をさせていただいております。

13の委託費でございますが、ウイング21の自主公演の委託費用でございます。7月15日にサイ・イエングアンさん、ソプラノのリサイタルと11月26日にういんぐ21爆笑寄席を行っております。そちらの方に委託料として支出させていただいております。

続きまして、公民館費でございます。全体で230万ほどの支出をさせていただいております。

図書館費に移りまして、司書2名分の給料、賃金でございますけれども、291万9,000円の支出でございます。

続きまして、15の工事請負費でございますけれども、自動ドアの改修ということで129万1,000円ほどの支出をさせていただきました。

次に、18の備品購入費でございますけれども、図書館の図書費、それからDVD等の図書購入に449万9,000円を支出させていただいております。それからインターネットの書架等を12台ということで備品の購入費259万9,000円、それから学校図書室の備品購入費といたしまして、拡大印刷機やインクジェットプリンターを295万5,000円で支出させていただいております。19の負担金でございますが、振興公社の方に1名分の司書の支出をしてございます。

教育委員会関係の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） それでは、これから1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

日程第13、認定第1号、説明漏れがございましたので説明を求めます。松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） ページで言います。73ページからお願いをいたします。

文化財保護費の関係でございますが、おめぐりいただきました74ページに、19負担金補助及び交付金の欄でございますけれども、母屋の改修が2件、それから青鬼神社の鳥居の改修ということで、文化財保護事業費補助金が1,162万6,000円支出されてございます。

続きまして、5の保健体育費でございます。保健体育総務費では給料といたしまして1名分の給料、そして19の負担金補助及び交付金の中に、総合型地域スポーツクラブ補助金といたしまして、スポーツ教室分160万円、白馬村体育協会の1名分の賃金といたしまして224万7,000円、ウイング21の臨時的賃金といたしまして、昼間2名、夜間2名、ホールの管理2名ということで6名分で、合わせまして533万1,000円、B&Gプールの監視員の賃金といたしまして、常時は3から5名おりますけれども、あとパートで5名ぐらいの追加をいたしました170万7,000円。

続きまして、需用費でございますけれども、光熱水費といたしまして、ウイング21の関係で

630万円、南北のグラウンドでございますけれども、200万円、南北のトレセンで84万円、B&Gの関係で150万円ほど、合計いたしますと1,078万5,000円の支出でございます。

13の委託料でございますけれども、ウイング21の管理委託料といたしまして、電気、エレベーター、音響、消防設備の管理委託料、合わせまして479万3,000円でございます。また、グリーンスポーツ施設の管理委託料ということで、財団法人白馬村振興公社の方に支出してございます240万円、それからプールの設計委託料ということで、設計の関係で299万2,000円の支出がございました。

14の使用料及び賃借料では、北部トレセン、B&Gプール等の用地賃借料といたしまして116万6,000円ほど支出してございます。

続きまして、3の学校給食費でございます。南小と、それから共同調理場の合計でございます。賃金でございますが、南小に3名、共同調理場に3名、そして米飯のときに1名ということで、合計しますと7名の賃金、合計で1,330万4,000円ほどでございます。

また、19の負担金補助及び交付金の中に、振興公社準職員人件費でございますが、こちらは共同調理場の職員3名分の賃金でございます。957万3,000円の計上でございます。

大変申しわけございませんでした。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 次に、日程第14 認定第2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第3号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 認定第2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

歳入歳出決算書の85ページをお開きください。

なお、読み上げる金額については、収入済額と支出額ということにいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。1款1項国民健康保険税は、3億126万7,535円、不納欠損額は89万1,800円、収入未済額は6,245万443円となりました。不納欠損は、現年度課税分2件、過年度課税分19件の21件が所在不明などの理由により時効が成立したことによるものです。

1目一般被保険者分は2億7,498万1,557円、2目退職被保険者分は2,628万5,978円でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金は2億3,568万695円で、療養給付や介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業などに対する負担金でございます。

86ページをご覧ください。2項国庫補助金は、財政調整交付金が主なもので6,780万6,600円。

3款療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養費に対する被用者保険の保険者からの交付金で、7,275万2,000円。

4款前期高齢者交付金は1億9,337万8,305円。

5款共同事業交付金は1億3,549万538円で、87ページの上段にあります保険財政共同安定化事業交付金が主なものとなっております。

87ページですが、7款繰入金は1億71万9,000円で、低所得者にかかわる保険税軽減分や人件費、事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

少し飛びますが、89ページをお開きください。

中段にございます10款県支出金は5,311万1,323円で、1項県負担金は高額医療費や特定健診に対するもの。2項2目県財政調整交付金は、医療費給付費、介護納付金、後期高齢者支援金に対する補助金でございます。

次に、歳出の説明をします。

90ページになります。1款1項1目一般管理費は1,563万8,794円で、職員の人件費や電算システムの委託料が主なものでございます。

91ページをお開きください。2款1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費の5億8,606万8,200円と、2目退職者被保険者療養給付費の6,243万6,118円が主なものとなっております。

92ページになります。2項高額療養費は8,977万1,551円、4項出産育児諸費は1,247万9,750円で、30件の出産に対する出産育児一時金でございます。

93ページをお開きください。4款後期高齢者支援金は1億2,420万9,130円です。

94ページになります。後段にあります6款介護納付金は8,183万1,046円で、40歳から64歳の方の介護保険料を支払うというものです。

7款は、1項共同事業拠出金が3,268万1,294円。

95ページをお願いいたします。2項保険財政共同安定化事業拠出金が1億422万2,745円となっております。

8款1項特定健康審査等事業費は1,194万4,684円で、特定健診の受診率は45.7%でした。

9款基金積立金では3,477万6,345円で、給付費準備基金として積み立てを行いました。

96ページをお願いします。10款2項1目療養給付費負担金等返納金は1,866万2,307円でございます。

97ページ、お願いします。実質収支に関する調書です。

歳入総額は12億4,251万5,000円、歳出総額は11億9,165万3,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は5,086万2,000円で、24年度へ繰り越しとなります。

98ページの財産に関する調書は、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続いて、認定第3号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明をいたします。

歳入歳出決算書の101ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者保険料は収入済額が4,537万9,300円、収入未済額が31万1,500円となりました。

3款繰入金は1,727万1,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続いて、歳出を説明いたします。

103ページをお願いします。1款総務費は75万5,953円で、保険料徴収に関する費用でございます

2款分担金及び負担金は6,181万2,585円で、白馬村で徴収した後期高齢者保険料と白馬村が負担すべき医療給付費を負担金として広域連合に支払うものでございます。

104ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

歳入総額は6,275万6,000円、歳出総額は6,257万6,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は18万円で、24年度へ繰り越しとなります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、日程第16 認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第5号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

説明につきましては、決算書、事項別明細書で行いますので、決算書の107ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で、収入済額は1,216万1,000円で、不納欠損額は、会社倒産等13件で993万2,000円、収入未済額は1億4,164万5,000円となっています。

2款の使用料及び手数料は下水道の使用料金で、収入済額1億8,099万円、不納欠損額は、所在不明等24件で4万2,320円、収入未済額は2,093万5,000円となっております

す。

3 款の国庫補助金は、下水道基本計画の見直しに伴う社会資本整備総合交付金で 1 6 0 万円です。

4 款の繰入金金は、一般会計からの繰入金で 2 億 5, 3 0 0 万円でございます。

次のページをお開きください。7 款村債は、財源不足を補う下水道資本費平準化債が、昨年同額の 1 億 1, 0 0 0 万円でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

1 項総務費 1 目一般管理費ですが、1 3 節委託料は上下水道システム保守管理と東部農集排の公共下水道への統合に係る認可申請作成業務委託料が主なものです。次のページをご覧ください。2 7 節公課費は消費税でございます。

2 目施設管理費の 1 1 節需用費は、浄化センター及び下水道管のポンプ施設にかかわる電気料が主な支出でございます。1 3 節委託料は、浄化センターの運転管理委託と汚泥処理委託が主なものでございます。

次のページをご覧ください。2 項下水道建設費 1 目公共下水道建設費ですが、1 5 節工事請負費は、5 件の公共ます設置工事が主な支出です。1 9 節負担金の共同排水設備設置等補助金は、ポンプ施設や下水道管理設を行った 1 1 件に対する補助金でございます。

2 款公債費は 4 億 6, 9 5 2 万 7, 0 0 0 円で、起債の元利償還金です。平成 3 3 年ごろまでは、公債費については多額な状況が続くと見込んでおります。

次のページをご覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は 5 億 6, 8 4 0 万 9, 0 0 0 円、歳出総額は 5 億 5, 2 0 8 万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1, 6 3 2 万 9, 0 0 0 円で、2 4 年度へ繰り越しとなります。

1 1 3 ページ、1 1 4 ページは財産に関する調書です。

以上で、下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第 5 号 平成 2 3 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

説明については、先ほど同様、事項別明細書で行いますので、決算書 1 1 7 ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1 款の使用料及び手数料は、東部及び野平地区の農集排の使用料で 8 6 0 万 5, 0 0 0 円となっております。

2 款の繰入金金は、一般会計からの繰入金で 2, 4 0 0 万円となっております。

4 款の諸収入 2 4 0 万円余りは、東部及び野平地区からの起債償還にかかわる地元負担金が主な収入です。

次のページをお開きください。歳出の説明をいたします。

1項農業集落排水事業費1目一般管理費は、農集排の使用料を徴収するための事務費でございます。

次に、2目施設維持管理費です。11節需用費は、東部及び野平の処理場及び管渠にかかわる電気料及び修繕費が主な支出です。12節役務費では、汚泥処理費用が主な支出です。13節委託料は、東部及び野平の処理場の運転管理と保守管理の委託料が主な支出となっています。

次のページをご覧ください。2款公債費は2,636万4,000円で、起債の元利償還金です。

次のページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額は3,622万5,000円、歳出総額は3,502万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は120万3,000円となり、24年度へ繰り越しとなります。

次のページは、財産に関する調書です。財産の増減はございません。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

認定第6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

法の改正により、法定積立金の積み立て義務が廃止になりましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙、平成23年度白馬村水道事業剰余金処分計算書のとおり、未処分利益剰余金1,773万1,597円のうち、1,000万円は建設改良積立金に積み立て、残りの773万1,597円を繰り越すものとし、あわせて同法第30条第4項規定により、平成23年度白馬村水道事業会計決算につき、ご審議をお願いいたします。

決算書の122ページをお開きください。収益的収入及び支出では、水道事業収益の決算額は2億9,016万7,000円、水道事業費用の決算額は2億7,197万1,000円です。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出です。資本的収入の決算額は2,323万円、資本的支出の決算額は1億4,562万円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を、当年度分損益勘定留保資金などで補てんをしております。

次のページをご覧ください。左側の損益計算書から説明をいたします。内訳については129ページからの収益費用明細書で後ほど説明をいたします。

右側の下から3行目をご覧ください。23年度の純利益は1,638万1,000円となり、本年度も利益を計上することができました。

次のページをご覧ください。剰余金計算書ですが、先ほど利益の処分の認定でご説明をしましたが、未処分利益剰余金1,773万1,000円のうち、1,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの773万1,000円を翌年度に繰越をします。

次のページをご覧ください。貸借対照表でございます。固定資産の年度中の増減につきましては、132ページの固定資産明細書でご確認をいただきたいと思います。

流動資産は、3月31日の決算時で現金預金は7,359万4,000円、未収金は4,788万円などとなっています。

流動負債は、未払い金が1,114万6,000円です。未払い金の主なものは、3月に使用して、4月に支払になる電気料や消費税などでございます。

資本金では、自己資本金が3億5,649万8,000円、借入資本金の企業債借入残高は7億2,733万円です。

なお、企業債については、133ページに明細書がありますので、ご覧をいただきたいと思えます。

次のページをご覧ください。事業報告書です。左上段の表は、22年度との数値の比較であります。主要建設改良工事は右側の下段に記載してありますので、ご覧をいただきたいと思えます。

次のページをご覧ください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ22年度との数値比較であります。事業収入は前年度より約680万円の減額、事業費は前年度より約1,020万円の減額となりました。

次のページをお開きください。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入の関係では、水道使用料が2億6,165万2,000円で、総収入額の95%ほどを占めています。営業外収益の他会計補助金は、落倉と嶺方の簡易水道事業の起債償還金利子に対する一般会計からの補助金です。

水道事業費用ですが、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費で、支出額の主なものは、職員人件費及び浄水場の管理に伴うものがございます。

配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出額の大きなものは、各配水池の電気料が1,250万円ほどで、あとは職員の人件費でございます。

次のページをご覧ください。総係費は水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございます。本年度の減価償却費は1億1,468万円ほどです。営業外費用の支払利息は、起債の利息分でございます。特別損失の過年度損益修正損181万5,000円は不納欠損の額でございます。件数は28件で、理由は、破産3件、費用倒れ6件、行方不明13件、時効の援用2件、その他が4件となっております。

次のページをお開きください。資本的収支の明細書です。資本的収入の主なものは、4項企業債は5%超の、いわゆる高い金利の起債の借りかえに対する借り上げで、5項他会計補助金で、簡易水道事業で借り入れた起債の元金の償還金に対する一般会計から補助金でございます。

資本的支出の1項建設改良費は、職員の人件費や老朽化した建設の改修工事費などが主な支出でございます。

2項企業債償還金は元金の償還金で、前年度より約1,500万円減額の1億443万円余りとなっております。

次のページをご覧ください。固定資産の明細書でございます。構築物、機械及び装置、工具器具及び備品の増加は、水道本管の布設替えや水道メーターの更新等に伴うものでございます。

次のページは、企業債の明細書でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、小林代表監査委員に決算審査の結果について報告を求めます。小林勉代表監査委員。

代表監査委員（小林 勉君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

審査は、議員選出の横田監査委員さんと、私、小林の両名で、この8月7日から9日までの3日間行いましたが、代表して審査報告をいたします。

平成23年度白馬村一般会計・特別会計及び企業会計のそれぞれの決算並びに基金の運用状況について審査を行いましたので、その結果の概要と意見を報告申し上げます。

これらの審査に当たりましては、村長より提出されました各会計の歳入歳出決算書と主要な施策の成果説明書などについて事務を所管する課から事情を聴取するなどして、主に次の点に着眼して審査をいたしました。決算の計数は正確であるか、予算の執行はその目的に沿って適正かつ効果的になされているか、事務処理は関係法令を遵守し適正になされているか、財産管理は適正になされているかなどです。

その結果、審査に付された一般会計及び特別会計4件、並びに企業会計1件の全部で6つの会計の決算状況については、関係書類や経理の証拠書類等は、関係法令に基づいて作成されており、決算内容も適正に表示されていて、計数計算も符合して誤りのないことを確認しました。また、基金も適正に管理運営されていることを確認しました。

なお、今後の行財政運営に当たりましては、引き続き、健全財政を堅持しながら、財政サービスの充実と地域の活性化を図る施策を展開していただきたいと思っております。

そこで、お手元の決算審査意見書に沿って、決算の概要を述べさせていただきます。

一般会計と特別会計のいわゆる普通会計の決算規模、実質収支の状況、財政状況が1ページと2ページにありますのでご覧ください。どの会計も実質収支は黒字でした。財政状況では、標準財政規模が5,041万円の減となりました。財政力指数は横ばいですが、0.012ポイントの減でした。経常収支比率は4.3%の増となりました。これは臨時的経費が減となったためです。財政調整基金は決算剰余金の2分の1以上を平成24年度に積み立てることとしました。公債費比率負担率は、前年度と同じく18.8%です。普通会計の地方債現在高は6億7,000万円も減少しました。

全般に、健全財政が堅持されていますが、これは税収の伸びと地方債償還額の減によるものです。また臨時財政対策債は、昨年度より2億6,600万円の減であり、限度額までは至りませんでした。

さて、総括意見を述べさせていただきます。意見書の9ページの7総括意見をご覧ください。意見書、総括意見を朗読します。

最初に、収入未済額についてですが、低経済成長時代に入り、村内の経済活動も大きく伸びる可能性がないと思われる中で、収入未済額の解消には引き続き困難な状況が続くと思われま

す。村税、国保税、上下水道の分担金、負担金や料金の多額滞納者は同一であることが多く、収入未済額対策は根本的な局面を迎えています。

昨年指摘しましたが、税務担当課では延滞金の徴収、財産の搜索、動産・不動産の差し押さえや公売、債券の差し押さえなど滞納処分を積極的に行い、またコンビニ収納などの活用などの便宜を図ってきたことは評価に値します。しかし、担税力には千差万別はあるものの、このままでは納税力が低下することも考えられます。そこで、地域経済の状況を考慮をしながら、法令に準拠した適正な債券処理の方法を考える必要があり、これを積極的に検討していただきたい。

次に、基金に関してですが、各基金とも台帳等整備は適正に行われておりましたが、基金の設置目的に従い超低金利下での効率的かつ適正な運用をされたい。また、厳しい財政状況の中、健全財政運営に対する住民の協力があつたからこそ、決算剰余金から財政調整基金へ積み立てすることができたことを認識していただき、そこで、特に財政調整基金を初めとする基金の関係では、ここ数年の緊急経済対策のような交付金は大きくは期待できないので、基金の取り崩しには十分慎重に検討していただきたいと思ひます。

これに関しては、ここ数年指摘してきたところであるが、行政サービスのベースが行政区であることが多いので、現在行政区が抱えている問題を解決することなしに、住民が抱える問題の解決はないと思われま

す。この問題解決にぜひ取りかかっていたいただきたいと思ひます。

次に、公共下水道の受益者負担金にかかわる問題ですが、これにより白馬村役場の信用と信頼が大きく失われたことと思ひます。この信頼と信用回復には長い時間と多大な労力を要しますが、高邁な目標を掲げ、法令遵守のもとに日々努力を重ねていただきたいと思ひます。

最後に、白馬村は地方分権に代表される団体自治と、住民の意思を反映する住民自治という違った2つの面が複雑に絡み合っていますが、限られた人的・予算的資源の中で、すばらしい村づくりに向けて伸び伸びと、しかし、張り詰めた気持ちを持って業務に当たっていただくことを願っています。

次に、平成23年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について報告いたします。

村長より提出されました健全化判断比率の状況表等により、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の5項目を審査いたしました。

いずれも、関係書類等から数値を反映して作成されており、計数計算は符合していて誤りのないことを確認しました。実際に算定されている実質公債比率と将来負担比率について報告をいたします。

実質公債費比率は16.7%で、将来負担比率は37.2%です。いずれも早期健全化基準を下回ってはいますが、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。また保有する資産や債務を正確に把握した上で、より精微な財務諸表を整備し、それをコスト分析や施策評価に活用することを目指していただきたいと思います。また今後、地方公共団体の会計の方法が変わると予想されますが、これに対応する準備を進めていただきたいと思います。

なお、各会計等の審査結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書等をご覧いただきたいと思います。

以上で、監査報告としていただきます。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第19 決算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第19 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成23年度の決算認定に関する案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置をし、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする特別委員会を設置をし、これに付託の上審査することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から9月17日までの間を休会とし、その間、お手元に配付してあります日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月18日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月17日までの間を休会とし、その間、各委員会等を行い9月18日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 1時41分

平成24年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成24年9月18日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成24年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。本日は通告された5名のうち3名の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可をいたします。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を行います。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。今回は、大きく2問に分けて質問をさせていただきたいと思っております。まず、1点目といたしまして下水道関係について、2点目といたしまして観光再生への取り組み状況についてをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、第1点目の下水道関係についてお伺いをさせていただきます。

公共下水道受益者負担金で、1億円もの未収金が時効を迎え、徴収不能となる問題で、一昨日の新聞等の見出しには「先送り体質のツケ」との報道を見た村民の方も多いことではないかと思っております。

昨年9月の一般質問で、長期間にわたり未収金が多額であること、また他市村との同様の時効問題などへの心配、そしてまた倒産、行方不明等による欠損の計上が、長期間にわたりなかったことなどに対して、そんな観点から質問させていただきました。

答弁内容は、誓約書をいただいている未納者に対し、順次催告書を送付したり、内入れをお願いしている。またそれらに応じない者には、滞納処分が必要な者について差し押さえ等を検討中であるとお答えをいただいておりますが、今年度6月6日、新聞報道で、「時効で欠損処理が数千万か」という見出しから、その後数回にわたりまして新聞報道等がございました。

議会では、この問題を極めて重要と考え、7月2日に公共下水道受益者負担金問題調査特別委

員会を発足し、行政より、経過及び状況等について審議をしているところでございます。

冬季五輪会場の決定や、そしてまた生活環境の向上を目指し、下水道事業の必要性から、一気に工事が進みました。それに伴います事務事業の調整のおくれ、また世界的な経済不況に伴いまして、観光客の低迷などがございます。そんなことから、未収金徴収が進まなかったものと推測をされるところでもございます。

先日、決算委員会におきまして、受益地の正確な把握や台帳整備など、また滞納繰越金等について、24年度会計において正確な数値に訂正するなど、村民の行政に対する信頼回復と、そしてまた再発防止に万全を期すよう附帯決議を提出することが、特別委員会で決定をされております。

今回は、公共下水道受益者負担金にかかわる未収金等の問題点、そしてまた浄化槽設置にかかわる維持管理等などにつきまして、行政指導がどのように行われているか、そんなところをお伺いしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1点目といたしましては、債権徴収権が消滅した者と、一部納入者また全部納入者との間で、公平の原則を維持するため、どのような調整を図っていくのか、また村民への説明会等を計画しているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、未収金処理事務で、時効等の調査おくれが大きな損失を招く結果となっておりますが、時間がかかったその理由、原因等についてお伺いをしたいと思います。

3つ目といたしまして、理事者から徴収担当者への業務指示及び指導、どのように行ったのか、また、徴収関係者の引き継ぎ書の記載内容はどの程度記載されていたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

4点目といたしまして、平成13年度から施行されました下水道加入分担金徴収規定の制定目的は、一体どういう目的でつくられたのか、そしてまたその辺を村民にどのように周知されたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、5番目といたしまして、監査委員に対しまして監査要求をされていると聞いておりますが、その目的についてお伺いをしたいと思います。

6番目といたしまして、村民への配布資料の中に「今後、適正な人員配置、システムの再構築など徴収対策を見直し、未収金の回収に努める」とございますが、この実施時期、それから、またその方法についてお伺いしたいと思います。

また、7点目といたしまして、浄化槽設置件数及び維持管理等への行政指導がどのように行われているかにつきまして、お伺いしたいと思います。

以上7点、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の一般質問、2つについてのお尋ねでございます。

お答えをする前に、今回の下水道時効の問題、そしてそれにまつわる事業の進め方等、適正な事務処理が滞ってしまったがために、こうした大きな問題になってしまったことは、大変、村民の皆様にご迷惑をおかけしたこと、心よりおわびを申し上げるところでございます。

そうした、非常にご迷惑をかけ、反省をしていることを踏まえながら、太田議員のご質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、下水道関係について、7項目にわたりご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、下水道問題、債権の徴収権は消滅した者と納入者との公平の原則を維持するため、どのような調整を図るのかというご質問でございますが、他の市町村の同様の事例を参考にするなど、法律の専門家にも相談をして、今、検討をしているところでございます。

また、村民の皆様への説明会等でありますけれども、当面、今年度の地域役員懇談会と区長会議で説明を行い、そのほか説明をする機会につきましては、広報紙、ユーテレ白馬、村のホームページ等を通じて周知するなどの検討をしてみたいと考えております。

加えて、私自身も村民の皆様の声聞く場として、村長が地域に出向いて話し合いをする車座集会的なことも開催しておりますので、そうした席も利用しながら、今までの経過と今後の取り組みについてご説明をさせていただきたいと、このように考えております。

2つ目の時効等の調査のおくれが大きな損失を招く結果となっているが、その原因はとのお尋ねでございますけれども、結果的に、この時効による損害、発端は数年前にさかのぼるわけでありまして、私が引き継いだ後、そしてまた議員の皆様方からご指摘をいただいた後の時効等の調査のおくれについて、答弁をさせていただきたいと思っております。

この時効等の調査のおくれの原因についてでございますけれども、作業内容としては、時効のものど徴収の可能なものを分ける必要がございます。現在使用している受益者負担金管理システムは、平成23年度にバージョンアップを行いました。時効調査には、過去の入金履歴等の確認が必要でございますが、今までの旧バージョンでは、その作業が極めて困難なため、より正確を期すことから、平成23年度に新システムに更新をいたしました。

また、データの確認作業を始めたところ、不正確なデータが多々あり、その補正作業に時間を費やすこととなってしまいました。さらには、賦課替えについての管理も正確性を欠いていたこともあったことから、それらの補正作業も行い、その後再度の振り分け作業を行うこととなったため、大幅な作業のおくれとなってしまいました。

内容的に複雑で専門性を必要とする部分であるために、単に、臨時的に人を配置すればよいというような状況ではなく、下水道係の増員もできないままの処理となってしまう、結果的には、当初予想していた以上、調査すべき内容が複雑であり、調査のおくれにつながってしまいました。

いずれにしろ、調査がおくれてしまったことに関しましては、深くおわびを申し上げ、今後には

についても、より正確な情報をお伝えをしてみたいと考えております。

3つ目の、理事者から徴収担当者への業務指示及び指導、徴収関係職員の引き継ぎ書記載内容はどうかというお尋ねでございます。私と副村長から、昨年9月の定例会後に、担当課長に受益者負担金の未収金について調査をするよう指示をいたしました。調査経過等については、担当課長から随時報告を受けてまいったところでございます。

また、徴収職員の事務引き継ぎ書の内容につきましては、受益者負担金の概念と1平米当たり900円にしている根拠、負担金の対象と加入分担金の説明、賦課にかかわる年間の作業スケジュール、収納業務内容、その他として各地域での懸案事項や問題点などが記載をされております。今回問題となっている未収金にかかわる欠損等にかかわる記載はございません。

なお、徴収職員及び課長の引き継ぎ書には、受益者負担金だけではなく、上下水道使用料とも滞納整理に力を入れ、減額に努力するよう記載があったところでございます。

次に、4番目のご質問であります、平成13年度から施行の下水道加入分担金徴収規則の制定目的と周知方法についてのお尋ねでございます。平成13年3月に白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例を一部改正して、白馬村下水道加入分担金徴収規則を新たに制定した当時は、第3期拡張事業の2年目であり、南部は飯田西地区、佐野、沢渡地区、中部はエコーランド地区、北部は切久保地区に着手をしています。

なお、事業の完成は、平成17年度でございます。

下水道区域は年々広がっていきましたが、特に、宿泊施設では、既に多額の費用を投資して浄化槽を設置している施設がほとんどだったために、下水道には接続をせず、受益者負担金を滞納する件数が区域を拡張するごとに増加していったと思われまます。また、建物が建っていない受益地についても滞納が増加をしていき、平成12年度末の滞納額は8,700万円余りになりました。

なお、直近である平成23年度末の下水道接続状況は全体で77.5%で、半分に満たない低い地区は、山麓地区が39.4%で、エコーランド地区は39.9%という状況でございます。

受益者負担金は、公法上の債権でありますので、時効は賦課をして5年を経過すると成立をいたします。そこで、滞納物件の時効を防ぐためと公平性を確保するため、平成13年3月の議会定例会において、当時の下水道課が趣旨をご説明し、ご審議をしていただき、条例を改正するとともに、規則を制定をしてございます。

それにより、排水区域で下水道に接続しない土地で、負担金を3年経過しても払わないときは、債権者である村が、加入金規則に賦課替えをすることができることとしたところであります。

また、1,000平米以上の体育施設用地及び地目が山林、原野である土地については、受益者負担金の対象にするということは、個人への負担が大変大きいため、加入分担金を賦課するものとしたしました。

なお、村民への周知は、告示のほか、賦課替えをする必要のある滞納対象者に文書を送付して、条例改正内容を知っていただき、賦課替えをするかしないかの意思確認を行っていたところでもあります。

次に5番目の、監査委員に対しての監査要求の目的についてのお尋ねですが、さきに報告をさせていただきました行政内部の調査報告については、慎重に調査、検討を重ねてきたものでございますけれども、行政側から数字の説明にはまだ疑義があるところのご指摘をいただいたことを重く受けとめ、さらに客観性を高めるために調査、検証していただくためのものであり、地方自治法第199条第6項の定めるところにより、私から監査委員に対して、監査をお願いしたものでございます。

あわせて、議会も特別委員会を設置をし、報告内容等を精査していただいておりますけれども、監査委員会及び議会の皆様方にもしっかりと検証をしていただき、また適切なお指導いただきますよう、お願いを申し上げるところでございます。

次に、6番目の今後の適正な人員配置、システムの再構築など徴収対策の見直しの実施時期と方法等についてのお尋ねでございます。今後の対策の内容と実施時期についてでございますが、業務の見直しによる業務量や、変更可能なシステム対応業務などを精査するとともに、今後については、二度とこのようなことが起こらないように、弁護士や公認会計士など専門家を招き、職員研修を通じて、法令遵守の重要性を再度認識させるとともに、職員の資質向上に努めていきたいと考えております。

庁内全課にわたり、一人一人の事務事業量の再確認、課内の連携、問題意識の共有、職員の適性なども含めた組織の見直しなども進めていきたいと考えております。問題発生の原因等々の調査については、状況を見ながら調査委員会を設置し、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、7番目の浄化槽の設置件数及び維持管理等の指導についてのお尋ねでございます。村内の浄化槽の設置件数は1,248件でございます。件数は大北地域で大町市に次ぎ2番目の件数の多さとなっております。

維持管理等の指導につきましては、県知事指定検査機関である社団法人長野県浄化槽協会によって、浄化槽法に基づき、年1回法定検査が行われております。法定検査は、日ごろ浄化槽設置者により行われている保守点検や清掃の実施状況の確認を含め、浄化槽の状態を総合的に判断するもので、検査結果に応じて、県北安曇地方事務所環境課から改善指導が行われております。村は浄化槽設置の際に、県の窓口となっております。村の担当課は建設水道課となっておりますのでございます。

下水道関係についてのご質問については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

正直言いまして、下水道と、23年度決算が非常に関係が深いというようなことから、総体的な中で見てみました。一般会計の中でも収入未済額が9億5,660万ほど、そしてまた下水道にかかわるものが1億5,280万ほど、それから国保が6,200万ほどあるということや、それに後期高齢者等を足しますと12億2,000万からの未収金が計上されるというような条件になっていると思います。

またその中で、特に村税としては15億2,200万ほどあるわけですが、そのうちの70%が固定資産で占めているというような状況でございますが、そんな中で、本当に1割強が毎年、固定資産の中で1割強が未収金に計上されているというものでございます。

本当に、この体質的なものがどこにあるのか、まずその辺からも取り組んでいかなければ、非常にこの問題は、なかなか解決していかないというような気がしております。まず、異常体質的なもの、それから本当に職員が数字に対し、麻痺をしているのではないかと。これが民間企業だったら、もう完全に倒産してるんじゃないか、そんな気がしてなりません。

そんなことから、考えてみますと基本的にはその原因というものが、他人の金であるというような意識がちょっと強すぎるんじゃないか、そんな気がしてならないわけですが、その辺についてどのように考えるか、村長さんのご答弁をいただきたいと思っておりますし、また白馬村では第4次総合計画の中では、全庁体制で徴収事業を行うというような内容から、後期に移り、自主納付というような方向性が変わられているわけでございます。

憲法第30条の中で、そういった税を支払うことを義務するわけのものでございますけれども、本当に自主納付だけを待っていて、この体質が改善されるのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

ちなみに小谷村では、今回未収金の縮減は急務であり、早期に法的措置をとるなどの対策をとる、また10月からは嘱託職員も採用して徴収を行っていきたいという新聞記事も出たところでございます。その辺、含めて、村長さんのお考えをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、下水道の滞納金のみならず村税、固定資産税、さらには特別会計の滞納についてのご質問でございます。

この下水道につきましては、ただいま申し上げましたように、そのときの状況があり、なかなか環境として下水道に接続をできなかったという一般的な話がございましてけれども、ただ私どもは、ここで間違っていたと思われることは、この下水道の負担金そのものは、対価として求めるものではなく、これは負担金は公法上のものでありますので、本来税金の、納税すると、同じ、等しいものであるということでありましてけれども、この辺の認識の甘さというのがあったからではないかと、こんなふうに想像をされます。

それから、固定資産税の滞納等については、私もこの滞納総額、大変なことだというふうに認識をしていました。就任当初はたしか10億円に近い金額であったように認識しておりますが、これについては、当然、もう時効等も考慮しながら、職員も頑張ってくれてきたと思います。

結果として、本年度の決算では8億4,000万ほどに減少してきておりますし、この状況で、本年度、24年度を過ぎますと、8億円を割るような状況に改善がされてくるのかと。大変、担当課も意気込みも持ちながら、やはり税の公平性のことも踏まえながら、納税をお願いをする努力をしてきたところでございます。

一方で、今申し上げましたように、この下水道の問題が出てしまったことは、大変残念であります。それぞれこの税に対しては、本来自主納税というのが原則でありますけれども、納めていただく方の立場としては、情報を適切に出しながら、納税に努めていただく努力を、これからも続けていかなければならないと思っておりますし、この下水道のことにつきましては、経過が経過であっただけに、その辺の認識が弱かったと、こんな思いがしております。まことに残念であります。

また、特別会計の滞納等については、それぞれ事情もございしますが、通常の業務の中で、この滞納は減らしていかなければならない、そういう努力はしているところでもありますけれども、ただ特別会計の中でも、そのお一人お一人の生活環境、生活状態等によっても、法的に措置をしていかなければ方もおいでになるわけではありますが、そういう人たちも正確な事務手続により、いたずらに滞納につながるような、そんなことにならないような措置をしていきたいと、このように思います。

全般にわたって、この下水道問題を契機にもう一度原点に戻り、この自主納税を含め、我々行政職員としてやるべきことをきちっと当たり前でできる、そんな体制づくりに努めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございました。確かにこれを乗り切っていけないと、その先が見えてこない。そしてまたどうしても同じようなパターンの繰り返しになってしまっているというような状況の中から、職員並びに理事者も、非常に努力されているというような結果は出ているようには、私は思っております。

しかし、この問題は税金等について払った人、払わない人、この差をどのように村民に説明をしていくのか、その辺が非常に問題点であるのではないかと、私は思います。出した人、それから納めない人、本当に、その人たちが同じ施設を同じように今後も使っていくわけでございますので、まずその辺のところの考え方を明確にしていくべきではないかなと、そんな気がしてなりません。

他市村のことを言っではあれなんですけど、先日テレビを見ておりましたら、よそでも同じよう

な問題が出ておりました。その中で、できることなら丁寧に説明をしながら、何とかその時効にかかわるものを、寄附、あるいはそういった形で協力を願いたいと言っている言葉が、私としては一村民として伝わってくるものがございました。

何とか、専門家による解決法ももちろん大事でしょうし、法的なこと、いろんな絡みがあるから当然のことだと思いますけれども、市民の立場、市民目線でのその公平性をどのようにつくっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。決して、行政側に立っての自己弁護ではございませんけれども、議員ご指摘のように、この下水道の負担金の問題については、全国各地で相当件数発生をいたしております。本来そういう事例を十分検討しながら、そのときに早い取り組みをしていれば、少なくともこの不公平感は解消をされたものと、こんなふうと考えております。

そういったことを考えれば、ただただ悔いる一方だけでありますけれども、議員ご指摘の住民目線ということになれば、これは職員教育を通じて徹底する以外にないと、このように思っておりますので、今、最初の答弁で詳しくは申し上げませんでしたけれども、根本、基本に立ち返って、その辺を厳しく徹底をし、本当に村民の皆様の信頼を得る努力をしていきたいと。その先頭に立って、何としても信頼回復に努めてまいりたいと、このように思っておりますが、こうしたことは、なかなか一朝一夕に結果が出るものではありませんけれども、地道にその積み重ねをしてまいりたいと、このように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 処理に当たっては、当然スピード感も必要ですし、また正確性も必要になってくる事務ではないかなと私は考えております。

そういったときに、この問題が新聞等で報道された後、本当に担当課あるいは職員が、どういう気持ちでどういうふうに取り組んで、いかに村民のために、こう村民サービスですよ、その村民サービスに基づいて、どのような対応をとられたのか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

正直言って、私から見ていると、えらい休日出勤をとかえらい残業をしてとか、そういったことが果たして正しいかということは別といたしましても、かといって人数を増やしているわけでもないしというのが、一般村民、村民の見方ではないかなと思っておりますが、その辺についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員言われる、村民の側から見れば、そういう表現は当然のことだと思いますし、そうしたこともやはり認識をできる職員でなければいけないと思っております。

ただ、この問題については、職員も朝礼等で話の内容は十分承知しておりますけれども、ただ

処理をする段階に当たっては、なかなか専門性も必要とすることから、だれでもがすぐ手伝いができるという状況にないところも、多々あるわけでございます。

そうしたことから、正確を期すためには、やはりきちっとわかっている担当者が、みずからその処理をしていかなければいけないという事情がございました。日曜、祭日、そして残業をしている様子も見えないというお言葉でありますけれども、少なくとも私も、朝の出勤、そして夕方の退庁については、相当、早くから遅くまでいるつもりでありますけれども、それぞれ担当課においては、時間はいとわずその処理に当たってきたと、このように思っておりますけれども、そう映らなかったとするならば、その辺にもやはり問題があったのか、もう一度再検証をしながら、あわせて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。理事者のもとで、そしてまたそれぞれの担当課が横断的に仕事を応援し合ったり、あるいはまた、お互いの作業の中で分担を分け合っていくとか、ぜひそういうシステム、効率のいいシステムですかね、そういったことを考えてやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、浄化槽の設置の関係でございますが、正直言って、今、県の環境課でしたっけ、そちらの方で調査等をやられているというようなこととお伺いをしたわけですが、現に、河川に石けん水とか、そういったものがこう流れ出ているというような情報も聞いておりますが、この辺については、担当課の方でどのように把握されているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 先ほど、村長の答弁にございましたが、通常の法定点検につきましては、なるべく1年に1回ということで、やはり件数が多いものですから、協会の方としても、必ず1年に1回できてはいない状況であるということは聞いています。

ですが、原則は年1回で、このほかに県の地方事務所の環境課が行う、設置者を無作為に、抽出しまして、年に40件ほどなんですが、水質検査を行っている。これは抜き打ち検査で、そのときには我々職員も一緒に出向き、水を採取し、環境課の方で検査をすると、持ち帰り検査をすると、そんなような検査も行っております。

先ほど、議員おっしゃられる、雑排が川に流れ込んでいるというような、そのような住民からの問い合わせも、年に何回かは確かにございます。その際は、担当の方で出向いて調査をする、今後も調査をしていく、また地方事務所の方とも連携をとるといような形で、管理といいますか目を向けていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 村の方も下水道を完備することによって、生活環境の向上とか、いろんな

意味で進めた事業であったと思います。そんな中でこれが滞納問題、あるいはまた、今言ったその範囲、区域外のところでも、そういったような問題が起きていると当初の目的がやっぱりこう達成できないままに終わっていくのではないかなと、そんな気がします。

ぜひ、この問題は大きな問題として、また議会の立場から、そしてまた行政の立場から、それぞれ正しい目で判断をし、新しい方向を見出しながら1つずつ前進していかなければいけない問題かなと、そんなことを思います。

この問題につきましては、私以外にも質問者がおりますので、時間ともなりますし、この辺で次の問題に移らせていただきます。

2番目の、観光再生への取り組み状況についてをお伺いをさせていただきます。

先日の新聞で、まちの元気の話があり、まずは明るいまち、それはあいさつをすることであるということで一致したとの記事を拝見させていただきました。私たちの村も、観光立村として本当にあいさつを交わし合えるような、そんな村づくりができたらいいな、そんな思いをしているところでございます。

さて、村の観光再生は、地域経済の活性化を図るためにも、村民の英知を結集し、取り組んでいかなければならない最重要課題の問題と考えております。そんな中、第4次総合計画を見ておりましたら、アルプスの里観光プロジェクトの中に、旅行者ニーズの多様化、高度化等に対応するために、従前の点での魅力に関係企業や関係機関が協力し合って、線、あるいは面での価値創造を取り込むことで、圏域の魅力を発信し、誘客とともにサービスレベルの向上を図ることが望ましいということが書かれておりました。

そんな中で、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目といたしまして、関係企業や各機関等との協力体制が、どの程度、どんなふうに進んでいるのか、そんな取り組み状況を聞かせていただけたらと思っております。

また2点目といたしまして、村内事業者におけます閑散期対策事業を支援しますとございますけれども、非常に、白馬は何と申しますか、観光シーズンが通年とはいえども、夏、冬がメインになってくるかと思えます。他の閑散期をどのような、どんな考え方をしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また3点目といたしまして、減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者とともに山岳観光の見直しに取り組むとありますが、この取り組み状況をどのようになっているかお伺いをしたいと思います。

また4点といたしまして、既存の里山の道の見直し、観光施設としての活用を検討するとございますが、それについての状況をお願いをしたいと思います。

5番目に、観光局を利用者にとって、より利便性の高い立地条件への移設の計画を検討するとあります。これは、今回初日の議会におきまして、村長さんのあいさつの中で、本年度中に何と

か結論を出したいというようなお話でございましたけれども、再度、お伺いさせていただきますが、本当にいつごろ、そしてどの辺の場所を考えているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから6番目といたしまして、山の歴史と生活文化を際立たせ、村が有する豊かな観光資産と相乗効果を実現するとありますけれども、観光と、今現在持っている本当に施設等が、どのような関係でどのように改善をされていくのか、その辺について。

また7点目といたしまして、農業との関連で、体験プログラムの充実により、グリーンツーリズムを推進するとございますけれども、これもなかなか、何回か過去にも、私も聞いておりますけれども、なかなか目に見えたところまで、まだ行っていないのかなという気がしておりますが、その辺の取り組み状況をお願いしたいと思います。

また最後になりますが、商店街の空き店舗に関する行政の支援策を、先進地事例を研究し検討しますとございます。現在、特産品としてそばガレット等の提供等も行って、取り組んではいるんですけれども、なかなかその提供する場所がないんだというような、たしか前回の村長さんの口からそんな言葉が出たかと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、2つ目のご質問でございます。観光再生策への取り組み状況について、7項目にわたってお尋ねでございます。順次お答えをさせていただきます。

今、申し上げましたように、その観光再生への取り組み状況ということで質問をいただいておりますが、ご質問の内容につきましては、第4次総合計画の後期計画にうたわれておるものであり、計画年度は平成23年度から27年度までの5カ年の計画となっております。

本年度は、後期計画の2年目となりますので、あらかじめそういったことをご理解をいただきたいと、このように思っております。

そうした中で、1つ目のご質問である関係企業や各機関等の協力体制の進捗状況についてのお尋ねでございます。今現在進めている主なところを、とりあえず申し上げさせていただきますが、現在、観光振興のため、広域組織として活動している日本アルプス観光連盟、北アルプス観光協会、及び近隣の市町村で構成する北アルプス3市村観光連絡会に加盟しております。

日本アルプス観光連盟は、松本市、塩尻市、大町市、白馬村、小谷村、アルピコ交通、国営アルプス安曇野公園が参加をし、北アルプス観光協会は北北管内の5市町村と観光連盟・協会・局、大北索道事業者協議会、J A大北、タクシー、バス、山小屋、J R東日本長野支社が加盟をし、県外での共同観光キャンペーン、パンフレット等の制作、ホームページでの情報発信を行っております。

また、北アルプスの観光協会の特別事業として展開をする大糸線ゆう浪漫委員会には、安曇野

市も参画をし、8月の27日、28日の2日間、首都圏、中京圏、関西圏の旅行業者との商談会を開催したところでございます。

北アルプス山村観光連絡会は、大町市、白馬村、小谷村で構成をされ、塩の道祭りの共同パンフレットの制作や大北索道事業者協議会のご協力をいただいて、大北管内12スキー場共通のリフト一日券の引きかえを作成をし、冬季の観光キャンペーン等で活用をしているところであります。

なお、冒頭のあいさつでも申し上げましたけれども、今年度のグリーンシーズンの5月から8月までの入り込み状況は、山岳観光は後ほど説明いたしますので、ここでは省略いたしますが、平地観光では前年比5.6%、5万6000人の増加となり、個々の努力はもちろんでありますけれども、日ごろから観光局を中心とした取り組みの成果のあらわれであるものと思っているところでございます。

こうしたことで、観光振興については、その都度、都度、タイアップをすべきところとはしながら、日々お客さんを一人でも多く迎え入れることのできる体制をとっているところでございます。また、それぞれの取り組みについては、さらにまた細かく事業を実施しておりますけれども、その最終目標とするところはぜひご理解をいただき、また議会の皆さん方、そしてまた村民が一人丸となって、やはり観光で生きるこの村の実態をご理解をいただき、ご協力をいただくことが何よりも大事だと、このように考えているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、村内事業所の閑散期対策事業を支援する取り組みについてのご質問であります。村がすべて主体的、能動的に事業の展開をするのではなく、厳しい現状の中で、閑散期だけではなく通年を通し、新たな起業を目指す人、また、特産品開発を進める人などのバックアップをすることを目的にしているところであります。

商工会との連携、そばガレット、北アルプス山麓ブランドも、全体で60品目以上となり、白馬村内でも意欲のある人もあり、相当な特産品をつくり、認可もされているところでございます。中には、6次産業化へつなげる取り組みをしている方々もおりますので、関係機関との協力や、村としてできる支援をしてみたいと考えております。

3つ目の減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者ととも、山岳観光の見直しに取り組むこの実情は、現状はどうなっているかのご質問でございますけれども、過去において、登山客数が最も多かったのは、昭和42年に19万5,500人で、近年では、平成13年の9万4,000人をピークに減少傾向にありましたが、平成21年度で下げどまりをし、以後、微増傾向にございます。

平成23年は3万4,300人という統計結果となっておりますが、微増傾向にある大きな原因は、天候がよかったということに大きく左右をされているのではないかと、こんなふうに思っ

ているところであります。

また、山ガールブームと中高年の登山ブームを背景に、観光局ではL Lビーン、好日山荘等の山岳・アウトドア関係の企業等とタイアップをしてのキャンペーンの継続の実施や、安全でもっと楽しい登山となるための情報等を発信する登山大好き委員会に参画をし、同委員会のホームページにおいては、「登ろう！白馬」といったコンテンツがトップページに設置されており、白馬連峰への誘客につながってきているものと思われます。

現在のブームを追い風に、山岳・アウトドア企業とのタイアップなど、登山を始めようとするビギナーから登山愛好家まで、情報が届くよう、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

次に4つ目の、既存の里山道を見直し、観光施設としての活用を検討するとの取り組みについてのお尋ねでありますけれども、昨年度、きめ細やかな交付金を活用して、きこりの道の再整備とガイドマップを作成し、利用促進を図っているところでございます。

利用形態としましては、ボーイスカウト、カブスカウトのトレッキング、アウトドア会社主催のトレイルランニング、16日に行われました白馬国際トレイルランなどがございます。トレイルランニングを主催したアウトドア会社から、草刈り作業、道しるべの補修作業などにご協力をいただき、行政だけではなく、利用者みずからコースの維持管理に当たっていただくといった体制づくりが構築されつつあります。

こうした民間主導による事業展開の必要性が、これから求められるところであり、皆様のご理解をいただきたいものだと、このように考えているところであり、そうした目的に向かって、今後も取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

次に、観光局を利用者にとって、より利便性の高い立地条件への移設計画を検討するとの進捗状況でございますが、議員ご指摘のように、冒頭のごあいさつでも申し上げましたけれども、現在の観光局のある借地料の問題、そして訪れるお客さんの目的とするところ、そうしたものをいろいろ検討をする中で、お客さんの利便性を図るためには、さらに観光局の移転をするに当たっては、観光局と観光農政課との連携、オリンピック記念館の移転先等も含めて、本年度中には結論を出していきたいと申し上げたことは、そのとおりでございます。

加えて、将来にわたっては、観光局は高規格道路のルートが決定次第、こうした高規格道路を利用した休憩機能、情報機能、地域の連携機能を備えた道の駅等に置くことが望ましいということが、大方の理事の皆さんのご意見でもございます。そうした状況が整ったときには、整ったときの対応をしていかなければなりませんけれども、それまでの間は、暫定的に白馬駅周辺か、また役場庁舎内外を予定をして、今、検討を進めているところでございます。

次に6つ目の山の歴史と生活文化を際立たせ、村が有する豊かな観光資産との相乗効果を実現するとの取り組みについてのお尋ねでございます。村内において、山の歴史等に特化した取り組みとしましては、八方区で運営している白馬・山とスキーの総合資料館があり、企画展等により

山とスキーの魅力を発信をしていただいているところであります。

観光局では、白馬マイスターツアーにおいて、白馬連峰と平地の魅力に参加者に堪能していただけるよう、村内のアウトドア事業者とのご協力のもとに、ツアーの造成、販売を鋭意行っているところでございます。

7つ目の、農業との連携で体験プログラムの充実により、グリーンツーリズムを推進するとの具体的な取り組みはどうかとのご質問でございます。観光局と長野県学習旅行誘致推進協議会白馬支部が連携して、田植え、稲刈りを体験する稲作体験、ブルーベリーの収穫を体験するブルーベリー農家体験、山菜の収穫を体験する山菜とり体験、枝打ち、下草刈り等を体験する林業体験、間伐材を利用した炭焼き体験、家によってはそば打ち体験など、十の体験プログラムを作成し、学習旅行の誘致に使用しているところでございます。

今後もニーズの把握、効率的な販売先のリサーチ等を行い、新商品の開発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に8つ目の商店街の空き店舗対策として、行政の支援策の研究、検討についてのご質問でありますけれども、空き店舗対策の事例としましては、新たな就業者への補助、店舗の賃貸料に対する補助等があり、村にとって有効な支援策はまだ見つかっていない状況でございます。

空き店舗が数多くあることは観光面からも好ましいことではなく、仮に支援策として補助制度を導入したとしても、その後も経営が存続されるという強い経営体質が必要でありますので、商工会等と連携をして、支援対策の検討をしてまいりたいと考えているところでおります。

あわせて、この問題解決に当たっては、そうした空き店舗を利用する積極的な姿勢をお持ちの方の出現、その方々を補佐する体制等が当然必要になってくるわけでありまして、あわせて、その地域の皆さん方の取り組む姿勢も、大変大きな問題となってこようかと思えますし、まちづくり全体を考えての取り組みも大いに必要なことだと、このように考えております。

私も、このことは大変重要な課題として、それなりに考えを持ちながら、今、案を練っているところでございます。また議員の皆さん方からもご提言、ご意見等あれば、ぜひお聞かせをいただきたいものだと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2つ目の質問については、以上で答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間が終了いたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

議長（下川正剛君） 再開いたします。

次に、第1番横田孝穂議員の一般質問を許します。第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番、横田孝穂です。私は白馬村上下水道事業下水道受益者負担金時効についての問題を1点に絞りまして、今回質問させていただきます。

白馬村の公共下水道事業は、第1期事業では、平成5年8月に、大出・白馬町地区において供用開始され、第2期事業、第3期事業を実施し、平成17年には事業も終了し、既に7年を迎えました。

その後、村民の皆様方からはさまざまな問題点、今後において多くの疑問が残り、また住民に対しては、不公平感を助長しかねないと思われる幾つかの問題点が、村内のあちこちにおいて指摘されてまいりました。

7月には、白馬村公共下水道事業受益者負担金の未収金1億円を超える欠損（時効）を生じることが新聞報道され、その後、村では白馬村村民の皆様へ広告とおわび文を出されております。全村民に対しての平等性を欠いたことは、大変遺憾なことであり、村民の方からは行政に対する不信感や驚きと、怒りであります。村民の皆様にわかりやすい、親切、丁寧な説明をいただきたいと思えます。

それでは、1番に白馬村公共下水道事業の概要と下水道事業受益者負担金滞納及び時効について説明されたい。

2番、平成6年から平成23年度、18年間の未収金の欠損額の数値はどのようになるのか。

3番、公共下水道事業受益者負担金の未収金について、白馬村民の皆様へ報告とおわびによれば未収金額は1億3,100万円と報告されております。平成6年からの決算審査意見書内容は、どのようになっているのか（村税、公共下水道事業について）。

4番、公共下水道事業受益者負担金に関する条例改正の目的とその根拠について。

5番、多額な未収金と時効が発生した主な原因は何にあるのか。

6番、条例改正によるところの受益者負担金の公平性は常に保たれてきたとお考えですか。

7番、下水道第10条及び11条の3はどのように理解されてきたのか。

8番、下水道加入状況と未加入者に対する加入促進はどのように講じてきたのか、年度別に伺います。

9番として、未収金及び時効となる不納欠損金について、今後どのように解決されるのか伺います。

最後に10番といたしまして、コンプライアンス体制の確立（法令遵守、倫理観）が必要であり、今後の取り組みについて伺います。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員の質問にお答えをさせていただきます。

横田議員のお尋ねは、白馬村公共下水道事業の概要と下水道事業受益者負担金、滞納金及び時

効についてのお尋ねでございます。10項目にわたってご質問いただいております。順次お答えをしております。また、不足の点は再質問でお出しをいただき、お答えをさせていただきたいと思っております。

第1番目の、この公共下水道事業の概要と負担金の問題についてお答えをさせていただきます。本村の公共下水道の整備は、昭和59年度にアンケート調査を実施し、村民の多くの方々が、豊かな自然を守り、衛生的な文化生活を営むための下水道整備を望んでいるという結果を受け、基礎調査を経て、昭和63年に公共下水道事業計画を策定、平成元年度に認可を受けて事業に着手をしたところでございます。

大出地区の姫川端に浄化センターを建設をし、大出・白馬町より管路整備を行い、平成5年8月に一部供用を開始しました。以後、年々工事を進め、供用区域を広げてまいりましたが、個人状況や財政状況等を考慮し、平成17年度の工事終了をしたところで、工事は現在休止をしているところであります。

現在の処理区域は453ヘクタールで、普及率は90.2%、水洗化率は77.5%であります。下水道区域外となっている地区につきましては、平成17年度より合併処理浄化槽の補助の人槽枠を拡大するとともに、営業施設や別荘も補助対象とし、合併処理浄化槽の設置推進を図っているところであります。

公共下水道受益者負担金の平成23年度末の未収金は1億3,109万8,586円で、そのうちの欠損額は9,977万9,526円でございます。

2つ目の、平成6年から平成23年度、18年間の未収金の欠損額の数値はどのようになるのかのお尋ねでございます。下水道受益者負担金を賦課徴収を始めた、平成6年度から平成23年度までの18年間の受益者負担金の合計決算額は、調定総額が16億1,846万9,000円で、収入総額は14億8,737万円で、差し引いた額1億3,109万8,000円が未収金額でございます。

3つ目の公共下水道事業受益者負担金の未収金について、村民向けのおわびチラシでは、未収金1億3,100万と報告しているが、村税、公共下水道事業の平成6年からの決算審査意見書の内容はどうなっているかのお尋ねでございますが、下水道事業特別会計では、受益者負担金未収金の早期解消と未加入者の加入促進に努めるよう、複数年度にわたり記載されております。

平成23年度の意見では、過去数年にわたり、法令に基づき、欠損処分をしていなかったことは遺憾であり、不納欠損処理をしないよう努めることが職務であるが、その事由が生じたときは、速やかに事務処理をするよう指摘をされています。

なお、条例改正をした平成12年度、決算審査は平成13年度実施で改正条例可決は、平成12年度でございますが、12年度の意見には、受益者負担金の未納額は、徴収猶予の制度化により、大幅に解消される見込みであるが、他との公平性が損なわれないよう運用されることを希望

するとあります。これは条例改正と規則制定に対するご意見でございます。

また、村税を含めた総括意見では、村税、国保税、後期高齢者保険料、下水道と水道の負担金・分担金、使用料、未収未済額の対策は、全庁挙げて早急に対策を立てなければならない問題とし、負担の公平性から徴収対策をさらに強化し、適正な措置を講じ、公平性の確保と財源の確保に努めるよう指摘をされているところであります。

23年度については、下水道受益者負担金については、この問題により、白馬村役場の信用と信頼が大きく失われたと思います。この信頼と信用回復には、長い時間と多大な労力を要しますが、高邁な目標を掲げ、法令遵守のもとに、日々努力を重ねていただきたいと思いますとの指摘を受けております。今後、改善と信頼回復に努めていく所存でございます。

4番目の、公共下水道事業受益者負担金に関する条例改正等の目的と根拠はとのお尋ねでございます。公共下水道事業受益者負担金に関する条例改正等の目的と根拠については、先ほどの太田議員の質問に答弁をさせていただきましたけれども、私が村長に就任以来、徴収に対する条例の制定、改正はしておりませんが、増える滞納額を減少させたいとの考えで、そのために条例改正等が最善策と考えたものだと思います。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に5番目、多額な未収金と時効が発生した主な原因はとのお尋ねでございますが、未納者に対しての催告書の発送や時効を中断する措置が不十分であったことと、賦課物件それぞれの分割納付、5年20期に対する納入管理不足が原因で、多額の欠損額を発生させてしまったと考えております。

また、先ほどの太田議員のご質問でお答えもいたしました。白馬村では営業施設が多く、浄化槽設置件数は1,248件と、非常に件数が多い状況でございます。そのために下水道排水区域になっても、下水道に接続しないケースが多く、それを理由に滞納をしていることが未収金の増加した要因ではないかと、このように考えるところでございます。

次に、条例改正等によるところの受益者負担金の公平性は常に保たれてきたと考えるかとお尋ねでございます。平成13年度に条例改正をして、新たな徴収規則を制定したわけでございますけれども、徴収規則の第1条にも公平の原則を維持しとございます。当時の担当者、理事者ともこのことにより公平性が保たれると判断をし、議会の皆様に納得いただいたものと考えております。

しかしながら、その後の事務処理に不適切なところがあり、多額の時効を発生することになったことは、まことに遺憾であり、村民の皆様にも多大なご不信を抱かせてしまったことは弁明の余地もございませんけれども、その後12年が経過しておりますけれども、公平の原則を維持するという精神は、今でも考え方を変えているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

この処理問題について、いろいろ弁解をいたしましても、その事務処理の仕方が不適切であっ

たということに尽きるわけで、もう重ねてのことになりますけれども、村民の皆様に対してはおわびのしようもなく、また失った信頼回復に、今後、時間をかけて取り組みをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、7番の下水道法第10条、排水設備の設置及び11条の3をどのように理解しているのか、8番目の加入状況と未加入者に対する加入促進策についてのお尋ね、両方あわせてお答えをさせていただきます。

下水道法第10条は、下水道排水区域になった場合には、遅滞なく排水設備の設置を、また11条の3はくみ取り便所については、3年以内に水洗便所に改造しなければならないというものでございます。法律では決まってはいるものの、白馬村では平成5年8月、一部供用開始が始まりましたが、なかなか加入率が向上しないのが懸案事項でありました。18年間経過した現在の接続率は全体で77.5%で、50%に満たない地区が3地区ございます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、村内の営業施設の多く、特に宿泊施設は、規模が大きく費用も高額な浄化槽を設置をして水洗化をしております。そのために下水道未接続の施設が多く存在をしているところでございますし、またくみ取り便所も、排水設備の改造費用の調達が困難で、水洗化を先送りしている事例も多くございます。今後も、接続率の低い地区を中心に、加入促進に努めてまいり所存でございます。

過去の加入促進についてのお尋ねでございますけれども、年度別には詳しく申し上げられませんが、地区ごとの公共下水道促進連絡協議会を初め、地域との懇談会や区長会議の折に、加入のお願いをし、各戸には加入促進パンフレットなどを配布してきたところでございます。

9番の、未収金及び時効となる不納欠損金についてどのように解決するかのお尋ねでございますけれども、当然のことながら、未収金の回収には鋭意力を注いでまいりますけれども、不納欠損については、法律の規定により時効は成立をしております。

すなわち、時効により受益者負担金の支払い義務がなくなったということで、それも法的に認められた範囲であり、不当利益の返還には当たらないという考えが支配的であります。

一方、どうしても不公平感はぬぐえないことから、何らかの手段が講じられないかを、過去の事例や法律の専門家の考えを伺っているところでございます。

次に、最後のコンプライアンス体制の確立が必要であるが、今後の取り組みはとのお尋ねであります。コンプライアンス、法令遵守は、我々公務員が仕事を進めていく上で最も大切なことでもあります。過去にも幾つかの問題事象が発覚をいたしました。その都度、職員には法令遵守の精神を説いてきましたが、今回の事象をかんがみるとき、徴収業務については督促、催告、誓約、最終的には差し押さえといった手順を事務的に進めていけば、このような事故にはつながらなかったはずであります。

本来の当たり前のことを、当たり前に処理をせずに問題を先送りしてきたことが、問題を大き

くしてしまったと考えざるを得ないところでございます。その発端は10数年前のこととはいえ、大変残念でならないところでございます。改めて村民の皆様におわびを申し上げるところでございます。

先ほど、太田議員のところでも答弁をいたしました。今後は二度とこのようなことが起こらないように、弁護士や公認会計士など専門家による職員研修を行うなど、法令遵守の重要性を再度認識させるとともに、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

職員一人一人の事務量の再確認、課内の連携、問題意識の共有、職員の適性なども含めた組織の見直し、原点に戻り進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、横田議員への質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいまは、細部にわたりましてご答弁いただき、ご苦労さまでございました。やはり、この多額な不納欠損額、時効問題が発生するという事は、非常に残念なことであります。

ただ、太田村長も、特にこの村税におかれては、前任者の引き継ぎの平成18年には、徴収率は58.5%でありました。今現在のこの23年には64.4%という税務課職員の取り組みについては、非常に評価するところではありますが、やはりこの下水道問題については、非常に疑問があるところでございます。

そこで、白馬村公共下水道事業受益者負担金について、徴収開始は平成6年からであり、平成18年度以降、建設工事は休止されております。また前任者でもある前福島村長は、徴収開始年度の平成6年8月7日から平成18年8月6日まで、3期12年の長い間、村長の職であり、村民利益のため、多大なご尽力をいただいたわけであります。

問題とされる、条例改正年度でもある受益者負担金の徴収猶予に関する要綱改正は、前の前村長時代に行われたものであります。今から11年前の平成13年において改正し、そのときは既に受益者負担金未納額は1億円を超え、1億2,000万円、正確に言えば1億2,582万円となります。しかも、既に下水道の接続済み世帯の未納額においても、約2,000万でありました。

太田村長の村長就任は、平成18年8月7日から今日までであります。就任当初前任者である前村長から未収金問題について、どの程度の引き継ぎをされてきたのか、伺いたいところでございます。引き継ぎに当たっては、当然、内容、経過、検討など必要とする事項、また徴収率向上に対しての今後の課題などは、当然、説明等はあると思っております。特に引き継ぎにおけるこの危機的な問題について引き継ぎを受けたのか、前任者からの未収金問題について、時効等十分な引き継ぎがあったのか、また現在の担当課長においても、前任者からの、特に引き継ぎにお

けるところの危機的な問題について引き継ぎを受けたのか、前任者からの未収金問題について、時効等十分な引き継ぎを受けたのかどうかを伺いたと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 前任者の村長からの引き継ぎにおける状況においてのお尋ねでございますけれども、この当時、18年の引き継ぎの折には、引き継ぎ書の中に下水道の滞納が増えつつあるので、留意をされたいという文言はございました。

私も当初、一般の村税にあわせて、下水道の滞納状況も把握を、自分ながら引き継ぎ後、把握をする必要があることから、過去の決算書、15年当時からの決算書を、自分ながら精査をいたしました。私の認識不足、法の解釈に甘いところもあったかと思いますが、当時の決算処理も不納欠損、時効に関する数字というのは、一切、上がっていなかったわけでありまして。載っていたのは、収入未済額で載っております。私としては、この収入未済額で載っているということは、まだまだ債権が担保されると、当然、徴収ができるものと、こういうふうに思ったところが、この法律に疎かったところだと、このように思っております。そうしたことから、時がむだに過ぎてしまったと、こんなふうに思っているところであります。

引き継ぎ書についてはそういうことでございます。担当課長については、担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） ただいまの、課長の引き継ぎということでございますが、先ほど太田議員さんの質問にも一部ございました。その中では私どもも、当然、私が前任者からいただいてある引き継ぎ書、また過去の課長から課長への引き継ぎ書を見ております。その中の記載についてでございますが、やはり、下水道の受益者負担金だけではなく、上下水道料、水道の分担金等、滞納額があるわけございまして、それらについて滞納整理に力を入れ、減額に努力するよう記載はございます。

ただし、先ほど村長のお答えにもございましたけれども、課長の引き継ぎにも、こと不納欠損額がある、不納欠損についての詳細等の記載はございません。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はございませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） なかなか、引き継ぎに対して、明確な引き継ぎがどうもなかったようでございますが、この時効については、下水道は公法上の債権であり、強制徴収の対象となり、やはり時効は5年でございますが、水道料は私法上の債権というようなことで、強制執行の対象で時効は2年でございますが、時効の扱いについての、時効の援用については、水道料は私法上の債権ということで援用は必要ございませんが、下水道については、やはり徴収の対象は、当然、時効処理ができ、支払者は支払者の権利を失い、請求者である下水道においては、請求の権利はなくな

るわけでありませぬ。

また、仮に時効になつてしまつた負担金を厚意的に下水道に支払つたとしても、下水道は受け取る権利もなく、受け取ることは違法であり、受け取ることができないことになつてしまふ。時効になるといふことはそれほど重大なことであります。

今回のこのような問題が発覚してから時効が発覚されるまでは、17年間、役場の事務は一体村民のための役場なのか、職員のための役場なのか、疑いたくなるわけでございます。日々少なくとも未収金として徴収できる金額くらいは、常に仕分けるべきであつたわけでありませぬ。事務怠慢としては非常に考えられないことではないか。担当者においては、法令及び条例そのものを理解されず、時効という認識がないのではないかと疑うところでございます。非常に残念なことでございます。

賦課替え加入金分担金についてでございますが、賦課替え問題は今になつてはどうにもなりません、あえて検証するとすれば、このような問題が指摘されます。都市計画法75条及び地方自治法あるいは憲法94条に違反すると考えられ、しかも、事業の途中においてルール改正が行われたことは、不公平感を感じるところであります。

都市計画法75条とは、この事業を行うことにより、利益を受ける原理において、事業に要する費用の一部を利益を受ける者に負担することができ、2項においては、その時効の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法において、市町村が負担させるものであつては、市町村の条例で定める。

3項、受益者負担金を納付しない者があつたときは、督促状によつて納付すべき期間を指定し、督促しなければならない。

4項においては、滞納納付したものがあるときは、年に14.5%の割の延滞金を徴収することができるわけでありませぬ。

第5項、督促を受けた者が期限までに納付すべき金額を納入しない場合においては、国税滞納処分の例によつて強制徴収ができる。

7項、負担金及び延滞金に徴収する権利は、5年行わないときは時効により消滅するわけで、担当課において、常にこのような時効の中断に努める義務があつたわけでございます。それすら平成6年から平成22年、17年間、全く事務を怠つたものであります。

その点につきましても、やはり先ほど村長からも答弁がなされておりますが、そのことにより受益者負担金の時効制度を実質的に免れようとする行為であり、都市計画法及び地方自治法に反すると考えるが、特にその辺について伺いたいと思つております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めませぬ。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今回、このような大きな問題、発生させてしまいました。私どもの認識不足や事務処理の不的確なことから、大きな問題となりましたこと、この場を借りて、改めて私の方からもおわび申し上げたいと思つております。

今の賦課替えのことで、横田議員さんからお話がありました。最初に都市計画法の説明がありましたが、都市計画法のとおり、75条の第2項で、その負担の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、市町村が負担させるものについては、市町村の条例で定めるという条項がありまして、要は、徴収の方法、相手先などについては、条例にゆだねているということで、今回、その趣旨に従って、条例改正をしたものであります。

平成13年の議会でありますけれども、当時の説明理由の中で、受益を受ける土地については、1平米当たり900円の賦課を行っているところですが、農地については、徴収を猶予しているものの、現況が山林である土地や大規模な運動場への賦課については、受益者から景気が低迷する中、負担が重すぎるとい声が少ないから上がっています。

また、本村の場合は、村外地主が多いという特性もあり、未利用地の土地への賦課に対しては、なかなか理解が得られない状況にあり、その結果として、負担金の未納が年々増加する傾向にあるということ踏まえて、今回のどうか当時の条例案を提案し、これによって、未納者と徴収の公平を図る一助になるという解釈から、条例改正をさせていただいたものであります。

ちょっと法律の解釈については、いろんな議論が分かれるところではありますが、私どもとしては、法の定める範囲の中の村の条例にゆだねるとい部分で、有効だといふうに理解しております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 答弁ありがとうございました。特に、この白馬村公共下水道受益者負担金のこの条例改正の、特に11条の3であります。問題になるのは、下水道に接続しない土地で、負担金の一部または全部を、3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課替えをすることができるという、非常に疑問な問題点があるわけでございまして、賦課替えしたところで、一生この下水道に加入することがなければ、受益者は結局支払わないことになるわけで、条例に準じて、正当に相続されるとは思われません。結局は、永遠に徴収できない可能性が極めて高いわけでありまして、下水道への接続を永遠にしなければ、賦課の公平性は保たれなく、既に公平性は破綻しているのに、公平性を事由として、さらに繰り返すことになるわけでございまして。

下水道法10条、そして下水道法11条3の解釈では、下水道法は速やかに下水道に接続する義務を負わせているわけでございまして。

白馬村の賦課替え改正条例は、一口に言えば、下水道に接続しないことを認め、後で接続することにする、そして払えばよいというようなことであります。また負担金そのものは、1平米900円に対し、後で接続することには1平米1,350円の定めるところにより、下水道加入促進に水を差すものではないかと不安を感じるころですが、この下水道加入促進策と、何かブレーキをかけるような感じが見受けられますが、その点どうお考えですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 確かに、そういったことも考えられるかと思うんですけども、賦課替えをしていくという土地については、現に家が建たっていない土地、運動場ないしは山林・原野ということになります。下水道の加入促進ということになれば、現に家の建たっているところに、まず入っていただくということになりますので、一概に、加入促進の弊害になるというふうには思っていないです。

それから、下水道の条例に関して、先ほど11条の3で、3年を経過した場合に賦課替えができるという趣旨のうたい方してありますけれども、想定するのに、当時やっぱり5年たてば時効になるということを意識して、こういったものを時効にさせないための手段として考えたのかなというふうに、今、改めて思っています。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） やはり、今、賦課替えを3年以上払わない方が、賦課替えするということになれば、途中まで払って、その後というようなことは、結局、最終的には、この大きな時効に結びつけたわけでございます。非常に疑問が残るところであります。

やはりこの受益者負担金というのは、自分の家は既に浄化槽があるから、入らないとか入るとかというような問題ではありません。下水道が使えることになったことによる資産価値の向上という利益を受けた形の徴収するものであり、受益者負担金は受益者負担金を納付することにより、下水道を利用できる権利を生じるものではないかというわけでございます。都市計画法に規定する負担金の趣旨に反するものであると思います。

また、負担金の徴収による下水道の利用の権利を買うことになれば、消費税法上、問題ではないか、受益者負担金は不課税収入なのか、その点について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横田議員、今の質問の再質問は、負担金の納付により下水道事業の権利を買うということになれば、消費税法上、問題はないのかと、こういう質問ですか。

第1番（横田孝穂君） そういうことです。下水道負担金はそれを買うものではなくて、払わなきゃいけない義務とであるということに對しまして、どうですか。

議長（下川正剛君） その点について答弁を求めます。

第1番（横田孝穂君） 問題がなければ問題がないと答えていただければいいわけです。

議長（下川正剛君） ちょっと村長待ってください。今の横田議員の質問は、2つに分かれて質問していると思いますが、受益者負担金とは、受益者負担金を納付することにより、下水道を利用できる権利を生じるものではないわけで、都市計画法に規定する負担金の趣旨に反するという、そういう質問（1番「要するに」の発言あり）ちょっと待ってください。そういう質問と、それからもう1点は、今言ったように、負担金の納付により下水道利用の権利を買うということになれば、消費税法上問題はないか。受益者負担金は不課税収入なのかという、こういう今、質問だと思うんですが、その2点でよろしいですか。

第1番（横田孝穂君） それでいいです。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私も、本当に、法律的にこうだという白黒断定できるほどの知識を持ち合わせておりませんが、この負担金そのものが、売買あるいは個人にかかったものではなくて、その区域の土地にかかったものだというふうに理解をしております。

したがって、正規にこのルールに乗っていれば、この債権の売り買いということは、基本的に発生しないということだという、そういうことになろうかと思えます。

したがって、私の感覚では、その法とおりに処理されていけば、そこへ消費税がつくものかどうかということについては、本来、消費税の対象にならないものではないのかというふうに思っているところでありますけれども、それは私の考えであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 今、この非常に難しい問題で、解釈の違いもあろうかと思いますが、下水道負担金というものは、入るとか入らなくてという問題ではなくて、入るから負担金を出せということではなくて、今回の賦課替えは、入るから分担金、お金をちょうだいということで、そういう考え方、入る人はお金を払わなきゃいけないという考え方になっているから、私は言っているわけでね、そうでしょう。都市計画法は、下水道へ入るか入らないかということで負担金をかけるわけじゃない。その沿線に対しての、土地の対しての負担金であります。

ですが、今回の条例改正は、入らなければ分担金を払わなくても、お金を払わなくてもいいよと、入るときに払うんだよということで、私は問題ではないかと、こう質問したわけでございますから、賦課替えについては、適法ではないじゃないかという、そういう質問をしたわけでございます。

ですから賦課替えは、どうも不公平の一番問題点になる問題だということで、そういう説明をしたわけでございますが、これはまた、今後の大きな課題になるかと思いますが、その点よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） ちょっと横田議員、今の件について、答弁は。

第1番（横田孝穂君） 答弁については、はっきりできないようですので、できればいいですが、できないでしょう、これについては。そのもの、しばらくすっかり勉強していただいた賦課替え条例改正をしていただければいいわけですが、当初からそういうようなことを検討してなく、条例改正をしたところに問題点があると、私は思うところでございます。

ですから、答弁としても非常に難しいことだから、それ以上の答弁は、時間の関係で取りやめますので、よろしいですか。

議長（下川正剛君） 横田議員。今の件について、再度、村長の方で答弁を願います。太田村長。

村長（太田紘熙君） 負担金の性格は、まさに横田議員言われるとおりでというふうに、私も

認識をしております。

ただ納める方も、課税をとるか、求める方も果たしてその辺の認識に理解度がどうであったかということは、多少疑問の残るところでありますけれども、これは法律論はともかくとして、当時の担当者は、その趣旨をわかっている、何とか滞納をここでとめていかなければいけない、何とか回収できる方法を考えなければいけないと、いろいろその当時、試行錯誤する中で、庁内、課内検討等もして、賦課替え制度というものを導入したものだろうと、このように思っているところでもあります。

都市計画法でいうところの解釈からすれば、いかがかというところはありますけれども、その法律で白か黒かということについては、先ほど申し上げましたように、私としても明確に答えられないところもございますけれども、全国の例を見ても、まだ専門家の間でも、その意見は分かれるところだというような表現で書いてあったことも、今思い出しているところでもありますので、今後の問題については、そうした専門家等の話も聞いてみなければ、何とも答えられませんけれども、繰り返しになりますけれども、この都市計画法に定められた負担金は、公法上の債権であるということは、これは間違いのない事実であり、本来は、それにのっとってやるのが本来の筋だということは、一般的な考え方ではないかと、このように思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） やはりお聞きしてみると、今の質問の中、前議員の質問されたとおり、どうも認識不足というような考え方で来たけれど、この認識は、必要以上の認識をもって改正したんじゃないかというような、本当になんか疑問を感じるような世界でございますが、いずれにせよ、この時間も無いようでございますが、簡単にいたしますと、下水道の一体、基本台帳というそのものが、その新システムの導入で解決されるようなことを言っておるわけですが、課長に聞きたいんですが、果たして、以前から、当初から下水道の基本台帳そのものが、当初から明確に整備されていたのかどうかということでございますが、しっかりできていれば、こんな問題が起きないわけでございますが、その点について伺うことと。

それに、条例改正したときの山林・原野が、下水道特別委員会の中で、私の質問の中で、以前、改正する前は、山林・原野は支払った方どうしたと質問したら、それは現金でお返ししましたよというようなお答えもございましたが、この下水道の負担金というものは、都市計画法によれば、土地に対して1回限りしか賦課できないものを、お金を返すということは、役場の勝手でお金を返したわけで、条例で言えば二度賦課はできないのが条例でございますので、その賦課によればそれは取れなくて、時効というように、私はひねった考えでちょっと思っておりますが、その点と。

それに、事件発覚後の対応のまずさについて、ちょっと指摘したいと思うわけでございますが、

請求額が16億1,800万円で、収入額が14億8,700万円、未収額が1億3,100万円だということで、しかもそれは収納率、徴収率は92%というような、非常に高い数字をもって報告されておりますが、これは賦課替えというものがあつたわけですね。この賦課替えが含まれておらないわけで、本来なら賦課替えまで村民に報告して、それは約3億7,000万円になるわけで、それを加えれば、請求額は当然16億からまだ3億増えて、10億9,800万円と増加するわけで、そうなりますと、徴収率が村民に対しては92であるが、賦課替えの金額の3億を加えれば、最終的には、私の計算では徴収率は75%くらいではないかと。余りにも、25%、92引く75になりますが、それだけの開きがあつて、村民はなんか徴収率は大変いいようなイメージを与えるけれども、本来は75%なので、その点も、これからのお知らせの中で、十分に親切丁寧な説明をしていただかなければ、まずいと思いますが、その点についてお願いいたします。

議長（下川正剛君） 今、3点について横田議員の方から再質問がありました。下水道台帳の整備、それから山林・原野の賦課の問題、それからこの徴収の未収金の収納率の関係について、3点、質問があつたわけですが、答弁を求めたいと思います。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 私の方から、山林とそれから徴収率の関係で、ちょっと説明したいと思つています。これは賦課替え制度と非常に関係がございます。先ほどちょっとお話ししましたように、賦課替えというのは、都市計画法の75条でいつています、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法について、市町村の条例で定めるといふことで、条例にゆだねているんですけども、賦課替えというのも一種の徴収猶予といふふうに考えるのが、私は妥当だろうと思つています。

そんなことから、先ほど議員さんご指摘でありました3億7,000万を加えて、正規の徴収率を公表すべきだといふお話でした。それはまさにそのとおりでありますけれども、基本数字の考え方としては、3億7,000万は猶予されているといふ考えで、今回92%の徴収率といふような発表をさせていただきました。考え方としては、議員さんのおっしゃっていることも一理あると思つていますので、ご理解いただきたいと思つています。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは私の方から、下水道の受益地の管理台帳といふご質問でございますが、これは、賦課が平成6年度から始まつているわけなんですけど、賦課開始されて以来、色分けをして、受益地を管理しております。

1には通常の賦課、いわゆる受益地、また受益地外、それから農地、また公共施設等で猶予されている猶予地、それから加入分担金、第2負担区と言つているんですけども、それで色分けをされており、現在使つているシステムは、平成13年度に新たなものを導入しているわけで、これは、せせらいんといふんですが、これは例えば、この受益地が何に該当するかといふのは、

画面で受益地を入れますと、そこで画面でぱっと表示が出ると。そこに、要は平面図に下水道の本管、それから公共ますが全部入っています。そこに公図がかぶさって、その公図の1筆1筆に色分けがしてございます。何だったらまた、下の方の事務所で確認していただければ、よろしいかと思うんですが、そんなような形で、1筆ごとの色で識別をして管理をしております。

また、先ほどの徴収率のご指摘でございますが、こちらにつきましては村民に対する文書等にも書きましたけれども、あくまでも受益者負担金としての調定額、収入額、未収金、また徴収率を明記したものでありまして、加入分担金については含めて、公表はしておりません。その加入分担金を入れる必要があるのかなのかというのは、あくまでも受益者負担金の調定額で行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどから都市計画法等の話が出ておりますが、加入分担金徴収規則の目的の第1条には、地方自治法第224条の規定によると文言がございます。地方自治法の224条につきましては、分担金という条文でありまして、そこには、その受益の限度において分担金を徴収することができるかと書いてございます。平成13年度は、こちらの方の地方自治法第224条を用いて、規則を制定したと考えております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、あと質問時間は2分です。答弁も含めて2分です。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ではお願いいたします。いずれにしても、なかなかこれは難しい解決でございますが、上部機関の指導のもと、法的な知識の専門家によって、一日も早く原因究明していただき、村民の方の納得のいただけるようなことに努めていただきたいと思いますと思うわけでございますが。

次は、コンプライアンスの関係でございますが、コンプライアンス体制の確立は、当然、法令遵守という倫理観の問題であります。事件、不祥事を防ぐには、庁内職員の告発者の保護であります。庁内職員の庁内告発者の保護を、今後どのような方法で保護して扱っていくのか、今後における庁内最大の課題であると思っておりますが、また職員評価制度についても、これからの検討課題であると思っておりますが、それについてよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。今、横田議員の方から事件、不祥事というお話に加えて、庁内の告発者の保護をどうするかということでもありますけれども、この正直、私としては、庁内の、今回のこの下水道について、庁内の内部告発があったというようなお話は、一切聞いておりません。

ただ、今後については、こういうことも想定をされることでありますので、どのような方法で扱っていくか、検討をさせていただきたいと思っておりますし、また職員の評価制度にも、こうしたことは関連性があるものと思っておりますので、両方、ともに今後の大きな検討課題というふうにとらえ

ておりますので、検討はしていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は終了をいたしましたので、第1番横田孝穂議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより、1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

窪田副村長が所用により遅参いたしますので、ご報告をいたします。

それでは、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番田中榮一です。今回は3つの質問を用意いたしました。初めに、国民健康保険事業について、続いて生活習慣病予防対策について、3番目に、電気自動車用充電施設整備についてであります。

まず、国民健康保険事業についてであります。平成23年度国保事業の成果説明書によりますと、前年度より医療費は上昇、保険税の徴収率は低下傾向にあり、財源確保が課題と思われま。今後の取り組みについて伺いをいたします。

1として、来年度保険料の引き上げを考えていますか。

2つ目に、引き上げるとすれば、その算出基準は。

3番目として、滞納者への徴収業務は漏れなく行われているか。

4番目に国保の財政運営を市町村から都道府県単位に移すことを推進する改正国保法が4月に成立をしましたが、村の国保運営はどのように変わるのか、この4点について村長にお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から、3点の、大きく分けて3つのご質問をいただいております。

最初の国民健康保険事業について、4つの項目にわたってご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、来年度の保険料の引き上げを考えているかのご質問でございますが、本年7月末現在で、国保の保険給付費は昨年より900万円増の2億1,000万円となっており、引き続き医療費は増加傾向にありますので、近い将来、保険税の引き上げをお願いしなければならない時期が来ることは間違いないと考えております。

現在、保険給付費準備基金残高は1億3,100万円ですが、近年の医療費の動向からして、潤沢とは考えられない状況であります。仮に、現在までの医療費の状況で推移するとなると、平成25年度の国保会計はしのげると推察をしますが、平成26年度の状況は見えませんので、本年度から国保会計の推計に基づく税率の検討に着手することとしています。

次に、引き上げる場合の算出基準はとのお尋ねでありますけれども、保険税を算出する方法について、ご説明しますと、まず過去の医療費や被保険者数の動向を考慮し、1年間の医療費総額を推計し、そこから本人負担分と一定のルールに従って算出した国、県の支出金や、村の一般会計からの繰入金の見込み額などを差し引き、賦課すべき保険税総額を推計いたします。

なお、後期高齢者医療支援金や介護支援金などについても、それぞれ賦課すべき保険税総額の推計を行うこととなります。推計した医療分、後期高齢者支援金、介護支援金の保険税総額を所得割、資産割、均等割、平等割により案分をして、それぞれの保険税率を決定していきます。

なお、決定に当たっては、所得割、均等割の配分についても検討を行ってまいります。

次に3つ目の、滞納者への徴収業務は漏れなく行われているかのご質問でございます。国保税の徴収業務は、ご存じのとおり、村税とあわせて、税務課で業務を行っております。平成23年度の国保税の徴収率は、残念ながらわずかに下がっておりますが、国保税だけ特別な取り扱いはしておらず、税全体での徴収率を上げるように努力をしており、納税者から特別に申し出がなければ、本税の古いものから入金している影響が出ているものと思われまます。

以前は国保税の現年分の徴収率を93%上回るように、現年優先で行っている時期がありましたが、現在では行っておりませんので、国保税の徴収率が滞納繰越分は上がってはいるものの、現年度分は下がっている状況となっております。

いずれにいたしましても、国保税の徴収は村税と同様に、国税徴収法、地方税法、村条例等に沿った徴収を行っております。

4番目の国保が県単位の運営となった場合、村の国保運営はどうかのご質問でありますけれども、市町村国保財政が逼迫する中、国の国民健康保険法の改正を受け、県では、平成22年度に市町村国保広域化等検討委員会、市町村国保広域化等検討作業部会を立ち上げ、その中で県内市町村国保の現状と課題について検討を重ね、長野県市町村国保広域化財政安定化支援方針を策定しておりますが、まだまだ検討課題も多く、具体的な方針も示されていない現在、市町村の国保の運営がどうなるかについては、今申し上げるに至らない状況でございます。

国民健康保険事業についてのお尋ねについて、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） この国保については、病気になった方、特に手術をしたりして高額の医療費がかかるというような方にとっては、本当にありがたい保険であることは間違いありません。

しかし、保険に関しては、国保の保険料が高いのではないかと考えている村民というのは、非常に多いというように、私、思っております。先日、ある方に、70代に入った方ですけれども、年金生活をされている方の話でありますけれども、どうも資産割をされると本当に厳しいと、収入もないのに、その不動産のところで収益の上まっているようなところがあればいいんですけれ

ども、収益が上がっていないところがいっぱいであるというようなことで、どうしても資産割を
すると非常に厳しいということをおっしゃっていました。

質問でありますけれども、この保険料の決め方なんですけれども、資産割とか所得割、均等割
と平等割と4つあるんですけれども、特に、この資産割と所得割というところを、ある世帯にか
かってくると思うんですけれども、そこをどう判断して課税をしているのか。この家は資産割な
のかそれとも所得割なのかということだと思うんで、そのところ、どう決められているのか、
お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） お答えいたします。課税を計算する上で、所得割が幾ら、それから資産
割が幾らという額が出てきますけれども、その合計額に対して、あと限度額にかかるか、かか
らないか、それから所得によっては軽減ということもありますけれども、これは所得がどのくら
いなのかということによって、その軽減は決まってくるんですけれども、最初の段階で所得割を優先
するとか、資産割を優先するとかいうことはありませんので、合計額で計算していくということ
になりますので、お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） そういう計算の仕方ですらという事で、ある程度はわか
りました。

だけど、この資産割の問題点というのは、これは全国規模であるように私は聞いております。
この資産割というところは、全国でも問題があるということで、やはり白馬村としても中に資産
割に疑問を持っている方もいらっしゃるというように思うんですけれども、この資産割について
では、白馬村としてでじゃなく、全国でも資産割はもうやめておこうと、不公平だからちょっと
やめておこうというようにとっている市町村があるというように、私、聞いているんですけ
れども、白馬村としてこの資産割のところをいじるという、そういう考えはどうですかね、ある
んでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 税務課の方からは、資産割があることによって、納めるのが苦しい
というような話も聞いていますし、前任の課長の方からは、次回、保険税率を決めるときには、
資産割をどうするかということも含めて、検討すべきだということを伺っておりますので、本
年度から、保険税率についてどうだということを検討してまいりますので、その中であわせて
検討してまいりたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 検討されるということで、ぜひ、検討していただきたいというように思
います。

例えば、この廃止というか、ちょっと見直すということになれば、村のその保険税というものは高くなるのか、低くなるのか、そこんところはどうか考えるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 現在、保険料の決め方の中で、国や県、村から一定のルール分に従って、白馬村で国保の加入者の方の医療費総額を推計して、そこから国、県、村のお金を引きます。ということは、医療費が高くなればなるほど、1人当たりの保険料は増えると、理屈上はそうなりますので、印象としては高くなるというふうに思っております。

ただ、国や県から来る支出金の計算方法が、いろいろこうルールがあって、難しい面があります。一概に必ず保険料が上がるということは言えないような気がしていますし、村の国保の1人当たりの医療費については、安い方から何番目という一けたの範囲でいます。ですが、1人当たりの医療費は安い方から、1人当たりの保険料の額については、高い方から一けたの順位ということですので、それを考えたときには、一概に言えないのかなというところで思っております。希望という面もあろうかと思いますが、やってみなければわからないということです。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は、田中議員。

第7番（田中榮一君） 単純に考えて、今、課長おっしゃったように、長野県の国保の医療費、かかっているお金というものは、白馬村は低い方から、下から3番目ぐらい、ベスト3ぐらい入っていると、今おっしゃったんですけれども、単純に医療費かからなかったら、あんまり使わなかったら、使わなかった場合には、この国保って上げなくてもいいのか、現状維持でいられるのか、その点、単純に私、思っちゃうんですけれども、どうなんですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 先ほども申し上げましたように、いろいろこう試算をしてみなければわからないということが実情だと思いますが、医療費が安くなれば、単純に考えれば安くなるのかなというふうには思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は、田中議員。

第7番（田中榮一君） そういうことで、医療費かからなかったらどうにか値上げをしなくても済むのではないかと、単純に、難しい面もあると言いますけれども、値上げをしないでいい可能性はあるということをおっしゃっていただいたんです。

次の質問に移るんですけれども、やはり医療費を、やはりかからなくするためということになれば、やはり健康に、村民の人たち、やっぱり注意していただかなきゃならないということになるかと思えます。

次の質問ということで、生活習慣病予防策というところに移ってまいりたいと思います。生活習慣病予防ということで、私はメタボ健診にいつもちょっとひっかかっているものですから、自分自身でも今回質問するに当たっては、自戒の意味も含めて反省をしているわけですが、

そういうところでお聞きを願いたいと思います。あなたには言われたくないとおっしゃる方がいるかもしれないんですけれども、お聞きを願いたいというふうに思います。

国の調査によりますと、医療費のうち約6割は生活習慣病が占めていると聞いております。生活習慣病は、適切な食事や運動習慣により、予防や改善は可能でもあり、医療費抑制面からも健康寿命延伸の面からも、生活習慣病予防対策は大変重要であると考えております。以下についてお伺いをいたします。

1つ目として、取り組んでいる生活習慣病予防対策についての内容と課題はということで、保育園、住民福祉課については村長に、小中学校においては教育長にお伺いをしたい。

2番目として、若年者の生活習慣病が増えてきていると言われておりますけれども、40歳時の特定健診時における実態はどうか。

3番目として、生活習慣病の早期発症予防のため、関係者の連携と指導体制の整備、特に住民福祉課、教育委員会とのプロジェクトチームの立ち上げが必要と考えるのがいかがか、これを村長と教育長にお伺いをいたします。

4番目として、近い将来、健康寿命が延伸に伴い、在宅介護、在宅医療に頼る方が増えてくると思われましても、安心して老後を迎えるためにも、村としてはどのような対策を考えているのか、村長にお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員、2つ目のお尋ねであります生活習慣病予防対策について、私の答弁を求められている部分について、答弁をさせていただきたいと思います。

生活習慣病予防対策についての問題、一概に大変こうだと言うには、大変難しい問題であろうかと思えます。全国どこの市町村でも悩んでいるのではないかと思っております。

脳血管疾患と心疾患を含む循環器の疾患は、がんと並んで主要死因の大きな一角を占めているところであります。これらは単に死亡を引き起こすのみでなく、急性期治療や後遺症治療のために、個人的にも社会的にも負担は増大をしていきます。

循環器の疾患は、血管の損傷によって起きる疾患で、予防は基本的に危険因子の管理で、管理のためには関連する生活習慣の改善が最も重要だと言われております。循環器疾患の危険因子の関連する生活習慣としては、栄養、運動、喫煙、飲酒がありますが、村民一人一人がこれらの生活習慣改善へ取り組んでいくことが、生活習慣病予防に一番大切なことであると考えております。

循環器疾患を初めとする生活習慣病は、重症化するまで症状がないのが特徴でありますので、特定健診などにより、自分自身の体の状態を早期に把握していく必要があります。このことは村の基本構想や平成21年3月に策定いたしました健康増進計画でもうたわれているところでございます。

また、本年4月に策定した食育基本計画では、食文化の継承や安全安心な食の推進などとともに

に、生活習慣病を初めとする疾病予防をという観点を入れ、計画として取りまとめを行いました。

ご質問にお答えしてまいります。どんな施策をとっても、皆様に実践していただかない限り、意味のないものになってしまいますので、これが一番の課題ではないかと思うところがございます。生活習慣病対策の全体としては「広報はくば」等で食事、生活習慣病などとしてシリーズで掲載をし、規則正しい生活を心がけ、健康習慣を身につけるよう呼びかけをしているところであります。

生涯にわたる心身の健康づくりは、子どものときからしっかり定着させることが重要であり、保育園では、各年齢に合わせて食育年間計画を立て、この計画に基づき、望ましい食習慣を身につけてもらうことを心がけております。

また、年1回、保護者向けに食育の講習を行っております。これは家庭における食の回数が圧倒的に多いことから、保護者の皆様に望ましい食習慣を再確認してもらい、自信を持って食の提供を行ってもらうためのものがございます。

乳幼児期には乳幼児健診、育児相談、離乳食教室等に、口腔機能や発達に合わせ、試食等も交えた食事指導を行っております。学童期は教育委員会でも述べられますが、学校給食での食育の推進、定期健康診断、歯科健診での保健指導、食と健康を考える会による成長期の食事指導、運動習慣づくり指導等、学校と相談しながら協力をしてきております。

なお、大北地区では、昨年从小児期からの生活習慣病予防対策として、保健師、栄養士、小中学校の養護教諭等が集まり、検討会を行っており、結果がまとまり次第、できるところから実行してまいりたいと考えております。

次に、19歳から39歳までの青年期ですが、ここが一番指導しにくく、どのようにしたら受け入れてもらえるか難しい年代であります。スポーツや趣味等に取り組み始める年代でもあります。また、結婚、妊娠、出産を経験する年代でもありますので、家庭の日ごろの食事を振り返り、家族全体で正しい食習慣を身につけるよう、マタニティー教室においても、食事や生活習慣などの指導をしております。

その後、40歳からの壮年期であります。国保加入者には特定健診等、自分自身の健康管理や、健康診断への意識向上や、受診勧奨を行っております。また、特定健診の受診結果の返却については、受診者全員へ手渡しにより、食生活を含め、生活習慣の改善と指導を行いながら、返却をしております。

なお、国保未加入者については、それぞれ加入している医療保険者において、特定健診の実施や生活習慣改善の指導は行われているところであります。

高齢期に対しましては、後の質問のところでお答えをしたいと思います。

私の方からは、生活習慣病予防対策については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんのご質問の関係で、小中学校の生活習慣病予防対策、課題について、先ほど若干、村長の方からも触れましたけれども、お答えをいたします。

生活習慣病についてのご質問でございますけれども、残念ながら、現在日本国内では、肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病といった生活習慣病が、最近の動向として子どもたちの間にも広まりつつあります。

特に、生活習慣病の危険因子が、小児期に見られるいわゆる生活習慣病予備軍の割合が高まっていることが、問題視されているところであります。

本年4月に村内の小中学校で実施しました身体測定から、肥満度を見ますと、肥満度が20%以上の肥満傾向の児童、生徒の割合は、小学校では5.2%、中学校では9.3%であり、昨年度の県内の小中学生の平均値より、小学生では1.8%下回っているものの、中学生では0.3%上回っている状況にあります。こういったことから見ますと、中学生の肥満傾向を平均値に下げようとしていくことが1つの課題であるかと思えます。

肥満傾向にある子どもたちの食生活は、一般的に朝食を食べない、食べるときは大量の食べ物を早食いする、昼食や夕食を決まった時間にとらない、コンビニのおにぎりやカップめん、唐揚げ、お菓子などを好んで食べる、ファストフードやファミリーレストラン、焼き肉屋などの脂肪と糖分過多の食事が多い、野菜類が不足しているなど、不規則で偏った食事をしている傾向にあると言われております。

特に、本村の中学生の傾向として、朝食を食べない子どもの割合が高いことが指摘をされているところであります。

平成22年度に県内の小学校5年生と中学2年生を対象に実施した食に関する実態調査、これは3年に一度の調査でありますけれども、22年度の状況では、週に3日以上朝食を食べない児童、生徒の割合は、小学校5年生では、県平均が1.6%であるのに対し、南小はゼロ%でしたが、北小では4.6%でありました。

また、中学2年生では県平均が3.6%であるのに対し、白馬中学では6%という結果でありました。小中学生とも不規則な食事にならないようにすることが、もう1つの課題と言えるかと思えます。

その予防対策とのことでございますけれども、小中学校では早期発見という観点から、血液検査を実施しています。小学校では身体測定の結果、肥満度が30%以上の児童のうち、保護者が希望した場合に実施しており、本年は対象となる児童が11人おりましたが、検査を実施した8名は、異常なしという結果でありました。しかしながら、肥満度の高い児童につきましては、食生活や生活習慣の改善が必要であることから、継続的な指導を行ってきているところであります。

中学校では1年生全員と、肥満度20%以上の生徒と、昨年度の血液検査で異常が認められた生徒を対象に検査を実施しており、検査の結果、要再検査、要注意などの異常が認められた生徒

が38名おり、現在、個別に調査指導を行っているところでございます。

また、学校では、校長を初めとする教職員、PTA、学校医、薬剤師、村の保健師、管理栄養士、教育委員会担当職員で構成する学校保健委員会を開催し、健康診断結果、生活習慣、食生活、運動習慣や体力測定結果など、児童、生徒の健康課題の把握や、健康問題の研究協議を行っているところであります。

さらに、小児生活習慣病を防ぐ重要なポイントとして、食生活が挙げられるわけですが、栄養教諭、栄養職員、給食担当職員が中心となり、各校それぞれが独自に食に関する指導の全体計画を策定し、食育の推進に努めてきているところであります。

そして現在、積極的に取り組んでおりますのが、課題の1つともされていますのは、健全な食生活や規則正しい生活習慣を身につけるには、何といたっても家庭の協力が欠かせないということでもあります。各学校では保健だよりや給食だよりなどによって、保護者への意識啓発と情報提供に努めているところでございます。この7月には白馬北小の学校保健委員会が主催となり、松本大学人間健康学部教授の廣田直子先生を招いて、「食と運動を考える」というテーマで講演会を開催したところでございます。

終わりの方になりますけれども、学校以外の取り組みといたしましては、テレビゲームや携帯ゲームの普及に伴い、外で遊ぶ機会が減少したことによって、子どもたちの運動不足が指摘をされていることから、生涯スポーツといった観点で、体育協会や総合型地域スポーツクラブを支援し、まめったキッズスポーツプログラムといった、子どもたちが低年齢からより楽しみながら、運動習慣を身につけられるような事業の推進に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 今、1番の、村で取り組んでいる生活習慣病予防対策についての内容ということで、それぞれ村長から、教育長から、それぞれ答弁がありました。

それでは、2番の若年層の関係で答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員、生活習慣病予防対策についてのお尋ねの中、2番目の若年層の生活習慣病が増えてきていると言われる中で、40歳時の特定健診による実態はどうかのお尋ねであります。本年度で申し上げますと、受診率は全体で42.2%、40歳代では39.0%と、若干低めとなっております。

健診結果を申し上げますと、メタボリックシンドロームのリスクが高く、その改善、解消により生活習慣病予防効果が期待できるとされる、積極的支援の該当者が10人、動機づけ支援が12人で、受診対象者に対する支援対象者の割合は、全体と比べ少し高めとなっております。また、40歳代に限定したものではありませんが、生活習慣病は早期からの指導により、改善される方が多く見られますので、受診率の向上が重要となっております。

本年度初めての取り組みとして、受診されない方全員にアンケート調査を実施中であります。

その結果等も参考にしながら、来年度からの受診率向上の参考にしてもらいたいと思っております。

議長（下川正剛君） 続けてやってください。

村長（太田紘熙君） いいですか、はい。続けてでは3番の生活習慣病の早期発症予防のため、関係者の連携と指導者の整備についてのお尋ねでございます。村では、住民福祉課が主体となり、生活習慣病に関する情報提供や健康教室、相談、訪問指導など、健康づくりに関する環境整備を行ってきております。

一方、教育委員会では、マレットゴルフ、ソフトボール、野球、バレーボールなど、多くの皆様がスポーツに取り組んでいただき、健康志向を高めるように努めているところであります。

その1つとして、教育委員会で取り組んでいる総合型地域スポーツクラブには、保健師も参加し、保健医療面の意見も取り入れていただいております、連携しながら進めているところであります。

また、生活習慣病予防を初めとする健康づくりのためのスポーツには、保健医療の専門知識を持っている方々のアドバイスも大事だと思っておりますので、今後も、教育委員会はもちろん、関係機関や専門の方との連携をとりながら行ってまいりたいと考えているところであります。

私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんの方から、関係者との連携、指導体制の整備、特に住民福祉課、教育委員会とのプロジェクトチームの立ち上げが必要と考えるが、いかがかということでございますけれども、若干、村長の答弁でも触れてございますけれども、現在、プロジェクトチームと申しますか、健康に関する対応の組織といたしましては、白馬村健康づくり推進協議会、これは事務局が住民福祉課にありますけれども、それと、先ほど申し上げました学校関係の連携組織といたしましては、学校保健委員会があります。村の保健師、管理栄養士、学校の養護教諭、栄養教諭、学校職員で構成する食と健康を考える会等があります。

そういった組織と連携を深めながら対策をしているわけですが、やはり、より一層、田中議員さんがおっしゃられますように、効果が上がる取り組みについても、鋭意努力をし、検討もしていかなければというふうに思っているところであります。

こういったプロジェクトチームでの対策も重要でありますし、また、先ほども申し上げましたように、スポーツをして、そういった生活習慣病の解消を図るといようなことも大切というふうに思っております。

そういった中では、スポーツに親しむための施策といたしまして、各種スポーツ教室やサークル活動を推進し、継続してスポーツに取り組むきっかけづくりが重要であるというふうに考えております。しかし、白馬村の地域特性によりまして、冬季間の活動量や運動量は低下しがちに、どうしてもなくなってしまいます。年間を通じてスポーツを実施するためには、冬にも十分できる運

動の提案というものを考えて、情報提供を行っていくことにより、そういったことが大切になってくると思います。

特に、冬季間においては、スキースポーツなどを中心とした、雪と親しむスポーツの推進も図っていききたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） （4）番の関係について、太田村長の答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 生活習慣病予防対策について、4項目めのお尋ねであります。近い将来、健康寿命延伸に伴い、在宅介護、在宅医療に頼る方が増えてくると思われる。安心して老後を迎えるためにも、村としてどのような対策を考えているかとお尋ねであります。

老後の安心のためには、自分自身の健康状態を知ることが大事になってくると思います。特定健診の受診率は60歳代が43.4%、70歳代が49.3%となっております。また、人間ドックの受診や通院治療により医師の指導を受けている方も多いため、高齢者の多くは、自分の健康状態を把握しているのではないかと考えております。

要介護状態にならないための介護予防事業として、健康教室、よりえ〜プラザ、まめった講座等を住民福祉課で開催をしております。また、教育委員会で取り組んでいる生涯学習の講座や各種のサークルには、多くの高齢者の皆さんが受講し、介護予防に大きな役割を果たしているものと思っておりますので、これらに対する支援、充実も必要かと思っております。

一番の課題は、引きこもりがちな高齢者の方を、いかにして外出の機運を高めていくかというところだと思っております。

また、北アルプス広域連合にお聞きしたところ、介護保険の始まった平成12年4月から、平成24年1月までにお亡くなりになられた65歳以上の方のうち、約65%の方が要介護認定を受けていたということから、介護は避けて通れないものと思っております。しかし、在宅介護を支える村内のサービス基盤は、まだ足りない状況であると思っております。

また、国の人口推計では、高齢者人口は平成54年をピークに、後は減少するとなっておりますので、介護保険サービス基盤の充実は、ますます必要になると思っております。要介護者や介護者のニーズを把握し、必要な施設の充実を心がけていきたいと考えております。

また、在宅医療ですが、村内の医療機関では、積極的な往診等による在宅ケアもしていただいておりますし、訪問看護事業所も2カ所開設中ということで、大変感謝をしているところでございます。

4番目の質問については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 先ほど教育長の方から、中学生の血液検査をした結果、要検査がもう38名がいるということは、非常にこう、やはり注目していかなければならない数字ではないかと

いうように、私は思います。

ということは、信大の医学部の保健学科のところで、青少年のメタボリックシンドロームを考えるという研究会が、平成18年につくられているわけです。なぜつくったかといいますと、昭和60年ごろから、子どもの体力や運動能力の低下傾向が続く、肥満傾向の割合が増加し、将来、生活習慣病の危険度が高まっていると。屋外での遊びやスポーツに不可欠な時間、空間、仲間の減少に加え、子どもを取り巻く環境の変化、遅い就寝時刻、朝食の欠食や栄養バランスの不良な食事など、生活習慣の乱れ等が複雑に絡み合った結果と思われると、いろいろこう、そんなようなところでもって、研究会立ち上げたということでもあります。

ある中学校を研究対象にして、いろいろ研究されているわけですが、まさに30%ぐらいの方々が、もう既に、生活習慣病予備軍が発生しているという結果が出ているようです。

やはり、白馬村としましても、小学校ではさほど傾向が見られなかったという、先ほどの教育長の話もありましたし、中学校ではこういう結果が出ているというところは、やはり何らか、その食生活、運動面というようなところで、やはり何か不足しているところがあるから、わずかな間に、もう中学生でこういう傾向が出ているというところで、これは非常に深刻な問題と、やっぱりとらえなければいけないという意味に私は思うわけです。

それぞれ、住民福祉課も教育委員会も取り組んでいらっしゃるんですけども、ここのところ、やはり私は、そのプロジェクトチームをきちっとつくって、それで将来の、例えば40歳の健診のときには、さほど、余り、そういう生活習慣病の傾向が見られないというような、やっぱりそういうところに持っていくべきではないかというところで、ぜひ、この小学校、保育園のころからですよ、若年層の対策というのは、本当に真剣に考えてほしいというところで、その点を村長にお伺いしたいというように思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、田中議員ご指摘のように、小学生の肥満傾向は平均より下回っているものの、中学生は平均を上回っている状況にあるということ、実際の現象として事実であり、大変、心配をされるところであります。

答弁をいたしましたように、それぞれ教育委員会等、本当に、生活習慣病対策としての食の取り方等について努力をしていただいておりますけれども、学校関係だけですべてが解決するわけではございません。とりわけ、家庭での食習慣の管理というものも、大変重要なわけであります。

そうした観点から、指導的なことについては教育委員会、行政も取り組みを進めてまいりますが、それを実行するご家庭のご父兄の皆さん方にも、その実情を十分ご理解をいただき、ともに連携をして、生活習慣病対策に取り組んでいくことが何よりも大事だろうと、こんなふうにも思っておりますので、答弁もいたしましたように、とにかく、ともに連携をしながら取り組みを進めていきたいと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は、田中議員。

第7番（田中榮一君） 特に、教育委員会の方々をお願いをしたいんですけども、生涯スポーツというところで、白馬村の方々、本当にスポーツをやる人が非常に多いと思います。前回も非常にそういう面で、自分の健康管理をしている方が非常に多いんですけども、さらに一步、食、生活習慣病についての運動指導というところ、ただ運動するだけでなく、その運動の仕方によって、血液のその状態がよくなるとか、脂肪の状態がよくなるとか、そういうことになるんですけども、ただ運動するだけでは、そういうのが改善されていないわけです。だから、運動する人は多いんですけども、そここのところをどう意識づけていくかということが大事なことだというように私思います。

総合型スポーツクラブの指導者、それから白馬体育協会の中の指導者とか、非常に優秀な指導者が白馬村にはいっぱいいますので、そういう方々の知識というものを、本当に援助、お願いをして、それで指導をしていただいて対応していくというところで、教育委員会のその動くところが非常に大事だと思いますので、しっかり考えていただきたいなというように思います。

介護のところですけども、今、介護されている方が全国で100万人ということで、我々、その団塊の世代が介護を受けるような年代、80、90ということになってきたときに、160万人がそういう対象になるのではないかというように言われております。

ですから、その国や県やなんかも必死なんですけれども、白馬村として、やはり10年後、20年後、一体その介護を受ける人、自宅介護、そういう人たちは、一体白馬村として何人ぐらい想定されるのかというところを、きちっとやっぱり把握していかなければならないと。

それで、岳の湯のこの後の利活用に関しても、このぐらいがやっぱり、将来10年、20年後に必要なってくるから、このその改造に当たっては、どういう改造の仕方をしなきゃならないかというところを、きちっと考えて対応をしていただきたいというように思います。

せっかく健康寿命伸びていただいて、安心して老後を迎えるというところにおいて、きちっとそういうところに対応するのが、皆さんが健康管理に十分気をつけていくと、将来不安がないというところであれば、やっぱりそういうところ、積極的に自分の健康管理をしていくというようになろうかと思しますので、よろしくお願いたしたいと思します。

そのところで最後に、このところですけども、村長、何かやはり、ここんところスローガン、ある程度インパクトのあるスローガンを、村民の人たちにちょっと示すべきと思いますが、何かいいスローガン、おありでしたらお答え願いたいと思します。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと突然に言われましたんで、別に、スローガンを考えている、持ち合わせているわけではありませんけれども、田中議員の質問等、お聞きする中で、何といてもこの生活習慣病対策、小中学生の生活習慣病対策等も含めて、村全体としてこの健康な村であると

いうことを、外に向けてアピールすると同時に、そのアピールで、村民自身が今以上に生活習慣病対策に関心を払ってもらえるような、そんなスローガンを考えていくことも、1つの一計というふうに思いますので、また担当課とも話しながら検討をさせていただきたいと、このように思います。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、次の質問に移ります。3番目の電気自動車用充電設備の整備についてということで質問をいたします。

電気自動車の普及に伴い、急速充電器を設置する自治体が増えていますが、エコツーリズムをうたっている村としても、必要な設備と考えますが、設置を考えているのかどうか、お伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員、3つ目のご質問であります電気自動車用充電施設整備についてのお尋ねであります。電気自動車の普及に伴い、急速充電器を設置する自治体が増えている中で、村として設置を考えているのかどうかというご質問でありますけれども、現在市販されている電気自動車には、家庭電源用のコンセントからの充電と、専用の充電器から充電する2つの方法がございます。

また、車種により異なりますが、例えばリーフ車の場合、充電走行距離は200キロ、普通充電時間は100ボルトフル充電で28時間、200ボルトフル充電で8時間、急速充電器時間が50キロワットで、80%充電で30%というように、その車種によっていろいろ違いもありますし、設備によって違いもあるのが状況でございます。

急速充電器は、短時間に充電できる、極めて高い利便性を持つ反面、機器に200万円から300万円かかる上、100万円から200万円の設置費用もかかってまいります。また、維持管理経費は、50キロワットで月額約5万円、30キロワットで月額約4万円の電気料に、充電器保守サービス量を合わせますと、年間50万円から80万円の費用がかかることとなります。

これまで、充電インフラ整備の初期段階では、企業のCSR、企業の社会的責任であります、その活動や補助金などの支援により、急速充電器を設置する市町村が増え、7月末現在、全国で約1,300カ所、県内には23カ所設置をされていると聞いておりますけれども、社会全体で、最適な充電インフラを最小限度のコストで構築するためには、急速充電器を一定の広さのエリアに満遍なく配置することが、電気自動車の普及にもつながると考えております。

市町村及び個々の事業者が別々に取り組んでいては普及も厳しく、EVユーザーの利便性を軸とする協調の仕組みが必要であり、国、県が事業主体で設置していただくことを望むものでございます。

しかしながら、村においても、環境を保全することは地域の魅力を向上させるだけではなく、

観光客に対するおもてなしにもつながるものであり、充電器の容量、機能、デザイン、コスト、設置場所及び電気自動車の導入も含めた整備計画を、平成25年度以降に策定してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問についての答弁は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員の質問時間は、答弁を含めて3分少々であります。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 策定を考えているというところでの答弁をいただきました。もう1つだけ質問をいたしますけれども、電気を使うということで、木質のバイオマスの発電についてちょっとお聞きしたいんですけれども、先日、県内地方事務所長の所長が、県の方に集まって、阿部知事や部局長らに仕分けの提案を受けるというような課題でもって、県庁で会議を開いているわけですけれども、北安曇の地方事務所長は、この木質バイオマスについて、積極的に取り組んでいきたいのでぜひお願いしたいというような提案を、知事にされたようであります。

北安曇の所長がそのように提案している以上、やはり私たちこの白馬村としても、積極的に、水力発電もやろうとしている、こういう省エネのエコをうたっている白馬村として、ぜひこのことに関しても手を挙げて、積極的に支援をしていきたいというような表示をしてもよろしいのではないかというように思うんですが、村長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。時間もありませんので、簡潔に申し上げますけれども、今、田中議員ご指摘のことは、まさにそのとおりでございます。

実は、先ごろ長野県議会の観光委員会の現地調査がございました。その折に、私はこの充電器設備に、県としてもまた国としても、補助対象の拡大をしてほしいという要望をさせていただきます。村は当初、段階的に村の一般財源を投入してでもできないかということで、試算をしたわけですけれども、今申し上げましたように、村単独の財源では、なかなか対応はできないということで、一応、予算計上は見送ることとしたわけですけれども、私はこの観光地として、最終的に求められることは、美しいきれいな村であることが観光地の絶対条件だと、こんなふうにも思っております。

そういったことから、いろいろ社会の状況も変わってきている中で、そうしたクリーンエネルギーを利用する、環境に負荷を与えないエネルギーを利用している取り組みというのは、これから避けて通れないことだと、こんなふうにも思っているところであります。

そうしたことから、この充電設備に加えて、私は村が電気自動車を購入して、そのよさを村民にも理解をしてもらい、村民に利用してもらいというようなことから、その一歩が始まればいなど、こんなふうにも思うと同時に、絶対数は少ないでしょうけれども、外からお客様、来られたお客様が、電気自動車に乗ってこられたときに、その充電設備を整えておくということ、そして

その充電設備も短時間でできるというようにしなければ、お客さんの要望を満たすことにはつながらないわけです。

課題は非常に大きいと思っておりますが、将来の観光地としての村づくりの中では、避けて通れない、積極的に取り組んでいかなければならないことだろうと、こんな思いもしているところでもあります。

また、議員ご指摘のバイオマスの資源、林産資源等、利用することも、当然今後、この村の実態とあわせて、可能なことは研究、検討していく課題であるかなど、こんなふうに思っているところでもあります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間が終了をいたしました。第7番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

以上で日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日9月19日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日9月19日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後2時04分

平成24年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成24年9月19日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成24年9月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。3名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可をいたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を行います。

最初に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） おはようございます。10番、小林英雄です。私は今回、国民健康保険の現状についてと、アメリカ海兵隊輸送機MV22、通称オスプレイの危険性についての2つの項目について質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険問題について、4点にわたってお尋ねをしたいと思います。

冒頭に申し上げておきます。2012年、つまり今年3月ですけれども、大変に衝撃的なニュースを知りました。国保新聞というのがございまして、全国の市町村の国保財政の状況について報じておりました。

それによりますと、厚生労働省が各自治体、つまり保険者、それを対象に最も効果的な滞納対策について聞いております。それによりますと、1,741自治体がございまして、そのうちの597、つまり600の保険者が滞納対策として、つまり収納率を上げるためにどうしたらいいか、どれが効果的かという質問に対して、3分の1の保険者が差し押さえと回答しているということです。この数は、全国の自治体、つまり保険者の3分の1を占めているということ。2番目に多かったのは財産調査、こういうことをこういうふうにご回答をしております。これが約200自治体あったそうです。

全国レベルで申し上げますと、全国の収納率が平成20年度には初めて90%を下回り、現在

では、低落傾向にあるわけですが、現在では80%台後半を記録していると思われます。この低落傾向は、しばらく続くであろうと予想しております。

滞納を生む要因は、さまざまあると思われます。この白馬村も、それは同じだと思います。その最大の要因は、払いたくても払えない、低収入と暮らしを脅かすような高額な国保税にある、この新聞は、そういうふう結論づけております。命よりお金、収納第一主義、それが全国的に今起こっているということを、冒頭に申し上げておきます。

それで、最初の1点目の質問は、長野県社会保険推進協会の資料によれば、昨年3月の保険税、1年以上滞納世帯は364となっております。364世帯で、加入世帯の20%に達しております。大北地域4つの自治体では、最も多い所得階層別世帯はどうなっているか、これが1点目でございます。また、その滞納原因についてどう把握しておられるか、これが1点目です。

2点目は、資格証明書及び短期保険証交付世帯の実情はどうですかということです。

3点目は、保険税の滞納により、医者に行かれないという状況が、これは全国で多発しております。憲法25条の規定を今さら言っても、いたし方ない部分があるんですが、憲法第25条の規定や国民皆保険の理念の上から、このような状況は直ちに解消されるべきだと思います。村長の低所得者層の救済策について見解をお願いしたいと思います。

4つ目、最後ですが、保険税の滞納が生じないように、せめて経済環境が好転するまでは、なかなか経済環境が好転するとは思われませんが、白馬村独自の保険、保険税減免措置、例えば資産割税率の引き下げ、このようなことを考えてはどうかという趣旨でございます。

以上、4点について明快な答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から、国民健康保険の現状について、4点についてお尋ねをいただいております。順次お答えをしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まず、最初の滞納世帯の所得階層別と滞納原因についての把握はお尋ねでございます。昨年の3月末の1年以上滞納世帯364世帯の所得の内訳でありますけれども、ゼロ円、所得なしの世帯が179世帯、33万円以下、基礎控除額以下の世帯が30世帯、33万円から100万円までの方が45世帯、100万円から200万円の方が76世帯、200万円から300万円の世帯が29世帯、300万円から400万円の世帯が3世帯、400万円から500万円の世帯が2世帯でございます。

滞納の主な原因としては、所得なし、給与所得の減、経営不振による生活困窮が主なものと思われます。

なお、364世帯の中には、国保資格を喪失している世帯も含まれております。今年の5月31日現在で、滞納世帯は全体で383世帯ですが、そのうち国保資格ありが238世帯、国保資格なしが145世帯となっております。5月31日現在で国保世帯数1,847世帯のうち、

国保資格があり、滞納がある世帯は238世帯であり、滞納世帯が占める割合は約13%となっております。それが、現状、お尋ねの実情でございます。

次に、資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯の実情についてであります。資格者証、短期証の交付世帯は、平成23年11月時点で、資格者証28世帯、短期証93世帯で、平成24年6月1日現在では、資格者証18世帯、短期証90世帯となっております。

3つ目の滞納により医者にかかれない状況を解消すべきである、村長の見解はというお尋ねでございますけれども、国民健康保険税を納付する能力があるにもかかわらず、1年以上滞納があり、たび重なる納税相談や弁明する機会を与えても応じないといった悪質な滞納者に対しまして、資格者証を発行しております。資格者証の発行の基準は、税務課との横の連携を図り、未納の状況や分納等誓約に基づく履行状況を勘案して、住民福祉課で判断しております。

資格者証を発行された方は、医療機関で受診したときは、一たん医療費の全額を支払うこととなりますので、結果、医者にかかれないというよりは、かかりにくくなってしまいう状況を指しているのかと思います。議員のおっしゃる憲法第25条等の理念は十分理解できるところでありますけれども、保険税の確保は国保運営の基本であり、国民健康保険の被保険者間の公平を図る、また税の公平な負担という2つの観点から、資格者証の発行については、やむを得ないものご理解をお願いいたします。

次に、村独自の減免措置を設けてはどうかというお尋ねでありますけれども、白馬村国民健康保険条例の第25条で、災害に遭った者や貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者で、村長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができるとなっておりますし、国民健康保険条例施行規則第24条では、一部負担の減免、徴収猶予ができる規定もございます。また、平成22年4月からリストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の税負担で医療保険に加入できるよう地方税法が改正をされ、保険税の負担軽減策が講じられており、平成23年度において、申請により18世帯の軽減を実施しております。また、世帯の所得が一定額以下の場合において、被保険者均等割額、世帯別平等割額の減額も行っております。

これらの減免制度がある中で、さらに村独自の保険税減免措置を講ずるということは、医療費が増加傾向にある現状で、国保財政の安定的な運営ということから考えますと、小林議員ご指摘のことは十分理解はできるものの、現実としては大変厳しい状況であることも、ご理解をいただきたいと思っております。

国民健康保険の現状についてのお尋ねについての答弁は、以上とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） ただいま、さまざまな、いろいろな数字をお示しいただきました。国民健康保険制度そのものの、それによってできる限りの措置は講じているという、そういうお話だったと思っております。

私は、資格者証、そして短期保険証、それから滞納、さまざまな要因があると思うんですけども、昨日も住民福祉課、ちょっとお邪魔して、それでお話しはそれなりに伺っております。

大変心配されるのは、これからはますます、村長は悪質なという言葉が使われましたが、確かに、そういう村民も中にはいるかもしれません。しかしながら、私が思うのは、はっきり言えることは、やはりこれからはどんどん資格者証も、それから短期保険証もどんどん出していくような、そういう状況がますますこれから続くだろうというような税務課の職員もおられました。大変心配しております。

それで、税の滞納の多いことはわかります。それで1点目、何といたっても滞納を少なくする方法、これはもう加入者の所得を上げる、負担を少なくする、またその逆に、もう1つは強権的に、冒頭に申し上げたような取り立てを行うと、この2つしかないわけであります。

そういう、この白馬村の、これも昨日住民福祉課で伺った話ですけども、そういう冒頭に申し上げたような、血も涙もないような強権的な取り立ては一切やっていないと、当然のことだと思いますが、そういうことは、この白馬村では日々聞かされております。私もよく存じ上げております。私も、そんなことはやるべきではないと。

では、加入者の懐を暖める方法はどうか。加入者の懐を暖める方法はどうかと言いますと、この不景気の中で、観光産業は停滞をしております。個人の力では限りがあります。観光産業を最優先にしているこの村も有効な方策が打てていないと思います。

懐を暖めるとともに、すぐには、これは実現できない、それはよくわかりますけれども、その点、負担を少なくすることは、村長の決断ですぐに実現可能なのではないかというのが、私の率直な気持ちです。短期保険証、資格者証明書などの発行を、できる限り抑え、できればやめさせる。それには、大もとの保険料の値下げを実行することだと私は思っております。

財政上、いろいろな理由で、大変だ大変だという話は、しょっちゅう聞きますけれども、できる限り支払える保険料に近づけることが大変大事だと思います。村長の考えは同時に、村長はどのような方法で、不公平感をなくすための、いろんな村民がいるということは、先ほど村長の話からも感じ取れますけれども、滞納解消策、もしこういうものが、こうすれば滞納が少しでも解消できるんだなど、そのような政策、解消策、もし今現在、村長は考えていられる範囲で結構ですけれども、もしお持ちでしたら、もう一度お聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。基本的に、憲法25条の基本理念に沿って、すべてがうまくいけば、これ以上のことはないわけでありますけれども、ただ現状を考えたときに、既に昨日の一般質問でもございましたけれども、今の滞納が、たしか6,800万円余あるという状況であろうかと思えます。

この6, 800万円という滞納額が増えていく現状の中で、今、小林議員ご指摘の懐を暖かくするというような状況、一村の力では、すべてができるわけではございません。そのことを、村独自に、村の方針で保険税の減額をする等のことを考えたかどうかというふうにおっしゃられているわけですが、表現としては、また気持ちとしては、できることなら私自身もそうしたいということは、気持ちはあるわけでありましてけれども、どうしても、その現実を考えたときに、また税の公平感を考えたときに、さらには、大北管内でも、白馬村の国民保険加入者は、大北管内で2番目というような、非常に特殊な状況という表現がいいかどうかわかりませんが、非常に国保加入者が多いというような現状、それらをすべて考えたときに、何とかできる方法はないかと考えているのは、もう就任当初の議員の皆さんからも質問であったように記憶しております。決して考えていないわけではなくて、できるならば、そうしたいというふうを考えているところでございます。

あえて申し上げるならば、本当に白馬村の財政が大きくゆとりのある、どこから見ても健全財政が構築できているという現状になれば、またそれは1つの考え方として、この対応ができる可能性もないわけではないと、こんなふうには考えておりますけれども、当面、これが切り札だというような答えが見つかっていないのが現状であることも、ぜひご理解をいただきたいと思ます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それでは、今お答えをいただいたわけですが、全然考えていないことはない。しかし、改めて申し上げますが、この全体の、白馬村全体の財政状況というよりも、白馬村の国保会計をつぶさに見てみますと、23年度の収支決算は、プラス約5,000万円、それからまた国民健康保険給付金、準備金ですね、これも3,500万円、貯金ですね。それから現在、総額で1億3,000万円あると。

ここで、改めて提案させていただきたいんですけれども、今まで貯金した国保料を国保加入者に、保険料の値下げで返還すべきではないかというのが私の意見です。また値下げする場合、全加入者が喜ぶような平等割で、私は1万円という金額を提案いたします。平等割で1万円値下げした場合、国保会計の収入がどれだけ減少するか。昨年度の国保加入者3,542人、掛ける1万円、約3,540万円の減収になります。これは数字でそういうことになるわけですが、先ほど数字を挙げましたが、23年度の決算はプラス5,000万円、それから国保準備金に、そうしますと国保準備金には1円も手をつけずに実施できることになる。計算の上ではそういうことになります。

私は、値下げをしてもよいのではないかと、改めて、このところ、村長の見解をお伺いしたいんですけれど、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。細かいことについては、担当の方からも説明をさせますけれども、今、小林議員、今の国保会計、基金もあるし1万円の値下げをしたらどうかと言われますけれども、私の考えるに、国保会計の内容、今まで見てくる中で、なかなかそんな簡単にいかないもんだということを認識しております。

昨日の一般質問でも、この国保の税率を上げなければやっていけない時期が2年後には来るだろうと、こういう答弁もいたしました。その原因としては、非常にいろいろ多岐にわたりますけれども、一たん、病院に入ったら重症化をする、そのために高額医療の対象になる、そういう人が2人、3人と増えただけで何千万円という支出になってまいります。したがって、そうした不慮のというか、思わぬ医療費のかかる場合も想定もされます。そうしたときには、小林議員も決算状況を見ていれば、その変動の大きいことに十分ご理解をいただけるものと思っております。

したがって、今、ここで1万円を下げればと、こういうお話しでありますけれども、それはできるかできないかは別にして、また計算は、シミュレーションはしてみる必要もあるかなあと、こんなふうには思っているところであります。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。ちょっと、小林議員、待って。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 村長申し上げましたように、医療費の変動というもので、大きい年では1億を超えるように増加した年もございます。毎年5,000万円の収支の差額が出ているということなんですが、この5,000万についても翌年の繰越金で使ったりとかしております。また22年度では約7,000万だったと思いますが、収支の差額が出て、うち3,500万円については、医療費の方に、保険給付費の方に補正をしたと、3,500万円を積み立てたというような状況ということでございます。

それとあと、後期高齢者の支援金、それと介護保険の支援金というのが必ず必要になってまいります。介護保険の費用も後期高齢者の費用も、保険料が値上がりしているということを考えれば、毎年増加の一途をたどるのではないかと思います。

白馬村の状況については、ここ数年については、被保険者の数については減少している、医療費は増えているということを単純に考えた場合については、保険料がどうなるという話は抜きにして、現在持っている基金、約1億3,000万円を取り崩しながら保険料の減額に充てていくということは、ちょっと財政上好ましくない、国保財政の上では好ましいことではないのではないかと、やることは難しいのではないかとこのように思います。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 村長のお話も、それから課長のお話も、これは嫌というほど、実を言うと言われている、財政状況は厳しい厳しいという話しなんですけれども、私は、国保財政の健全化、これは当然のことだと思いますけれども、もう1つ、2つ伺いたいんですけれども、

国保財政を健全に保つには、医療保険給付費を減少させることが重要だと、間違いありません。

昨日も、同僚議員が、特定健診の検診率の向上と、それから食育教育を通じて丈夫な体づくり、それから病気を少なくして、ひいては医療保険給付費を減少させることになる、こういう趣旨のことを述べられておりました。私も全く同感です。

私の方からも医療、保険給付費を減少させる方法を1つ提案したいと思いますが、病気をなくす、少なくする方法、定期健診と早期発見、早期治療、定期検診の充実と受診者の増加で入院しなくても済む、初期段階で治療をする、当然治療費は減少します。今、村で実施しております特定健診がございます。早期発見にさまざまな病気が、早期発見に重症にならずに済むという、そういう事例もたくさん聞いております。

そこで、保険給付費、高額医療費の減少に、それは当然つながっていくわけで、この村の、白馬村の決算書を見ますと、保健事業費は歳出総額の1%です。村民からも喜ばれ、村にとっても保険給付費減少につながる効果的な健診内容に、これは特定健診ですね、健診内容にすべきだと考えます。このような保険給付金を減少させれば、値下げを実行しても問題はないのではないかとというのが私の提案です。特定健診の充実策、保険料の値下げについての、この2点について、まず伺っておきたいのと。

それから、もう1つだけ伺っておきたいのは、これは最近の信濃毎日新聞なんですけれども、国保料の値上げが県内で23市町村というふうに出ております。財政窮迫、もう今言われたとおりです。来年度12市町村が値上げを検討していると。これ白馬村は25年度、26年度未定というふうに言われているそうですけれども、今、すみません。もう一度繰り返しますけれども、特定健診の充実策、保険料の値下げについて、それから今の未定という、25年度、26年度は値上げするかしないかは、まだ未定だというようなことが新聞で報道されておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の答弁で足りないところは、また担当から答弁をさせますけれども、小林議員から今3つの提案をいただきました。まさに、そのとおりでありますし、私ども村といたしましても、小林さんに言われるまでもなくと云えば語弊がありますけれども、この特定健診制度が導入されてから、白馬村、1年目は非常に健診率が高かったわけでありましてけれども、今、下がり傾向にあるという状況でありますけれども、一時は、白馬村の医療費の総額は大北管内でも下の方におりました。それは、そのときは、かからなかったわけでありましてけれども、一たん、病院へ入ると重症化をする傾向にあるというようなこともありました。

そういうことを考えても、この特定健診の受診率を上げることは、時間がかかっても結果的には、この医療費の縮減に当然つながってくることだと、こんなふうに思っておりますので、やはりこの特定健診を大勢の人が受けることによって、時間はかかっても結果的に医療費の削減につ

ながっていくと、その結果、保険料の引き下げにもつながってくる可能性はあると、こんなふう
に考えておりますので、何はともあれ、特定健診で病状の早期発見をすることが何よりだと、こ
んなふうを考えているところであります。

それから、25年、26年についてはまだ未定だと申し上げたことは、昨日の答弁でも申し上
げましたように、基本的に、何とか保険料を値上げせずにやりたいという基本的な気持ちを持っ
ているからでございます。

昨日、お話をする中で、通常の計算どおりでいくと上げざるを得ない状況になるかもしれない
という中での、今そうした減らす方法も考えているところから、今の現段階では、上げるという
ことも明確に言えないという状況で、未定という表現になっているというふうにご理解いただき
たいと思います。

議長（下川正剛君） 倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 特定健診の受診率の向上対策ということですが、うちは、現在行っ
ている特定健診については、1週間ほど2回やっております。だから合計で14日程度、それと、
6月、7月で受けられなかった人のために、一応9月に1日設けております。

今年初めて、一応土曜日を、土曜日の日に一応健診ということで、平日ではなくて休日を設け
たということで、次年度においても、その辺はまた考えていきたいということしております。

それと、一応本年度初めて、特定健診を受診されない方に対して、一応アンケートを行って
おります。アンケートについては、現在回収中ということですので、まだ結果については出ており
ませんが、その辺の回答状況によって、それを受診率向上のために生かしていきたいというふう
に思っております。

それと本年度からは、医療機関の方に通院をして、そこで血液検査を受けたりしながら、お医
者様の指導を受けている国保の加入者も多くいらっしゃいますので、そのお医者様がやった検査
結果の、血液検査になりますが、そのデータをこちらの方にいただいて、それもあわせて特定健
診を行ったというような形もとりながら指導していくというようなことを、していきたいという
ふうに思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 私は、繰り返すようですけれども、値下げの提案をさせていただいたの
は、ユートピアみたいなことを言っているというふうに思われるかもしれませんが、まず、何と
いってもね、やはりそういう経済状況をももちろん、それが根底があるわけです。暮らしが根底に
あるわけですけれども、やっぱり不公平感を縮小する、そういう意味でも意味がある。払えない
人が減少する、収納率が上がると。それから短期保険証、資格証明書、これの発行は当然減るで
あろうと。それから、村が払う保険給付費が当然減るであろうと。つまり、それによって若者も
増える可能性がある、それから定住率も上がってくるのではないかと。そういうようなことを頭

に描きながら、何とか、今、明るいニュースが、白馬村は全くありませんのでね。やっぱり平等割で1万円、ぱーんと値下げすると、村民にうんと喜ばれるような、そんな提案をさせていただいたわけでありませう。

私が、なぜこういう提案をするかと言いますと、この制度、国保制度というのは、これは全国いろんなデータを見させていただきますと、1つの市町村、1つの、この場合は保険者と言っていると思うんですけども、村長の裁量でどうにでもなる、どうにでもなるというのは、そういういいかげんだということじゃなくて、村長の裁量が非常に大きく左右すると思うんですね。

全国、あるいは長野県下の、そういういろんな滞納状況ですとか、それから1人当たりの保険料の額なんかを勘案してみますと、安いところでは4万円で、多いところは11万円を超えていると、そんなデータがあります。つまり、もうこの格差が本当に大きいんですね。ですから、それをやはり全国的レベルで合わせるということも大事なんでしょうけれども、やはりここは、村長の英断が大きく物を言うのではないかなというように、思い切ったそういう策を講じてはという私の率直な思いをぶつけたわけでありませう。

何とか、先ほどの国保準備基金について申し上げましたけれども、決して財政状況から言ったら、それは、将来基金が枯渇する、そういうことの心配をこれから当然されて当たり前だと思うんですけども、やはり何のための基金かということを考えますとね、それは想定外のことが起きる。これは課長がもうさんざん今言われたとおり、何が起きるかわからない。これはもう3・11じゃないですけども、原発じゃないですけど、想定外に何が起きるか、これはわかりませう。しかし、今、23年度の決算を見ながら、しかもなかなか、そういう経済が好転しない中でも、今、村長の裁量でやれる部分というのは、かなりあるのではないかと、そういうことで申し上げたわけでありませう。繰り返しになりますので、国保の問題については、これで打ち切らせていただきます。

続いてよろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） はい、どうぞ。

第10番（小林英雄君） オスプレイの問題に移らせていただきます。米海兵隊輸送機MV22、通称オスプレイと申しますが、この危険性についての質問をさせていただきます。

米軍の環境審査報告というのがございます。それが地上60メートルで飛行訓練を実施する計画が明らかになっております。大分研究されたとは思いますが、お答えをいただきたいと思っております。

日本の航空法で定める最低安全高度は、人口の密集地は300メートルと規定されております。それ以外は150メートル、大幅に下回っております。これまでも、米軍機による低空飛行訓練は、さまざまな被害や事故を起こしております。ご存じのとおりだと思います。オスプレイによる低空飛行訓練は、危険も甚だしいものと言わなければなりません。米、アメリカの国防長官は、

オスプレイ配備や安全保障条約、安保条約ですね、日米安全保障条約、安保条約の上からも権利だと、そういうふうに主張しているんですね。実にとんでもない主張だと私は思いますけれども、安保条約を盾に強行するならば、それこそ沖縄を初め、安保条約をなくせという方向に当然行かざるを得ないと思っております。

それから、この低空飛行訓練については、全国の知事会でも配備反対の声明を行っております。これは重く受けとめるべきだと私は思います。

それから、なお申し上げますけれども、県の市長会、これは8月30日に、こんな危険な飛行訓練は許してはならん、そういう8月31日の総会で、県の市長会が声明を出しております。安全が確認されるまで、もう極めて危険、こんなものが、こんな飛行訓練は絶対にやめさせるべきだという、そういう意味で、この総会に反対の決議を寄せております。

このことを冒頭に申し上げまして、以下、1つ目は、白馬村上空低空飛行訓練ルートに入っている、いわゆるブルールートと言われております。ご存じだと思います。村民の安全を守る立場から村としてどう考えるか、それから飛行訓練中止を求める自治体、住民ぐるみの運動が広がっています。これもご存じだと思います。県知事も、政府に対してオスプレイ配備と低空飛行訓練反対の要請を行っております。村長の見解を伺いたい。

それから、2つ目は、飛行訓練の中止を求める自治体、住民ぐるみの運動が広がっています。県知事も政府に対し、オスプレイ配備に低空飛行訓練反対の要請を行っております。これは同じような部分ですけれども、一応2点用意してありますので、お答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から、2つ目のご質問、オスプレイの危険性についてのお尋ねでございます。順を追ってお答えをさせていただきます。

最初の白馬村の上空が、訓練飛行ルートに含まれていることについて、村としてどのように考えているのかというご質問でお答えをいたします。

沖縄県の宜野湾市のアメリカ軍普天間飛行場に配備が予定されている軍用輸送機オスプレイにつきましても、今年に入ってから4月に米海兵隊対のMV22がモロッコの南方沖海上での訓練中に墜落、6月には、米空軍のCV22がフロリダ州で、やはり訓練中に墜落事故を起こし、飛行の安全性が大変懸念をされており、つい先ごろ9月9日も沖縄県で、その配備の撤回を求める10万人規模の県民集会が開かれたところであります。

報道等によりますと、訓練ルートのうち、ブルールートと呼ばれている群馬、長野、新潟県付近の上空を通過するルートの一部に白馬村が含まれているとのことですが、その詳細な位置につきましては、正式に公表されていない状況にあります。したがって、当村の上空が含まれているのか、含まれないのか、現時点では、把握できていないというのが正確な状況であり

ます。

県にも、訓練飛行ルート情報を求めています。国からの情報もほとんどないとのことであり、情報が入れば市町村に情報提供されることとなっているところでもあります。事故の多発が報道されているMV 22 オスプレイが、白馬村上空を低空で飛行することは、住民生活や自然環境を及ぼすことにつながりかねません。村としては、そのような事態に陥ることは絶対に避けなければならないと考えております。同時に、この件に関する住民の不安を解消することも、村の責務であると考えていますので、正確な情報と迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また県では、国に対しオスプレイの安全性の確認や安全性への懸念が払拭されない限り、国内での訓練が行われないようにするよう求めていくところでございます。

2つ目の飛行訓練の中止を求める自治体、地域ぐるみの運動が広がり、県知事も政府に対して、オスプレイ配備と低空飛行訓練反対要請を行っているのが、村長の態度はというお尋ねであります。

本来、国が、国民の安全を守ることが大前提であり、オスプレイの安全性の懸念が払拭されない限り、国内での訓練が行われないようにすることが、当たり前のことであることを、まず申し上げておきたいと思っております。

先般、7月2日に、長野県では、MV 22 オスプレイの安全性の確認についてという要請を国に対して行いました。また7月25日には、国が分析評価チームを設置し、オスプレイの安全性について分析評価を行っている状況にありますので、まずは、その動向を注視しながら、適時適切な対応をとってまいりたいと考えております。

そして、詳細なルートが正式に公表され、白馬村の上空がそのルートに含まれ、なおかつ低空飛行訓練の際の高度が60メートルというようなことになれば、村民の生活環境に大変な影響を与えることともなりますし、また希少動物の生態系にも大変な悪影響を及ぼすことになるわけがあります。こうした状況に至らないよう、また正確な情報を入手する中で、周辺市町村と連携をしながら、国や県に対して十分な配慮と対応を要請してまいりたいと、このように考えております。

1つ、つけ加えさせていただきますけれども、9月18日の新聞報道によりますと、米軍の新型輸送機オスプレイの国内運用に向け、外務、防衛当局者などによる日米合同委員会で協議している安全確保策の中に、低空飛行訓練の際の高度制限を導入する方向で調整をしていることが、17日わかったというふうに報道されており、通常は、米軍に適用されない日本の航空法に沿った運用を目指す、こういう状況になってきております。

この安全確保対策については、米軍の普天間飛行場への配備後に、全国各地で予定をされている低空訓練の際、航空法に沿った最低安全高度150メートルをオスプレイにも遵守させる案が

有力だという報道がされております。

こうした情報も的確にとらえながら、適宜適切な対応をしていくということには変わらないことを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） この問題について、このオスプレイの問題について私が申し上げたかったのは、このブルールートと言われる、これ村長ご存じだと思いますけれども、今盛んに、村長は、正確な情報が、という言葉が使われておりますけれども、それは言葉の上といたしましても、ブルールートというのは、これがね、私がね、この有数の観光地である白馬村、これもブルールートに、もうはっきり、栄村、飯山、木島平、山ノ内、中野市、信濃町、小谷、白馬、大町、松本と、ブルールートというのはもう、そういうふうにはもう、大分前から、もういろんな新聞で発表されています。

私がね、1つここで、どうしても申し上げておきたいのは、こういうね、オリンピックまで開催した、こういう有数の観光地の長としてですね、こういうようなことが発表されたときに、私は即座に反応すべきだと思うんですよ。知事がどうの、それからほかの市町村がどうの、市町村ぐるみで、あるいは全国的にこういう反対運動が起きている中でね、我が白馬村がこういう観光地で、それを想像を働かせれば、まず真っ先に、こんな景観がある、発表された段階でね、私は反応すべきだというのが私の感想です。

そこがちょっと残念だったと思います。正確な情報が来るまでは、そうじゃなくて、わかりませんよ、まだわからないんですよ、何にも。だけれども、ブルールートとしても既に発表されているわけですよ、もう。ですから、その段階でね、村長がどういうふうにそれを感じ取って、これは、こんなことがもし、こんなところがルートとして、しかも低空飛行60メートルなんてとんでもない。冒頭に申し上げたとおりです。そういうことを想定した上でね、真っ先に動くのが、こういう観光地の長としての当然の務めではないかということをおは申し上げたいんですよ。

そういう意味で、リーダーシップをぜひ発揮していただいでですね、もうこれはね、いろんなことが考えるわけですよ。豚は逃げ出す、鶏は卵を産まなくなる、パラグライダーだって舞っている、それからライチョウだってどうなるかわからない、こういう自然破壊も甚だしい。こういうことが十分に予想されるわけですよ、つまりこういう低空飛行やると。

冒頭に申し上げたとおり、安保条約がある、だから日本の国内法の上に行く、そういうようなものが上に乗っかっているわけですから、何も言えない、外交的にも何も言えない。そういう弱虫外交が続いているわけですが、やはり私は繰り返しますけれども、もう本当にね、これはもう早い段階から発表されているわけですから、その段階で。

庁内ではどうだったんでしょうか。こういうような、こういう計画が発表されたときに、庁内では話題にならなかったんでしょうか、それだけ1つお聞かせください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 災害も含めて、危機管理の関係につきましては、消防防災ということで総務課で担当しております、今回の情報につきましても、総務課の方で情報収集している段階でございます。

議長（下川正剛君） 横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） ただいまのブルールートの問題でございますが、情報としては、新聞等では図上に載った部分でございます。しかし、県等に確認をさせていただいている中では、本当にアバウトな位置、そういうものしか国からの情報提供もないと、そういうような状況でございます。したがって、できるだけ細かい情報を県、国の方からいただいて、それに基づいて動いていきたいと、そのように考えていたところでございますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 今の質問に対してでありますけれども、庁内で話題とならなかったかどうかと、こういう質問でありますので、この関係について明解にご答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員にとりましては、大変不満足なお答えになるかもしれませんが、見解の違いも私は当然あると思っておりますけれども、もう最初からわかっていたというご指摘ありますけれども、小林議員言われるのは、私はこの飛行ルート、アバウトなこれだけだったと思うんです。そういう中で、私の感じとしては、一体白馬村のどこを通るんだろうと、考え方としては、観光地だからいけないんだとかいうことも、1つの言葉の表現としてはできますけれども、飛んでいる飛行機そのものは、このオスプレイばかりではないわけでありまして。それは、国防上の問題とか、いろいろ、そして周辺の地域の皆さん方も、観光地と言われるところが多々たくさんあるわけでありましてけれども、そういったところも安全が確保されない。安全確保がきちっとできている検証がなければ、さらには60メートルというような、今まで考えられないような低空飛行で訓練をするならば反対だということは、私は、私も含めて共通認識として持っていたところでございます。

ただ村の中、庁内全体で、この問題を討議したかと言えば、これは今、副村長も申し上げましたように、この問題についての今後の対応、担当課の中で協議をしたということにとどまっているものと、こういうふうに思っております。また、私の方から、これについての指示を格段、特別に出したわけでもございません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問、答弁を含めてあと1分です。小林議員、質問ありませんか。

第10番（小林英雄君） それじゃあ、最後に言わせていただきます。よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 小林議員。

第10番（小林英雄君） 非常に優等生的なお話しだと思っておりますけれども、やはり私はね、観光

地にこだわるわけじゃないんですけれども、やっぱり首長によってはね、あるいはルートにかかわりなく、こういうね、無謀な計画ですよ、こういうものに対していち早く反応するというのはね、私は当然の長としての務めではないかと、そういう思いで私は言わせていただいているわけです。

やっぱり、こういう計画そのものをね、やはりそれをね、それは見解の相違というふうにおっしゃいますけれども、この問題はね、やはり60メートル低空飛行なんてとんでもないというふうに今言われましたけれども、それはまさにそのとおりで、もうちょっと想像を絶することだと思うんですね。やっぱり、その陰には、冒頭で申し上げましたとおり、やっぱり安保条約というね、これは軍事同盟ですから、そういうのは、ちょっと飛躍するようですよけれども、根底には、そこに問題があるわけですよ。ですから次から次へと、こういうアメリカ言いなりの国の対応というものが、これからもますます懸念されるところです。

私どもは、この問題に関しては、根底には、戦のにおいがすると、そういうふうと考えております。とにかく、日米安保条約をなくすこと、そして対等・平等・友好の日米関係をつくる、そのために邁進してまいりたいと思っております。

時間が来ましたので、舌足らずではございましたけれども、これで終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問時間が終了をいたしましたので、第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。お願いいたします。

私は通告に従いまして、本日、4つの大きな質問をさせていただきます。時間の関係もでございます。また、住民の方も知りたいことがたくさんございます。どうぞ行政の方も端的で明解なお答えをいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

まず、最初の質問です。下水道受益者負担金問題についてでございます。この問題、時効を含む、さまざまな問題は村民に多大な迷惑と損失をかけております。そして何よりも、行政に対する村民の信頼というものを大きく失わせております。

昨年9月に、議会の場では、一般質問という形で公的な場で質問がございました。それから既に1年、その間に、昨年12月、そして私も本年3月、議会において角度を変えての、視点を変えての一般質問がなされてきております。それらを踏まえまして、ようやく、ここに来て問題の内容が明らかになってきたというところかと思っております。

昨年12月の議会の折には、未収金に関します資料を調査して提出していただきたいというようにお願いしていたにもかかわらず、約半年間というものは、ほとんど資料の提出はなされてきませんでした。7月の村民への公表というものを経て、ようやく資料もそろってまいりましたが、下水道調査特別委員会でその数字や内容などが、尋ねるたびに異なっていたり、あるいは性格の

違うものになっていたり、その数字や内容の正確さに疑問を抱かせるようなものが相次いでおります。

この問題というのは、非常に、例えば安曇野市の問題とは、性格を、表面的には似てはいますが、実は中身が違っていると私は思っております。それは、時効にかかわることだけではなく、負担金からの賦課替えという規則を制定したこと、それを含めて一貫性のない事務処理となり、また決算処理も複雑となり、結果として混乱した状況を招いている。これは既にもう、調査特別委員会でも明らかにされてきているところがございます。例えば質問しても、過去のことでございますからわかりません、あるいは推察いたしますに、という言葉が返ってまいります。それは、この今回の問題を解決する言葉にはなっていないということを自覚していただけたらと思っております。

そこで、以下についてお伺いしたいと思います。

時効を迎えた巨額な負担金については、村民に多大な迷惑と損失をかけるとともに、行政の大きな不信感を抱かせるものでありますが、時効問題の原因は、そもそも何であり、行政の責任は何であると認識されているかをお伺いいたします。

過去の事実の検証をするために、庁内では、どのような体制をとってきたのか、そしてまた今後、第三者委員会などの立ち上げ予定はあるのかをお伺いいたします。

次に、時効を迎えました負担金を、決算書において、収入未済額として計上し続けてきたことについて、その原因は何であり、どのように考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

分担金に賦課替えをいたしました土地の所有権の移動がある場合などや下水道の敷設が開始される場合の徴収は、具体的にどのようにされているのかをお伺いいたします。

以上、4点お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 下水道受益者負担金について、篠崎議員から4点にわたって、ご質問いただいております。答弁を順次させていただきます。

時効問題の原因についてのお尋ねであります。昨日の横田議員の答弁でも申し上げてまいりましたが、負担金徴収事務における徴収体制の不備、具体的には、未納者に対する催告書の発送や時効を中断する措置が不十分であったことと、賦課物件それぞれの分割納付、5年20期の納入管理不足が要因で、多額の欠損額を生じさせてしまったと考えております。

行政の責任としては、下水道区域の拡大が受益者に十分理解をされ、住民合意の上で事業が推進されてきたのかが問題と考えております。また年々区域が拡大していき、賦課業務や徴収業務が増加していくことに対する組織体制の整備が不十分であったこと、徴収担当課への強い徴収の指示をしてきたのかが問題であり、責任であると考えております。

いずれにしても、この問題が発生した責任は、すべて行政にあるものと考えております。

2つ目の過去の事実検証のため、庁内でどのような体制をとったか、第三者委員会の設置予定はあるかとお尋ねであります。

まず、庁内の体制であります。数値を初めとする事務手続の内容につきましては、現存する資料に基づき、担当課長を中心に実施をしております。下水道事業にかかわった者からの聞き取りにつきましては、副村長、担当課長に当たりましたが、さらに調査を進める必要があると考えております。

また、第三者委員会の立ち上げにつきましては、現在、議会特別委員会での検証、監査委員会の調査検証を進めていただいておりますので、それらの結果を見ながら、必要に応じて設置をし、弁護士等専門家を含めた第三者の立場から意見をいただく場にしたいと考えております。

3つ目の時効を迎えた負担金と決算書において収入未済額としてきた原因をお尋ねであります。

時効を迎えた負担金を毎年度の決算書において収入未済額としてきた原因につきましては、この徴収事務に携わった職員全員が時効に対する正確な認識があったかは不明でありますけれども、本来すべき不納欠損処理をしなかったことは、まことに遺憾なことだと思っております。時効の中断となるべき措置の執行を怠るなど、法に対する認識の甘さがあったことが、原因と考えております。

4つ目の分担金に賦課替えをした土地に所有権の移動や下水道の敷設が開始される場合の徴収方法についてのお尋ねであります。下水道の受益地が売買、相続等で、受益者に変更があった場合は、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例、施行規則第13条の規定により、公共下水道事業受益者移動申告書を提出することとなっております。それにより、債務は新たな受益者が負担をすることとなります。下水道加入分担金に賦課替えになっている受益地の排水設備を下水道に接続する場合は、規定の料金を接続の30日前までに全額納入していただくこととなっております。こうしたことで進めていきたいと考えております。

下水道にかかわる問題についての答弁は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） まずは、時効にかかわる部分です。このごろ報道もされましたけれども、教育施設、村の体育施設への賦課徴収したところ、実は2つの問題が出てきたと思われま。

1つは、時効になっているところから徴収したのではないかということ。そして、もう1つは、下水道の区域外から、区域外流入のところからに対しても、同じ条例を適用しているということ、この2つの側面が出てきていると思います。

この区域外流入に関しましては、私が、ごめんなさい、下水道の調査特別委員会のところで指摘を申し上げたところ、こここのところに関しては、区域外流入に対しての条例を作成していただくというお答えをもう既にちょうだいしております。ですので、この時効に関しての部分をお伺いしたいと思います。

先ほど、時効に関する認識が甘かった、法的な、法に対する認識の甘さがあったというお答えがありましたけれども、現実に時効になっているところに賦課をしているということは、過去に、その体育施設だけではない、過去にも時効になっている物件から負担金を徴収しているところがあるのではないかとということが疑問として浮かびます。ここについては、どのようになっているか、調査をされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） ただいまのご質問でございますが、調査特別委員会でお話しをしたと思うんですが、過去に時効のものを徴収していたかいないかの確認作業は、現在はできておりません。

あのとき、ここをどうするのかという行政への質問の中で、副村長の方で、それについては、今後、調査をしますというようなお答えをしたかと思えます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） もし、仮に時効になっているところから、負担金を徴収していたということであれば、返還義務が生じると思います。住民に対して、払っていただいた住民に対して、本来権利のないものを、消滅しているものを請求したということですから、受けるところがないわけですね。ないものをちょうだいしているということでもありますので、当然、返還義務が生じる、そしてまた利息もつけてお返ししなければいけない。ですから、調査は必ずしなければいけないと私は思いますが、いかがですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 最初に、担当課長がお答えしましたとおり、特別委員会の折には、すべてが調査されておりませんでした。今、ご指摘のことはごもっとものとおりでありますので、過去にさかのぼって厳正な調査をし、もしそういった誤って徴収している部分があれば、これはまた法に基づいた手続をしていかなければならないと思っています。とにかく調査を先行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひ速やかにお伺いしたいと思います。

それでは、次の問題点、賦課替えについて。賦課替え条例がございますけれども、分担金への賦課替えについての問題点をお伺いしたいと思います。

先ほどは、土地の所有権の異動、下水道の敷設が開始される場合についてお伺いを、具体的にどのようにされているかお伺いいたしましたけれども、例えば分担金というのは、当然一団の土地にかかっていくわけですね。それで、一部のところがもう負担金として既に支払われていたもの、それが3年間未納であって、なおかつ下水道に接続をしないという区域においては、例えばその土地が分筆なり、合筆なりということが起こるわけも、可能性とあり得るわけです。その

場合、土地の、要するに分筆等々の登記の形状が変わっていた場合、どのように支払った分の負担金との兼ね合いを分担金として賦課計算して、それぞれ分かれた筆、あるいは一緒になった筆に対して計算をしているのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 賦課替えされた土地が、その後、分筆ないし合筆、もしくは売買というような事例の場合、どういう処理をしているのかというご質問でございますが、まことにははっきり言えなくて申しわけないんですが、過去に分筆、合筆というような事例がどれくらいあったかということは、現在私は把握をしておりません。

こちらの方も、調査の上、過去、そういうような事例があり、例えば、そこに排水設備が設置されるようになった場合は、どういう処理をしなければいけないかというのは、件数も多いです。今後発生する事象に対しまして、あらかじめ村の方で取り決めをしなければいけないという、大変重要な準備があると思うので、その辺も体制の中で対応していきたいという考えでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、昨日ですね、システムに関してお伺いしておりますが、システムが土地に対して色分けがなされていると、負担金の部分である、分担金の部分である等々見ればすぐわかりますというお話しでしたが、そのシステムは、この金銭的なものと連動しているのか、この分担金の土地に対しては、過去に負担金がどれくらい払われているのかということが、システム管理上でできているのか、可能であるのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 先ほど、負担金は一団の土地、分担金に賦課替えというようなことになる事例が多いわけですが、システムにつきましては、加入分担金に賦課替えになった土地は、第2負担区というような扱いになっておって、色が変わっていると、色別で判断できるというようなところで、議員おっしゃるような、その筆に、過去に納入された負担金等のものについては、さらに違う方法で調べなければならないということです。ですので、システムを見たらすぐ賦課替え地がどういう状況になっているのかというのはわからないと、調べなければ、ほか資料を用いて調べなければいけないということでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 連動システムが連動をしていないという、そういう答弁ですか。

建設水道課長（太田今朝治君） はい。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 分担金の、その部分に関してシステムが連動していない。しかも、先ほど言ったように、分筆等々があった場合もどのようにしてよいかまだ決まっていない。そういうことがありながら、この分担金の規則をまださらに進めていくということを昨日お伺いしており

ます。これについてどう思われますか。これだけの今言ったように、調べなければわからない、あるいはルールも決まっていないというものを進めていくということに関して、なぜそのようにお答えになるのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 賦課替えの経過につきましては、昨日のご答弁で申しあげました当時の実情をかんがみて、ある意味、これ以上の未納を防ぐという立場で、賦課替えを、制度を導入したというお話しをさせていただきましたが、その運用についてどうなのかということ、それが決まっていなくてどうなのかというご意見だろうと思います。確かに、おっしゃっている部分は、そのとおりだと思います。

基本的な運用の方法としては、負担金としても、一団地の土地にお願いをしていますので、例えば分筆とか、合筆があるのかともかく分筆、筆分けをした場合については、その面積によっては案分をした考え方を持っていくというのが一般的だと思いますし、そういった方向で、これから制度を充実させていくということで、これ以上の混乱を招かない仕組みをつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 制度を進めることの方が、これ以上の混乱を招くように私には思えるんですけども、賦課替えの規則に関して、さまざまな問題点がもう既に指摘されております。

昨日も、横田議員の方から、不公平の解消ということでありますけれども、実はそうではない。既に負担金として一括で支払っていた方と、これから分担金に賦課替えした方では、既に先に払った方は、この先、下水道に接続する意思がない、あるいは可能性がないところでも一括で払っている。しかし、分担金に賦課替えすれば、そこのところは自分たちが接続するまでは、ずっと払わなくてもいいわけです。ひょっとすると永久に払わなくてもいいかもしれない。そうすると、不公平の助長に逆につながるということ。

そしてまた、都市計画法にのっとって進めているという事業であるのに、ここの都市計画法75条のところですね、時効ということがございます。7項のところがございますが、時効というところがございますけれども、そもそも、都市計画法にうたっている時効の部分を、結局、行政としては放棄しているわけですね。そこのところをなしにして分担金に変えてしまっている。

あるいは、決算書の問題。決算書の場合に、本来ならば調定から未納金に一たん上がって、翌年調定から下がるならわかりますけれども、未納にも上がってこない。分担金は一体どこに消えてしまうのかということですので、決算書の中のもの。

これらのことの、さまざまな問題点が指摘されているのに、その適法性ということに関して、昨日は、75条の都市計画法の中にうたってあります条例で定めるところを適用しているのだというお話がありましたけれども、あれをよく読んでみますと、その賦課徴収方法、負担

金そのものの賦課徴収方法等については、条例で定めるというふうに私は読んでおりますけれども、その解釈についてはどのように思われますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） これも、昨日の質問の中で、たしかお答えしたかと思っておりますけれども、今回の賦課替えも徴収の方法の1つの猶予であるというふうに私どもは解釈しております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 性質の違うものを2つ並べて、これは徴収方法であるというのは、それは詭弁であると思えます。

それでは、時間もございませんので、次に、それに関連してですが、次に行きたいと思えます。

これだけの違法性というところ、適法かどうかというところに疑問が、私たちがさえ持つわけです。ということは、平成13年に、この条例を改正したい、規則をつくりたいと言った方たちは、皆さん行政のプロであります。皆さんが、その当時、違法性の認識あるいは適法性に疑問を抱くということがなかったのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 当時、この制度を導入するに当たって、具体的には条例改正、それから規則の制定に当たっては、さまざまな角度から検討されたものと思えます。

法律違反であるかどうかということについては、ちょっとそこまでの検討されたかどうかというのは不明であります。私申し上げましたように、やっぱり徴収の方法、範囲、条例にゆだねるということをかながみて策定したと思えますし、都市計画法75条の中で、徴収の方法については、国税法にゆだねるという文言が、たしかあったかと思えます。そういったことをかながみまして、都市計画法から地方自治法の範囲の分担金に変えるという解釈をされたんだろうと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思いますし、当然、議案として議会の中でも慎重審議をされて、経過を見ますと、全会一致で成立ということになっておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） これだけ大事な条例の改正です。巨額なものをどのようにして、今までそこに未収であったものをどのようにするかという、そういう考えのもとにできたというふうに、先ほど副村長のお話ありがとうございましたけれども、でしたら、これだけの大事なものであれば、当然検討資料が残っているはずだと思えますが、検討資料は存在しないわけですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 検討資料の関係でありますけれども、内部資料については、保存の年限が過ぎておりますので、既に消失した部分もありますが、議会の会議録等につきましては、永年保存でありますので、そちらの方を参照していただければ、検討した経過がわかるかと思いま

す。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問は、篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 議会で正統な手続を踏んで、条例が改正されるということと、条例改正規則の内容が問題点がないかということは別であるというふうに、私は3月にも申し上げております。

村長の責任についてお伺いしたいと思います。

決算書につきまして、少なくとも、村長は6回の決算を経てきているわけですが、この不正確な決算書が出続けていること、そしてまた、当然に行政の連続性というところにおいて、行政の長は、今現在のことに對して、問題に對して責任を負うというのは当然だというふうに通常は思われます。村長の責任としてどのように思われているか、これは決して軽いものではないと私は認識しております。お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初に、責任のことから申し上げれば、私はこの問題が発覚して以来、今、長にある私の責任は重いということは十分認識していると申し上げた経過がございます。今も責任については、当然のことだと思っております。

私も6回の決算を経てきているわけでありまして、私も一番残念なのは、抜かしてしまったなあというのは、決算書の数字が収入未済額ですべて載っていたということ、加えて、この下水道料金の時効等について心配がないのかという確認をした折に、賦課替えをして債券担保ができていくということで、正直ほっとしたわけでありまして、それが大きな間違いであったということが後でわかり、大変残念に思っているところであります。

篠崎議員からご指摘がありましたけれども、1億3,000万ほどの未収金がある中で、1,000万近い不納欠損分を計上したことに作為的ではないかということをおっしゃいましたが、本来、不納欠損が生じた年度で処理をしていくべき数字であり、決して作為的にやったわけではございませんけれども、そうしたことも作為的というような誤解を受ける決算をしてきたことは、もう弁解する余地がないことを十分承知しております。

先ほど、副村長の方からもお話しがありました。当初、賦課替え制度についても、当然滞納を、時効を防ぐための最善の方法というように考えてやったものと、このように思いますが、突き詰めて考えてみれば、結局、時効をもたらし、そして最後には、負担金を払わなくても終わってしまうというような状況に至ることになってしまったことも大変残念なことでありますし、今、私は長としての責任は十分感じております。

具体的に、責任問題を、篠崎議員どう問われているのかわかりませんが、今後においては、未収金を発生させないための手段をどう講じていくか、それは条例改正の可能性も当然あるわけではあります、そうした処理をしながら、今調査中であります、それぞれの議員ご指摘の細

かい点についても、何とかできるだけ明確にして皆様にお知らせをしていくこと、これも私の大きな責任とっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひますし、私どもの説明で不明な点があれば、さらにまた議会の皆さんからご指摘をいただきたいと、このようにも思っているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 私どもは、追及はしますけれども、だれが悪いのかということを探しているわけではありません。きちんとけじめをつけて過去のことを調査、検証をし、そして、ここで1回けじめをつけた後、対策を立ててきちんと将来に向かっていく。それこそが住民に向けての行政事務の遂行であるからこそというふうな思ひがあります。

行政は、どっちを向いて事務をしているんだ、そういうお話もあります。ぜひ、そのところを考えていただいて、また必要があれば第三者委員会の立ち上げというふうなお話もありましたけれども、ぜひ外部からの方を早く招き入れて、けじめをつけるためにも、あるいは早急に解決していくためにも、そういった体制の充実を強く望みたいと思ひます。

それでは、次の問題にお伺ひしたいと思ひます。観光への取り組みについてお伺ひをいたします。

この冬は、スキー伝来100周年ということでございますけれども、なかなか景気の好転は認められないわけではありますが、住民の間でもスキー伝来100周年にかかわらず、いろいろな夏とかのときにアイデアを出し合い、イベントなどを開催しながら、集客への効果を期待しての取り組みが見られるようになってきております。村が、ぜひ、このような民間の動きと連動して観光という産業を支えていってほしいと思ひます。

そこで、次についてお伺ひをいたします。スキー伝来100周年などを踏まえて、村としての取り組みと今後の方針をお伺ひいたします。また、観光局の場所の移転については、何回か取りざたされてきておりますが、その後、現在はどのように検討されているのか、あわせて、また行政も含めた組織改変などのお考えはあるのかをお伺ひしたいと思ひます。

最後に、庄屋まるはちについてです。実際の活用状況と指定管理の契約終了を迎えるという来春以降について、どのように運営していくご予定であるかをお伺ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、2つ目のご質問でございます観光への取り組みについて答弁をさせていただきます。

最初に、スキー伝来100周年を踏まえて、村としての取り組みと今後の方針についてでありますけれども、白馬スキー伝来100年に当たり、白馬スキーの日の制定、白馬スキー伝来100年宣言、記念缶バッジの制作を予定をしているところであります。

今後につきましては、村民スキー大会や雪上運動会などを開催をできればと、このように考え

ております。

今後の方針でありますけれども、冬の魅力を生かした観光推進として、雪を利用しなければできないイベント等の実施、長期滞在空間形成として、都会では味わうことのできない地域資源を生かした参加体験や、滞在型観光プログラムの充実を図ること、そしてニューツーリズムの創出として、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システムの構築を考えております。広域連携の促進として、観光地を戦略的に連携させ、長期滞在型に向けて、広域的な観光交流空間の形成に努めてまいります。

観光資源の発掘として、観光としてかかわりのないと思われる資源も観光に関連するところが多々あることから、その資源の発掘をしながら、北アルプスの山麓ブランドである自然景観を生かし、観光客が行ってみたいくなる観光地づくりを目指し、長期滞在の拠点としての観光施策を実施してまいりたいと考えております。

こうしたことを基本としながら、全員協議会の席でも、具体的に進める個別の計画はお示ししたとおりでありますので、今申し上げたことを基本としながら、今後取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

次に、観光局の場所の移転についてのお尋ねであります。何回か答弁もさせていただいておりますが、この組織改変について、6日の本会議のあいさつの中でも申し上げました。昨日の太田修議員のご質問にもお答えしたとおりであり、組織改善も含めて、平成24年度中に結論を出してまいりたいと考えております。

次に、3番目の庄屋まるはちの活用状況と指定管理の契約終了を迎える来春以降の運営についてであります。

庄屋まるはちの活用状況につきましては、観光局による外国人観光客向けの日本文化体験授業、商工会主催のそば料理講習会、公民館による白馬塾、郷土料理講習会、1日農家レストランなどの会場として利用をしております。また、四季折々の写真や地域の方々が制作した竹人形の展示等も行っている状況であります。

来春以降の運営につきましては、観光局との指定管理契約が平成25年3月31日で終了するために、来月から一般公募を開始いたします。募集要項では、管理運営条件として、庄屋まるはちは地域住民と外国人観光客、国内観光客の文化交流の拠点として利用することを目的に設置をいたしましたので、その目的を十分理解した上で、レストラン等で提供するメニュー及び使用する地域食材について具体的に提案をしていただくことになっております。また、庄屋まるはちを使用する場合は、指定管理者の許可を得て使用することになりますので、設置目的に適合しない事業はできないこととなります。

今後の流れといたしましては、申請者から提出された申請書類及びプレゼンテーションなどにより、公の施設にかかわる指定管理者審査委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選

定し、12月開催の議会定例会の議決を経て、指定管理者の指定をしていく予定でございます。

観光への取り組みについてのご答弁は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 100周年につきましては、スキーの日宣言、あるいは100年宣言ということも、私どももあらかじめお伺いしておりますけれども、村民にとって非常に、はっきり言って唐突感というのは、実際のところだと思うんです。いきなり100周年の宣言が出てきたり、スキーの日が制定されたりというところ、唐突感があるといけないと思いますので、そこにつきまして村民に対して、この100年間のスキーと村との連携した動きでありますとか、歴史などの知ってもらうということは、非常に重要なことではないかと思いますが、それに関しての事業展開というのは、どのようにお考えになっておりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 広報紙並びにユーテレ白馬などにより、住民の方に周知してまいりたいと思っております。やはり村誌等の内容を活用した中でできればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 観光局の移転につきましても、組織変更も含めて、もう既に本年度中にはというお話もちょうだいしておりますし。まるはちにつきましては、現在の利用につきまして内容をお伺いしましたけれども、実際のところの利用状況というところですね、利用客の部分がどのようになっているのかということです。内容としては、日本文化の体験であるそば打ち、郷土料理等と出ましたけれども、そのところを、利用客が決して増えているというふうには、私はお伺いしておりません。そのところを、プロポーザル方式によって解決することができるとお考えになっているということでしょうか。お伺いしてよろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、ご指摘のこと、まさに私も一番心配しているところでございます。外国人、お越しをいただく外国人観光客に日本文化、伝統、食文化を広めていくということが、大きな目的の1つであり、そうした趣旨にのっとり、営業を始めたわけでございます。しかしながら、なかなか外人の方々に特化をした形では、採算が取れないということが明確になってまいりました。

そんなことから、昨年度は、我々村民、そして日本人にとってもなじみの深いメニュー構成をしながら、取り組みをしてきたところでありますけれども、なかなかまだ、その実績については、十分とは言えない状況であると同時に、村民の皆様の中からも、今、議員ご指摘のように、本来の趣旨からすれば、そうしたポピュラーなメニューでの営業はいかがなものかと、こういうご意見もあったところであります。

そうしたことを考えますと、大変厳しい状況にあるというふうには考えておりますけれども、そうは言いながらも、指定管理者の期限が来年3月31日に切れることを考えれば、何としても今の段階から公募をしながら、応募して下さった皆さんと十分のコンセンサスを得ながら、指定管理者制度を導入できればと、このように思っております。

また加えて、余りにも厳しい内容になると、果たしてやってくれる人がいるかどうかということもあります。そして、今までの契約金額等についても、議員ご承知のことですけれども、ぎっくばらんなお話を申し上げますと、ほかの地域の例を見ましても、指定管理者での食堂経営というのは大変厳しいと、逆に委託をするに当たっては、何がしの補助金を出さなければ、とても運営ができないというような事例も、何カ所からも聞いておりますので、決して今後、指定管理者を決めていくにも厳しい状況に当然遭遇するものと、こんなふうには思っておりますが、決めの通りに何とか実現をしたいということで、心を引き締めて取り組みをしていきたいと、こんなふうには思っております。

議長（下川正剛君） 利用状況について、平林観光農政課長、答弁をお願いします。

観光農政課長（平林 豊君） 平成20年で、一応、そば打ち、着物、折り紙、茶道、この4つから2つ選択で、開催数については11回、定員は20名、参加人員は166人、平均参加人数については15.1。

平成21年度につきましては、そば打ち、折り紙、茶道、着物、この回数が22回、定員が10名、参加人数は161名、平均参加人数は7.3。この平成20年度、平成21年度につきましては、一応無料で行っております。

22年度につきましては、坊主めぐり、折り紙等でありまして、開催数は15回、定員は10人、参加人数は67名、平均参加人数は4.5人。22年度につきましては、一応参加費として1,000円を徴収しております。

23年度につきましては、一応企業も同じような形ですね、取り組みをした中で一元化ということで、聞いている話では、局と企業、ドッキングした中でですね、行いたいと思って募集はしましたけれども、参加はなかったと聞いております。以上です。

議長（下川正剛君） 利用状況についてよろしいですか、篠崎議員。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） データをお伺いしましたけれども、今のように、平均参加人数そのものも、どんどん下がっているという中で、ぜひ利用状況の回復も、そしてまた地域住民、住民に対してもなじみのある施設であるように、ぜひそういうところも念頭に置いて、指定管理の方、募集していただけたらと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。森林の活用と林業の取り組みについてお伺いをいたします。

国においては、平成21年に森林林業再生プランというものを公表しております。国の方向性

の1つに、10年後には木材自給率を現在の20%台と言われているものから、50%まで引き上げたいということなどを目標にしています。県においても10年後の目指す姿、そして100年後の目指す姿というものを明らかにして、長野県森林づくりアクションプランというものを策定しております。

長野県内の77市町村においては、この県の方針等を受けまして、同様の方針を策定しているところが非常に多いわけですが、本年8月6日現在では46市町村、残念ながら白馬村では、まだ策定検討中ということで、村としての方針を明文化するところまでは、まだ来ておりません。

そこで、豊かな森林を利活用し、災害にも強く、地球温暖化も防ぐ、エネルギーの賦存量も限りなくあると思われる、それぞれの力を持っている森を利用し守るということは、実は50年後100年後の緑豊かな白馬村に通じているというところを踏まえまして、次のことについてお伺いしたいと思います。

森林間伐の現在の状況と、当村の林業の現状、森林の活用の現状をお伺いいたします。県が進める県産材の公共建築物や公共土木工事への利用促進は、当村においても観光面でのイメージアップなどにも当然つながることと思いますが、取り組み状況はどのようになっているかお伺いします。

先ほど申し上げました方針の策定につきましてですが、県内各自治体では、既に進んでいるところがございますけれども、白馬村では現在検討中ということでありまして。方針策定への取り組み状況をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員、3つ目のご質問であります森林の活用と林業への取り組み状況について。

まず最初に、森林間伐と状況と林業の現状、森林の活用の現状についてのお尋ねでございます。村の民有林面積は約8,700ヘクタール、このうち人工林は約2,100ヘクタールであり、平成11年度から昨年度までの間伐面積は700ヘクタールとなっております。

林業の現状につきましては、木材価格が長期にわたり低迷する一方で、造林や保育、伐採等に要する人件費の経費は増大し、採算性が大変悪化をしております。また、地域の林業が低迷し、森林所有者の森林への関心が低下するとともに、間伐等の適切な森林整備や計画的な除伐、再造林等が行わず、放置されているというのが現状でございます。

村では、適切な森林整備の推進を図るために、除間伐による森林造成に対するかさ上げ補助、森林経営計画作成促進、施業集約化促進、作業路網の改良活動に対する補助、緩衝帯の整備等行っているところでございます。

また、大北地域では、林業を再生するために、先月、大北林業創生協議会を設立をし、地域材

を安定的に供給するシステムを具体的に構築するための検討、実証を行うとともに、木質バイオマスによる発電の事業化に向けての取り組みを行っていくこととなりました。

2つ目の県が進める県産材の公共建物や公共土木工事への利用促進の取り組み状況と村の方針策定への取り組みについては、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

県産材の公共建築物や公共土木工事への利用促進の取り組みであります。現在、白馬村公共建築物、公共土木工事等における木材利用促進方針案を作成中であります。原案では、基本的な事項として、村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、木材は県産材を使用するよう努めるものとしていますけれども、法令の規定等、構造、耐久性など、技術的に木材が使用できない場合は除外をせざるを得ないところでもあります。

また、公共建築物については、暖房器具、家具、備品、調度品等も含まれますし、村が補助する施設整備等における県産材利用についての検討も必要なことから、庁内で論議をしまいたいと考えております。方針が決定次第、取り組んでまいりますが、村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等だけでなく、村民の皆様にも、積極的に県産材のご利用をお願いするところでもあります。以上で、答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 方針を策定したからといって、策定しなければ県産材利用が上がらないかということ、そうではございませんけれども、明文化することによって1つの方向性が見えるということでございますので、1つだけお伺いしたいと思います。

方針の整備をする、検討しているということでございますが、いつを目標として、整備完成、要するに、方針の策定をお考えになっているかお伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） いつということでもありますけれども、一応、庁内で、これから検討してまいります。土木工事につきましては、ガードレール等木材にするかどうか等、いろんな形のですね、公共、村として取り組めるものがあるかと思えます。

よって、現段階ではいつとは言えませんけれども、庁内の中で十分検討した中で、方針を立ててまいりたいと思っています。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひ、この緑豊かなというところは、白馬村の観光にも大きく寄与しているところでございますので、十分な検討をしていただいて早目の方針策定をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。高齢者推計人口というのは、このごろ出ましたけれども、高齢者の割合、あるいは人口そのものも過去最高更新し続けているということござい

ます。最後まで元気に暮らしていただくことが一番ということでございますが、高齢者の生活を支える福祉の充実というところは、やはり、どの市町村においても強く望まれるところでございます。

8月に村から提示された資料によれば、白馬村の通所介護施設の充足状況は、まだまだ不足している。大北地域並みの定員とするには、44名分の定員がまだ必要であるという、これは通所介護施設に関してですが、そういうデータをちょうだいしております。この9月議会におきましては、福祉施設を念頭といたしました補正予算ということで、施設の測量設計委託料という内容で294万円の要求が出されてきております。

そこで、以下についてお伺いいたします。

現在、計画されている福祉施設について、内容、運営方法、開設時期、職員体制などの概要をお伺いいたします。施設そのものについては、どのようにお考えになっていらっしゃるかをお伺いいたします。開設のための費用や運転費用など必要でございますが、資金面については、どのように計画されているか、この3点をお伺いします。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員からの4つ目のご質問であります。福祉施設計画についてのお尋ね、3つお尋ねをいただいておりますが、それぞれ関連もありますので、一括して、お答えをさせていただきますと思います。

現在計画中の福祉施設の概要については、まだまだ流動的なところもございますけれども、現在考えている計画でお答えをさせていただきます。

岳の湯を改修し、通所定員15人の通所介護サービス事業所を開設をしたいと考えております。これについては、議会でもお話をしたところでありますが、これに附帯設備として、白馬ならではの施設も導入できればと、こんなふうにも考えているところでございます。

また、今、議員ご指摘のように、非常に通所介護施設の充足率が、大北の中では、異常に白馬村少ない方です。これをつくっても、まだまだこれで十分という状況にはなりませんけれども、当面運営等を考えたときに、今、申し上げた通所予定員15人で開設をしたいと考えているところでございます。

運営方法については、公募によらない方法により、白馬村社会福祉協議会を、当面、指定管理者に選定をし事業を任せたいと考えております。開設時期については、改修工事に対する補助金を考慮すれば、工事は平成25年度の施工になると思いますので、改修工事が終了したできるだけ早い時期にオープンしたいと思っております。

職員体制の概要でありますけれども、実際に何人の体制で事業を行うかについては、社会福祉協議会で検討中であり、計画の規模から申し上げますと、生活相談員1名、看護師等の資格を有する看護職員1名、介護職員1名、それと管理者1名が必要となっております。管理者は他の

職種との兼務が可能ですので、最低3人以上の職員が必要となります。

なお社協では、他の業務を行っておりますので、兼務で対応できるところは補うことを今検討しているところであります。

社会福祉協議会からは、家族から喜ばれる施設でありたい、明るくアットホームな家庭的雰囲気のある施設としたいなどをコンセプトとしたいというふうに聞いております。

この改修工事は、白馬村で行うこととなります。本定例会に提案しております補正予算が可決されたところで、改修のための詳細設計業務を発注をし、工事費用を見積もってまいります。また、必要となる備品等の購入費用は、社協で積み立ててあります福祉基金の取り崩しによる調達で調整をしてみたいと思っております。これ以外の運転資金等については、社協全体の中で考えられないものかと今検討をし、今後も運転資金等の捻出については、いろいろな手法で考えていく必要があるかと思っております。

また、なお通所介護事業所が開設をいたしましても、先ほど申し上げましたように、大北地域の市町村と比較すれば、サービス機関がまだまだ不足している状況だと思っておりますので、他の介護保険サービスも含めて、その充実に努めてまいりたいと、このように考えていることを申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 篠崎議員の質問、答弁を含めて、あと質問時間が1分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 詳しい内容をありがとうございました。そこで、疑問に思いますのが、まさか施設ありきの通所介護施設ではないのだろうかというふうに、それは期待しております。ですが、施設に関しましては、検討委員会の皆様の意見とまた違う方向になっておりますので、そのところは、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。改修費用に関しては、おおよそ幾らというふうに概算していらっしゃるのか、その点だけを1点お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） これから、詳細設計業務を行って、改修工事の内容を決めてまいります。ですので、具体的に金額が幾らかかるかということは、現在では把握はしておりません。ですが、いろんな改修というところを聞いた話でいくと1,000万以上は必要なのかなというふうには想像をしております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間が終了をいたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

議長（下川正剛君） 以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日9月20日を休会とし、定例会日程予定表のとおり全員協議会を行

い、9月21日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日9月20日を休会とし、定例会日程予定表のとおり全員協議会を行い、9月21日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時05分

平成24年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成24年9月21日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成24年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成24年9月21日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決
- 日程第 4 議案第41号 白馬スキー伝来100年宣言について
- 日程第 5 議案第42号 白馬スキーの日条例の制定について
- 日程第 6 発委第 3号 認定第1号平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）について
- 日程第 7 発委第 4号 認定第4号平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）について
- 日程第 8 発委第 5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
- 日程第 9 発委第 6号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書
- 日程第10 発委第 7号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第11 発委第 8号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第12 発委第 9号 TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書
- 日程第13 発委第10号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第16 議員派遣について

平成24年第3回白馬村議会定例会（4日目）

1. 日 時 平成24年9月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林 豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議会運営委員長報告並びに陳情の採決

議案第41号及び議案第42号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第3号及び発委第4号（決算特別委員会提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第5号から発委第8号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第9号及び発委第10号（産業経済委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長から審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長から報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成24年第3回議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案6件、請願2件、陳情1件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例についてであります。

1、白馬村児童手当支給条例、2、白馬村子ども手当支給条例の廃止であります。

児童手当、子ども手当の支給について、国が法律に基づき、処理すべき基準を示しています。市町村としての裁量がないので、国のガイドラインに基づく規則で足りることから、2つの条例を廃止するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

税制改正の扶養控除の見直しに伴う所得制限の改正と、支給申請にかかわる年数の見直しによる字句の改正であります。障がい者に対する扶養控除の廃止の影響を受けないための改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

6月27日に、災害対策基本法が改正、施行されたことに伴う改正であります。大震災を受けて、災害対策の強化をうたっているもので、地方自治体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しの法改正であります。

村長の諮問に応じて、重要事項を防災会議の機能として審議に意見を述べることを、条例に追加するものであります。

審議に入り、3・11以降のものかという質疑があり、防災会議の条例自体は、昭和38年からのものであるが、大震災以降の強化のために改正が行われたという説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどと同じく、災害対策基本法が改正、施行されたことに伴う改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村消防団条例で、不備を確認したので改正するものであります。消防組織法に基づき、消防の設置、名称、地域を定めることになっていることから、条例に組み入れることとしました。

1、白馬村大字北城7025、名称、白馬村消防団、区域、白馬村の区域全域であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項についてであります。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,473万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ45億8,264万6,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費6目企画費371万5,000円の増額です。八方体育館のトイレを障がい者用に改修する費用、地区防犯灯の補助金の追加が主なものであります。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費140万3,000円の増額です。県のポンプ操法大会の出場に伴う訓練、大会の費用と春から夏までに起きた林野火災の出動賃金でございます。

8款消防費1項消防費3目消防施設費75万円の増額です。飯田地区小型ポンプ積載車に関する補助金であります。

8款消防費1項消防費4目消防費992万6,000円の増額です。国の防災計画、県の地域防災計画の見直しの内容が明らかになったのを受けて、村の地域防災計画に取りかかるもので、県の補助金992万5,000円を活用します。

税務課関係は、今議会での補正はありません。

住民福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費504万1,000円の増額です。県リハビリセンターに2名の入所のための自立支援給付費が主なものであります。国の障害者自立支援給付負担金210万円と県の障害者自立支援給付負担金105万円を活用します。

3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費373万7,000円の増額です。岳の湯を通所介護施設に改修するための測量設計委託料294万円と鹿島荘の運営費の増額で、北アルプス広域連合への負担金です。

3款民生費2項児童福祉費4目保育所費44万1,000円の増額です。母親の里帰り出産でしろうま保育園に通っていた園児の広域入所委託料です。保育園は京都府与謝野町です。

教育委員会関係では、9款教育費1項教育総務費2目事務局費に94万4,000円の増額です。幼稚園就園奨励費補助金で、見込みより対象園児が多くなったための増額です。

9款教育費4項社会教育費4目文化財保護費91万円の増額です。グリーンスポーツ内歴史民俗資料館のトイレ改修に伴う設計監督委託料であります。

9款教育費5項保健体育費2目体育施設費97万1,000円の減額です。B&Gプールの工事費確定による減額であります。

質疑に入り、防災計画の見直しの業務委託する業者は決まっているのかとの質疑があり、専門業者3社の入札を行うとの説明がありました。

園児広域入所とはどういうことかとの質疑があり、本来は、村の保育所に通っているが、保護者の都合で村を離れることがある。他の自治体の受け入れが整った場合、入所を自治体から委託する制度がある。これを広域入所というとの説明がありました。

歴史民俗資料館のトイレはどのようなものかとの質疑があり、男子トイレ小2、大1、女子トイレ大3、多目的車いす用1の予定との説明がありました。

幼稚園就園奨励費補助金の算定方法はとの質疑があり、所得の状況により変わるとの説明がありました。

総務課、住民福祉課、教育委員会、それぞれ討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項は、可決すべきものと決定されました。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。

受理年月日、平成24年8月1日。提出者、長野県教職員組合大北支部白馬単組執行委員長、徳嵩敏幸についてであります。

請願事項は、平成25年度予算編成の件につき、以下の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費など復元すること。

審査に当たり、義務教育なので国で見ると当然と思うという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は、採択すべきものと決定されました。

請願第2号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。

受理年月日、平成24年8月1日。提出者、長野県教職員組合大北支部白馬単組執行委員長、徳嵩敏幸であります。

請願要旨は、平成25年度国の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために、標準定数法改正による35人学級の拡大、教職員定数増、複式学級編制基準の引き下げを盛り込んだ教職員改善計画の着実な実現を求める意見書を、政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

審査に当たり、学校運営でさまざまな問題を抱えるようになってきている。教職員定数の改善は大切という意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第2号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書は、採択すべきものと決定されました。

陳情第4号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書。

受理年月日、平成24年7月31日。提出者、中信地区私学助成推進協議会会長、福澤奈都子であります。

陳情の趣旨は、1、私立高校に通う生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者への直接補助（通学費補助）を行ってください。

2、国・県の関係者に対して、私学助成の大幅増額のための意見書を上げてください。

審査に当たり、村では、平成22年の高校無償化に伴い助成を廃止した。近年、私立高校に通う子どもが増えている。公立、私立とも高校になると交通費の負担が重い、村としては、公立、私立の格差がないように考えているという意見がありました。

採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第4号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書は、採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 白馬村児童手当支給条例等を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 白馬村防災会議条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 白馬村災害対策本部条例の一部を改正す

る条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。
請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。
請願第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。
採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。請願第2号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。
陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。
採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第4号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いします

る陳情書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第4号は採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長からの報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成24年度第3回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託されました議案2件と陳情1件、及び付託案件ではありませんが、議会運営委員会から審議を求められた意見書提出に関する案件1件につきまして、審査を行った、その概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）であります。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,473万9,000円を追加し、予算の総額を45億8,264万6,000円とするものです。

最初に、環境課関係ですが、4款1項1目環境衛生費10万9,000円の増額で、公衆トイレの管理事業、道の駅公衆トイレ案内看板の設置をするものです。

4款2項1目じんかい処理費75万2,000円の増額で、じんかい処理事業、ごみの分別ステッカーの印刷やごみ集積場設置補助金であります。

質疑、意見もなく、質疑が終了いたしました。

次に観光農政課ですが、5款1項4目農地費206万6,000円の増額で、そのうち地域用水環境整備事業に200万円、これは県の補助金を使って、切久保新田地区に流れる水路に水力発電ができないかを調査するものであります。

5款2項1目林業振興費78万3,000円の増額で、そのうち林道維持補修事業77万4,000円は、林道細野線などの補修に使うものです。

6款1項2目観光施設整備費576万6,000円の増額で、そのうち平地観光施設事業46万円は、白馬村白馬駅、森上駅開業80周年を記念して行うパネル展、それに塩の道案内看板修理などです。山岳観光施設維持補修事業503万6,000円は、天狗山荘、頂上宿舎などの雪害修理費でありまして、これは満額保険で対応されるものであります。

6款1項3目観光宣伝振興費、これは21観光戦略事業150万円の増額ということで、白馬村イメージキャラクター制作費用であります。

10項1項1目現年発生林道施設災害復旧費4,118万3,000円の増額は、林道白馬小谷東山線の災害復旧費であります。

質疑に入り、県から小水力発電調査補助費用がつかなかった場合どうするかという質疑があり、つかなくても村の予算で調査をしたいとの答弁がありました。

それと、キャラクターのお披露目の予定はいつごろかという質問があり、制作が間に合えば、

11月23日のスキー場開きにお披露目をしたいとの説明がありました。

次に、建設水道課関係ですが、7款2項2目道路維持費100万円の増額はタイヤドーザーの修理費であります。

7款3項1目河川総務費554万6,000円の増額は、河川事業姫川砂防直轄化50周年記念事業の桜の植樹を行うものであります。

質疑、意見もなく、質疑を終了しました。

以上、議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、環境課、観光農政課、建設水道課それぞれの所管事項の質疑終了後、討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。これは予算の総額にそれぞれ58万8,000円を追加し、予算の総額を3,660万8,000円とするものです。これは58万8,000円は、東部地区処理場のポンプ購入費であります。

議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、質疑、意見、討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第5号であります。TPP交渉参加表明断固反対に関する陳情書。

受理年月日が、平成24年8月6日提出。提出者は大北農協農政協議会会長大北農協同組合代表理事組合長、西山隆芳。

政府として責任ある情報の開示と公正・公平な運営による国民的議論の場を設定すること。国益に即した具体的な判断基準を政府の統一見解として明示すること。これらのプロセスを経ない限りTPP交渉参加表明は断固として行わないことの見解書の提出を求めるものであります。

意見として、表題にある断固反対は、記述と矛盾としているので修正したらどうかというような意見もありました。それと日本の農業に対する危機感を持つての陳情書であるので、このままでいいなどの意見があり、そして討論に入り、賛成であるが、表題の断固反対は削除し提出したらという討論がありました。

採決の結果、陳情第5号は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

次に、地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択であります。

受理年月日、平成24年7月24日提出。提出者は、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳、この方は、村上市市議会議長であります。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割

を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築することの意見書を提出を求めるものであります。

意見、討論もなく、地球温暖化対策に関する地方財政を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択については、委員長除く委員全員の賛成により、意見書を提出することに決定をいたしました。

以上であります。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号 TPP交渉参加表明断固反対に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり、可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(下川正剛君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長から報告を求めます。第12番松沢貞一決算特別委員長。

決算特別委員長(松沢貞一君) 本定例会において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定6号につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

1、認定第1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について。

初めに、総務課財政担当者より決算の概要について説明がありました。

決算の概要は、1、歳入は46億1,542万3,000円、前年度比マイナス10億2,100万1,000円、18.1%の減、歳出は43億5,951万7,000円、前年度比マイナス11億7,292万7,000円、21.2%の減でございます。翌年度へ繰り越す財源1,170万4,000円を差し引いた実質収支は2億4,420万2,000円の黒字決算となりました。実質収支のうち、1億2,100万円を財政調整基金に積み立てを行い、残額の1億2,320万2,000円を24年度へ繰り越しました。

2、地方債現在高は56億3,335万4,000円、前年度比マイナス4億2,896万1,000円、7.1%の減でございます。

3、実質公債費比率は、3カ年平均で16.7、2.5ポイント改善いたしました。単年度数値では14.5で1.5ポイント改善となり、平成25年度からは国、県への協議を行えば、地方債が発行できる団体となる見込みでございます。

総務課関係の質疑に入りまして、1、臨時財政対策債の増減について質疑があり、行政側より、臨時財政対策債は、地方交付税の交付にかえて、地方債の発行額が配分されるもので、その配分額の元利償還金に当たる金額は、後年度の普通交付税に算入される。普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額は一体と考えてよいもので、両方を足したものが普通交付税として、後から市町村に配分される。交付税の算定方法は、人口基礎方式、財源不足方式等があるが、来年度以降は、財源不足方式だけになるという答弁がございました。

2、国民健康保険事業は5,000万円の黒字となっているが、一般会計から1億円ほど繰り入れているので、実質的には5,000万円の赤字という解釈でよいかという質疑があり、行政側より、一般会計から赤字にならないように繰り出しているが、その額は療養給付費の村の持ち分を繰り出すものや、保険料の4年先分の損失を繰り出すもの、事務経費等繰り出しの基準によって算定している。単純に事業が赤字になったから繰り入れるということではないという答弁がございました。

3、電算業務費で、基幹系システムの大北地域共同化運用開始について質問があり、行政側より、平成23年度から広域運用に移行を始めた。将来的には、年間100万円程度の経費削減となる見込みである。共同化するシステムはリームネットといい、住民基本台帳、住基ネット、それに連動する公的個人認証、戸籍といったシステムを大町市の情報センターのサーバーに置き運営するという答弁がございました。

続きまして、教育委員会関係でございますが、1、スノーハープ2号橋の改修工事について質疑があり、行政側より、工事費は1,122万5,000円、設計監理費は483万円で設計は入札で決定する。施工管理は50万2,000円で北アルプス広域連合へ委託するという答弁がございました。

2、白馬村体育協会補助金、スポーツ教室補助金の会計監査について質疑があり、行政側より、体育協会はスポーツ課職員が、事務局長、事務局次長として組織の中において会計を監査している。スポーツ教室の補助金160万円は、地域総合型スポーツクラブの方へ支出をしており、同様に監査している。地域総合型は、スポーツ振興センターの補助金も受けているので、そちらへも実績報告を出している。地域総合型の補助金は、国の指導により3年間の期限があり、平成23年度で終了となる。24年度は、日本スポーツ振興センターの補助金と会費により事業を行っているという答弁がございました。

3、ウイング21の収支の状況について質疑があり、行政側より、ウイング21の受け付けだけでなく、グラウンド、トレーニングセンター、村内体育施設の受け付け、案内をやっている。経費節減の努力もしているが、全体としては赤字である。ホールの自主公演事業は、採算は困難だが、生涯学習という観点では重要であるという答弁がございました。

下水道加入負担金94万2,100円について質疑があり、1、どこの施設かという質問があり、行政側より、北部トレーニングセンターB&Gプール及び、その駐車場部分である。平成23年度からで、5年分割の1年目となる。体育館、プールは浄化槽だったが、24年度のプール改修の際に下水道につながる計画によるものであるという答弁がございました。

2、負担金ではなく、下水道加入分担金ではないか、分担金とすれば全納しないとつなぎ込みができないのではないかとこの質問があり、行政側より、平成23年度予算の中で、負担金で認めていただき支払ったものであるという答弁がございました。

3、下水道が通った時点で負担金が発生するので時効ではないか、負担金はこの土地の時効になっていない部分に対して支払っているのかという質疑があり、行政側より、今、想像するのに、この土地は塩島地区での共有地だったので、当時塩島地区では支払えないので使用している村が支払うべきではないかといった、やりとりがあり、村が下水道をつなぐ際に必要な面積の負担金を支払うという結論になったのではないかとこの質問がございました。

4、5年間で支払うというのは、教育委員会の中だけで決めたのかという質疑があり、行政側

より、教育委員会と下水道課及び財政担当とで協議をして決定したという答弁がございました。

続きまして、住民福祉課関係でございます。

1、住民票について質問があり、行政側より、白馬村から出るときは転出届をとり、転出先の市町村に届け出、その市町村から白馬村に転出の確定という通知が来て転出が確定する。住基カードがあれば転出届は必要なく、転入先の市町村で手続きができるという答弁がございました。

2、大北管内の戸籍システム共同化に伴う既存契約の解約及び広域連合への負担金の増額について質問があり、行政側より、平成25年までの基本契約を解約したことによる支出は1,032万2,550円となり、広域連合への負担金の増額は142万6,000円となるという答弁がございました。

3、住宅介護支援センター運営事業750万5,000円について質問があり、行政側より、在宅介護等に係る相談支援事業であり、情報については在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと介護保険の担当係長が、毎朝ミーティングをして情報を共有しながら運営している。在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所は平成24年度で廃止となる。その後の相談支援業務は、地域包括支援センター等に移行する。ケアマネ部門は、社会福祉協議会と白嶺に移行する予定であるという答弁がございました。

4、災害時住民支え合いマップ策定事業484万1,000円について質疑があり、行政側より、要援護者台帳と地図システムをリンクさせたシステムの構築ということで、平成22年度から24年度で、白馬村全29地区が最初のマップづくりを完結するよう依頼している。22年度は4地区、23年度は9地区について、各地区の要援護者について、手挙げ方式で申請のあった者をシステム上の要援護者台帳に登録した。まだ要援護者として登録していない人も多く、システムを充実したものにするため、要援護者の情報について、毎年、民生委員や区長に調査をお願いしているという答弁がございました。

続きまして、建設水道課関係でございます。

1、佐野坂の凍結防止について質疑があり、行政側より、当初は県がつくり、その後、道路と一緒に村に移管されたものである。ここ数年使用していない。今後も稼動する考えはないという答弁がございました。

2、道路維持費の電気代について質問があり、行政側より、道路をつくるときに一緒につくった街路灯や駅前広場など、公共性の高い場所の街路灯の費用であるという答弁がございました。

税務課関係でございます。

1、滞納処分で、搜索3件となっているが、という質問があり、行政側より、租税徴収法に基づいての搜索である。催告等しても納付しない、調査をしたが資産がない等の場合、当該の人の家や会社の中に入り、中にある動産で換価できるものを差し押さえるものであるという答弁がございました。

2、自主納税や税金に対する理解を深めるための対策について質疑があり、行政側より、納期の前に広報無線でお知らせを流す。「広報はくば」で納期を知らせる。固定資産税の納付書を送る際に全納期の一覧を同封するといった対策を実施しているという答弁がございました。

3、滞納整理機構について質疑があり、行政側より、平成23年度は、滞納整理機構が発足して1年目で、まだやりたいことができない状況もあった。滞納整理機構で白馬村の対象者の差し押さえをしたり調査をしている。滞納整理については、今年は村で20件やっているが、状況が進展しなければ、来年はその20件の中から滞納整理機構に預けるものも出てくることになる。滞納整理機構に対しては強い対応をお願いしているという答弁がございました。

続きまして、環境課関係でございます。

1、じんかい処理機で学校の残飯を堆肥化する事業について質疑があり、行政側より、処理するのは調理くずが主で食べ残しも含まれる。堆肥は学校の農園等に利用しているという答弁がございました。

2、ごみ集積場の設置状況について質問があり、行政側より、それぞれの地区で検討されている。どんぐり地区は集積場が、山麓とエコランドはリサイクル物の集積場ができた。広域のごみ処理場の行方次第と考えて様子見をしているところもあるという答弁がございました。

続きまして、観光農政課関係でございます。

1、平川地区の小水力発電について質疑があり、行政側より、県営事業で実施する。平成24年度は設計協議を進め、25年度に工事に着工し、3カ年の事業年度を予定している。完成後は、白馬村土地改良区が維持管理をする。負担は、通常の場合は国の補助50%、県が25%、村が25%であるが、長野県のモデル事業に認定されたため、県が35%、村が15%の負担割合となったという答弁がございました。

2、奈良井地区公園化の進捗状況について質問があり、行政側より、農振除外の問題があったが、地方事務所の了解を得て、現在、県の農政課で審査をしている。今年度中に農振除外の方向性が出ると予想しているが、決定すれば24年度予算の範囲内で用地の一部取得を予定、25年度は用地取得、一部工事の着工を予定しているという答弁がございました。

3、有害鳥獣駆除事業について質問があり、行政側より、今年度、白馬村有害鳥獣捕獲実施隊という組織をつくり、猟友会の人を任命した。免許の更新や講習会費用等が免除になるが、猟友会への支援を強化し、会員がふえるように環境をつくっていくという答弁がございました。

4、観光局の借地土地借上料213万2,250円について質疑があり、行政側より、契約を2年間延長し、平成26年3月まで借地契約を更新した。24年度中に移転先を決め、25年度で移転し、その後、更地に戻すという予定であるという答弁がございました。

5、観光局への村の負担金7,439万3,000円について、最大どの辺まで見込んでいるのか、村の観光に対する費用としては、上限の金額を決めた方がいいのではないかという質疑が

あり、行政側より、会員の負担金相当分を村が負担するという発足当時の原則は、現状も掲げている。現在は、平成22年度に観光農政課で作成した算出方法により決定している。事業の精査を行い、専門部会をつくって議論し、それを集約したものを理事会に上げ、理事会で決定しているという答弁がございました。

以上、認定第1号について、総務課、教育委員会、住民福祉課、建設水道課、税務課、環境課、観光農政課のそれぞれの所管事項の質疑が終了し、討論、採決を行いました。

討論は、認定第4号下水道事業特別会計決算認定と関係があるが、教育委員会関係の下水道加入負担金94万2,100円について疑義が生じたことによるものであります。

討論において、1、賛成討論。現議員の任期のうちに、平成24年度決算において、きちんと正確な数字に修正するように議会が責任を持ち、この決算は認めるべきである。よって、認定することに賛成する。ただし、認定するに当たり、附帯決議をつけた方がよい。

2、賛成討論。教育委員会関係に出てきている項目は、下水道特別会計をもとにしたものが自動的に、受け身的に上がってきているものである。下水道特別会計をきちんとするということで、必然的に、結果として、一般会計としても修正がかかってくるのは当然であるので、認定することに賛成するという討論がございました。

採決したところ、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定するに当たり、賛成多数により、附帯決議をつけるべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、歳入は12億4,251万5,000円、前年度比8,591万2,000円の増、歳出は11億9,165万3,000円、前年度比1億1,186万7,000円の増、実質収支は5,086万2,000円で、前年度比マイナス2,595万6,000円の減でございます。

質疑におきまして、1、不納欠損89万1,800円について、件数という質問があり、行政側より、現年度分2件、過年度分19件の計21件であるという答弁がございました。

2、医療費削減のためにジェネリック医薬品の使用について質疑があり、行政側より、10月から国保の保険証が切りかわるので、その送付の際に、国保連合会作成のジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知を同封し周知に努める。国からは医師会に対して、ジェネリック医薬品の使用依頼の通知が出ているという答弁がございました。

採決したところ、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いてでございます。

決算の概要は、歳入は6,275万6,000円で、前年度比193万8,000円の増、歳出は6,257万6,000円で、前年度比175万8,000円の増、実質収支は18万円でございます。

質疑におきまして、1、特別徴収保険料について質疑があり、行政側より、年金受給者で年金から特別徴収しているものという答弁がございました。

2、特別徴収と普通徴収の人数について質問があり、行政側より、特別徴収者は1,039名、普通徴収者は288名、計1,327名という答弁がございました。

採決したところ、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、収益的収支は1億4,002万3,000円、資本的収支はマイナス1億3,716万円、単年度収支は686万3,000円の黒字、実質収支は前年度繰越金946万6,000円を加え、1,632万9,000円の黒字というものでございます。

質疑、第1日目質疑、1、決算書1款負担金及び負担金の調定額1億6,543万8,856円について、6月28日の受益者負担金問題調査報告書では、調定額は1億5,319万2,316円となっているが、どちらが正しいのかという質問があり、行政側より、精査したところ、1億5,319万2,316円が正確な数字である。21、22年度とも、滞納繰越分の調定額に誤りがあった。22、23年度の調定額の違いについては、数値の整合をとるため、23年度は決算書の数字のまま処理し、24年度で正確な数値に修正したいという答弁がございました。

2、1款2項1目8節報償費の前納報奨金33万5,100円について質疑があり、1つ目、賦課は平成18年度であるので、前納報奨金の請求期限は22年度で終了しているのではないかと、施行規則第7条には、5年を経過したものは報奨金を払わないとなっているが、という質問があり、行政側より、平成18年度までの受益者負担金ではなく、新しく区域外のところから加入申し込みがあった者が対象となる。区域外流入については、条例がないので、受益者負担金として支払っていただくことになる。この報奨金は、23年度に区域外から申し込みがあった者のうち、一括で納付した人に対し報奨金を支払ったものである。

2つ目、件数という質問があり、行政側より、区域外流入については2件、その他が10件、その他の10件は、農地に新しく賦課されたもので報奨金が発生した。農地は転用まで支払猶予になるので、転用の際に賦課地となるという答弁がございました。

報奨金の対象となった物件については、区域外ということで、前の条例に従って、前納報奨金の対象にしたと考えられるが、この場合、以前からあった公共ますへ区域外から入れたということか、あるいは新たに下水道本管を通したのかという質問があり、行政側より、区域外なので公

共ますはない、区域外については下水道管を個人で埋設してもらっている。その場合、工事費用の70%、150万円を上限として村から補助金を出している。平成23年度は、その対象は11件で、計294万円を補助したという答弁がございました。

4、1款1項1目分担金の調定額170万円について、うち滞納繰越分が70万円で、平成23年度分は100万円、そのうち加入分担金収入が20万円で、残り80万円が収入未済額となっている。加入分担金は接続の30日前までに全納することが原則であり、22、23年度に収入未済額が発生することは疑問である。また調定額が2年連続で100万円ぴったりとなるのは不自然ではないかという質問があり、行政側より、この物件の当該者と分納の誓約を結んだことによって生じた。この人の場合、280万円の滞納があり、22年度30万円、23年度100万円、24年度100万円、25年度50万円を納付するという誓約を結んだという答弁がございました。

5、平成23年度下水道加入件数について質問があり、行政側より、30件であるという答弁がございました。

以上で、初日の審査は終了しましたが、時間が足りず、十分な審査ができなかったため、日程を別の日にとりさらに審査をすることにしました。

第2日目でございます。

冒頭に、初日の審査において、質疑の中の幾つかに対して明確な答弁ができず、予定を変更して2回目の審査日程をとらなければならなかったことについて、行政側より、おわびの言葉がありました。

最初に、初日の質疑において、明確な答弁が得られなかった疑問点についての説明がございました。

1、平成23年度受益者負担金の不納欠損処理について、これは13件で滞納額合計993万2,000円というものでございます。

質疑において、1、欠損処理の理由が、破産、行方不明となっているが、時効はなかったのかという質問があり、行政側より、平成23年度現在で、欠損処理をすれば、これらは既に時効となっているという答弁がございました。

2、本来は時効になっているものもあるということかという質問に対し、行政側より、ほとんどすべて時効になっていると思うという答弁がございました。

3、時効にすると調定額自体が消えてしまうので、破産、行方不明という理由にしたのかという質問があり、行政側より、時効の額を調整するために、それ以外の欠損事由を適用したということであるという答弁がございました。

4、初日の審査のときと全く同じ資料で違う説明をするのは、おかしいのではないか、欠損事由が時効であれば、時効と明記すべきである。13件のうち全額が時効の物件と時効とその他の

理由の欠損処理をすべき部分の両方がある物件をはっきり分別した資料を作成すべきではないかという質疑があり、行政側より、欠損事由を分別した新しい資料を作成、説明がございました。

13件のうち10件は、全額が時効となっている。3件は時効の部分とその他の理由の部分とがある。金額は合計993万2,000円は変わらないが、このうち時効部分は847万円、その他の理由の部分が146万2,000円となるという説明がございました。

5、このことにより、時効の金額がさらに847万円ふえたが、そのことについてどう思うかという質問があり、行政側より、1日も早く精査をして本当のところを村民に知らせなければならない。今回指摘を受けて精査したところ、金額が違っていることが出てきたことは、本当に申しわけない。こういうことを含めて、監査委員会の方に数値の正確性を確認してもらわなければいけないと思うという答弁がございました。

2、時効の問題についてでございます。

1、村長は、新聞報道の中で、職員に時効の認識がなかったと言っているが、時効の問題についてどう思っているかという質問があり、村長より、時効を阻止するための措置が日常業務の中できちんと行われていなかったと考えざるを得ない点はあるが、職員に時効の認識がなかったということはないと思う。しかし、こういうことが二度と起こらないように体制づくりをして、誤りのない対応をとる努力と正確な仕事を誠心誠意やっていくことを肝に銘じているという答弁がございました。

2、時効になった物件の負担金を徴収している可能性はないか、精査をするべきではないかという質疑があり、行政側より、この問題が出て以来、担当課では、十分な内部精査をしてきたので数字の精度は高いと思う。しかし、さらに引き続き調査をする必要があるという答弁がございました。

3、決算数値の誤りについてでございます。

分担金及び負担金の調定額と収入未済額の誤りについて、1、なぜこのような間違いが起こったのか、下水道問題に限らず、庁内の体制そのものに不備があるのではないかと、二度と起きないように再発防止のために原因を解明すべきである。決算書の誤りは修正するのかという質疑があり、行政側より、平成21年度と22年度の決算の作成において、受益者負担金の滞納繰越分について、調定額の誤りがあったためである。平成23年度決算の数値は修正できないので、平成24年度決算において修正するという答弁がございました。

4、B&Gプール敷地に関する受益者負担金問題についてでございます。

行政側の説明は、次のとおりでございます。

土地所有者は、塩島地区や個人等全部で6筆、昭和58年の新農業構造改善事業で、トレーニングセンターを建設する際に、白馬村が地権者から借地を開始した。順次、体育館、プールを建設し、現在に至っている。

公共下水道事業の森上地区の使用開始は、平成13年度である。受益者負担金について土地所有者と協議したが、村が借地していること、地権者に負担能力がないこと等の理由により、また森上グラウンドの境界について近隣の地主とトラブルが生じていたこともあり、さまざまなやりとりをしたが、地権者と調整がつかず、結果として賦課漏れになったと思われる。

平成24年度にB&Gプールの改修を計画、調査をしたところ、賦課漏れがわかり、23年度に受益者負担金の予算化をした。今回の予算については、1平方メートル900円で支出してある。内部精査を重ねた結果、この事象が判明した。すなわち900円で精算したというのは誤りで、当時平成13年度に賦課替え制度を導入したことにかんがみると、既に賦課替えされたものとみなして、新たに1平方メートル1,350円で再精算するべきと認識している。したがって、平成24年度以降に再精算をさせていただきたいと考えているという説明がございました。

質疑において、1、B&Gプールの土地は時効ではないかという質問があり、行政側より、大変難しい判断である。都市計画法上の時効の年限があり、地方自治法の中でも、時効の年限がある。それは尊重しなければならないが、当時のやりとりをかんがみたときに、賦課替えがされたものとみなして、再精査をしたいということで、ご理解をいただきたいという答弁がございました。

2、賦課替えがされたものとみなしてということについて、行政内部では、下水道課、教育委員会、財政担当などの間できちんと協議をして決めているのかという質問があり、行政側より、当然協議して決定している。B&Gの借地について、地権者とのやりとりが長引いた結果、賦課漏れが生じたことは大変遺憾である。しかし、そういう事情をかんがみて、行政がみずから支払うべき賦課金、分担金を支払わないということは、村民に対して申しわけないことである。時効の問題はあるが、村としては、支払うものは支払うという方針にのっとりやっつけていかなければいけないのでご理解をいただきたいという答弁がございました。

3、受益者負担金94万2,000円は5年間の1年分だが、加入分担金となれば全納しなければならないが、という質疑があり、行政側より、規則に定められたとおりの処理をするという答弁がございました。

4、時効になったものに対して、負担金、分担金を徴収することは法令違反であり、村の施設だからといっても、法令遵守して行う行政事務としておかしい。根本のところから考えて処理をすべきではないかという質疑があり、行政側より、さまざまな面から検討をするという答弁がございました。

5、監査の要求の内容について質問があり、行政側より、数字の間違いが、これ以上出てこないように客観的にチェックをしていただく、B&Gの分担金の支払いについても、みなしてということがよいかどうか、その他議会から指摘された点も含めて判断をさせていただきたいという答弁がございました。

続きまして、前納報奨金33万5,100円についてでございます。

決算書の前納報奨金10件のうち2件は区域外流入である。8件は農地転用により新規賦課となっているが、受益者負担金条例と同施行規則に違反しているのではないか。

理由は、条例第6条3項、5年間分納だが、一括納付の申し入れができる。条例第7条3項、農地は徴収猶予できる。施行規則第7条1項、一括納付とは、年度または全期間の納入額を前納することであるが、条例第7条により徴収猶予を受けた土地で猶予期間が5年を過ぎた土地は含まない、前項の規定により一括納付した土地は報奨金を交付すると書いてある。これにかんがみると最終賦課は平成18年で、徴収猶予を受けた農地は、23年度にはすべて5年以上過ぎていて一括納付には該当しない、したがって前納報奨金を払ったことは違反ではないかという質疑があり、行政側より、ご指摘のとおりである。施行規則第7条1項で、5年を過ぎた土地に係るものは含まないと規定されているが、該当する土地に、前納報奨金を支払っているのが過払いとなっている。したがって、徴収年度を確認する作業を行い、過払いについて精査し、24年度に精算、回収等の処理をしたいという答弁がございました。

2、条例第6条4項、猶予期間が5年を経過した土地は、一括徴収すると規定されており、分納は違反ではないかという質問があり、行政側より、すべて誤りなく、一括納付で処理されているという答弁がございました。

認定第4号の討論、採決でございますが、討論におきまして、1、反対討論。

1、時効の認識、処理、考え方について、きちんとしたものができているとは思えない。決算書の中に、本来、時効処理ができる分がある。あるいは、時効であるのに徴収した分もあるかもしれない。行政側から、決算書も含めて監査の要求が出ている。すべて数字も含めて調査してもらおうという答弁があった。以上の2点から認定できない。

反対討論2、原因の解明ができていない。庁内に伝統的にこのような問題が生まれる土壌のようなものが見られる。素直に認定できない。

賛成討論。

賛成討論1、数字の間違えはあったが、それは違法性があれば問題としなければならないが、違法性はないと確認できたので認定すべきである。問題点は、下水道問題特別委員会の中で議論し、再発防止に努めるのが我々の責任である。ただし、認定するに当たり、附帯決議をつけた方がよい。

賛成討論2、理事者側より、問題点についてきちんと精査し対応するという答弁があった。さらに議論すべきことは、下水道問題特別委員会で議論すればよいと思う。平成23年度決算は認定すべきである。ただし、認定するに当たり附帯決議をつけた方がよいという討論がございました。

採決したところ、認定第4号は、賛成多数により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。認定するに当たり、賛成多数により、附帯決議をつけることに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、収益的収支は1,806万3,000円、資本的収支は1,807万7,000円、単年度収支は1万4,000円の赤字で、前年度繰越金121万7,000円を加え、実質120万3,000円の黒字ということでございます。

質疑、討論は特になく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、認定第5号は、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算認定についてでございます。

決算の概要は、収益的収支において収入は2億9,016万8,000円、支出は2億7,197万2,000円、純利益は1,638万2,000円、資本的収支において収入は2,323万円、支出は1億4,562万円、資本的収支不足額は1億2,239万円でございます。

質疑において、1、水利権の減価償却について質問があり、名目は水利権となっているが、算出の根拠は工事費であるという答弁がございました。

2、流動資産の未収金4,788万844円について質疑があり、行政側より、内容は給水利益4,671万6,339円、資材売却代1,365円、竣工検査手数料6,000円、加入負担金95万円、雑収益20万8,140円であるという答弁がございました。

3、剰余金処分計算書の内容について質疑があり、行政側より、公営企業法の改正があり、平成24年4月より、法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立金は廃止となり、条例または議会の議決により、各団体で決定できることになった。したがって、利益の処分はすべて条例または議会の議決が必要となった。23年度末の未処分利益剰余金1,773万1,597円のうち1,000万円を建設改良積立金として積み立て、残り773万1,597円は24年度へ繰り越しとなるという答弁がございました。

採決したところ、認定第6号における利益の処分及び決算の認定について、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり議決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第1号 平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定をされました。認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第2号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定をされました。認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第3号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定をされました。

認定第4号の討論に入ります。最初に、原案の反対者に発言を許します。第10番小林英雄議員。

第10番(小林英雄君) 10番、小林英雄です。私は認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に反対をする立場で討論をさせていただきます。

まず、第1に、歳入の負担金調定額及び収入未済額に1,000万円を超える金額の違いが明らかになりました。しかもその原因がわからないということで、再発防止策もいまだ示されておりません。そのような決算を認定するわけにはいきません。

第2に、B&Gプールの受益者負担金の徴収に関して、新聞報道は、職員に時効の認識がなかったためという担当課の説明を報じております。しかし事務の執行は、職員個人が独断で行うことはありません。関与する係長等あるいは何よりも決裁権者である課長、村長等がおります。収入支出をチェックする会計管理者も当然おります。したがって、これらの職員に時効の認識が

なかったと考えざるを得ません。このことは、一般村民の時効物件についても違法に徴収した可能性が十分あります。そのため、決算特別委員会において法令に違反して徴収していないか点検を求めました。しかし、村長も副村長もその点検を表明しませんでした。

ところで、一昨日の同僚議員の一般質問でやっと点検することを答弁したところです。違法の可能性を否定する検証を積極的に行わないことは、その疑惑があると見ざるを得ません。

第3に、3月の決算期では間違いに気づかず、その後に間違いが判明したのだからやむを得ず認定するという議員もおいでのようにです。その論理で言うと、決算審査はいつも9月であります。9月議会でどんなに問題が出てきても認定するということになります。議会の決算審査は、全く意味のないことになります。これは、議会の責任と権限を否定するものであり、その論理は到底受け入れることはできません。

正しくない決算、疑惑の残る決算を認定しないことは、行政に対する議会の意思表示であります。地方自治法96条の議会の権限でもあります。私は、村議会の責任と権限を自覚する同僚議員の皆さん、白馬村の村会議員の任務として、正しくない決算の認定には反対することを呼びかけるものであります。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。私は、認定第4号、下水道事業特別会計決算認定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成23年度下水道事業特別会計歳入歳出決算書の計上された調定額は、数年前から収入未済額の誤りであり、実質歳入歳出額は正確に処理をされており、認定すべきと思います。この誤りを行政は議会の公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会と連携をし精査し、適正に訂正すべきと考えております。そのためにも附帯決議書は必要であり、また政治的な重みがあつてと思います。よって、私は、本案に対し賛成するものでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第4号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定をされました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第5号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定をされました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決及び認定です。認定第6号 平成23年度白馬村水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決及び認定をされました。

村長から議案の提出の申し出、各常任委員長及び決算特別委員長から発議の申し出、議会運営委員長から委員長報告の申し出がありました。また、各常任委員長から閉会中の所管事務の調査の申し出及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案等を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案等を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局から資料を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

△日程第3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決

議長(下川正剛君) 最初に、日程第3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決を行います。

議会運営委員長から報告を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 第8番高橋です。議会運営委員会委員長報告をいたします。

議会運営委員会に付託された陳情第1号の取り扱いについて報告いたします。

陳情第1号は、平成23年2月11日受理された陳情であり、提出者は白馬村に住所を有する中村 敬さんであります。

陳情の趣旨は、白馬村議会基本条例を、遅くとも平成24年度内に制定することを要請するとしたものであります。

白馬村議会は、平成18年12月、議会改革調査検討事項総点検報告書を作成して、議会改革について前向きに取り組んでまいりました。このような経過を踏まえ、陳情1号は、平成23年3月議会定例会で、付託を受けた議会運営委員会において継続審査とすべきものと可決し、本会議で継続審査と決定されました。

議会運営委員会では、議会みずから行動し、現状の打破を図りたいとする、この議会改革調査検討事項総点検報告書では、効力に欠けるため、今後は、地方自治法の規定を引き続き遵守するとともに、時代の変革に対応した存在感ある議会を築くための白馬村議会基本条例の制定が必要であるとして、陳情第1号を趣旨採択とすることについて審議いたしました。

その結果、委員長を除く全員の賛成により、趣旨採択にすべきものと決定いたしました。

以上、議会運営委員長の委員長報告といたします。

議長（下川正剛君） 継続審査となっております平成23年陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。平成23年陳情第1号 白馬村議会白馬村議会基本条例を遅くとも平成24年度内に制定することを要請する陳情の件は、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定に賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、平成23年陳情第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択と決定をいたしました。

これより、議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これについて採決をいたしたいと思っております。この採決は起立によって行います。

議案第41号及び議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略をすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第41号及び議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第41号及び議案第42号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第4 議案第41号 白馬スキー伝来100年宣言について

議長(下川正剛君) 日程第4 議案第41号 白馬スキー伝来100年宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長(平林 豊君) 議案第41号 白馬スキー伝来100年宣言についてであります。「白馬村は、北アルプス白馬連峰をはじめとする雄大で美しい恵まれた資源を活かし、スキーにより発展をしてきました。

白馬村で生きる者として、この雄大で美しい自然と、その中で満喫できるスキーを、後世に引き継ぐことは私たちに課せられた大きな責務です。

私たちは、白馬にスキーが伝来して100年となることを機に、これからも、この自然環境を保全していくとともに、スキーなどスノースポーツが誰からも愛され、生涯スポーツとして親しめる環境づくりを目指すため、ここに白馬スキー伝来100年を宣言します。

一 私たちは、スキーによって栄え発展してきた歴史と先人たちが築き上げてきたこの村を愛します。

一 私たちは、スキーなどスノースポーツを通して知り合った全世界すべての友人を大切にします。

一 私たちは、スキーなどスノースポーツを楽しみ、その素晴らしさを広く知らしめます。

一 私たちは、スキーなどスノースポーツを未来につなげるため、自然環境の保全に努めます。

一 私たちは、スキーなどスノースポーツを通じて青少年の健全育成に努めます。」

以上であります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 白馬スキー伝来100年宣言については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第42号 白馬スキーの日条例の制定について

議長(下川正剛君) 日程第5 議案第42号 白馬スキーの日条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長(平林 豊君) 議案第42号 白馬スキーの日条例の制定についてであります。

白馬にスキーが伝来して100年を迎え、スキーによって栄え発展してきた歴史と先人たちの感謝の意をあらわすとともに、スキーのすばらしさを広く知らせ、村民の誇りとして後世に引き継ぐため、白馬スキーの日を1998年長野オリンピック冬季競技大会白馬会場開催日の2月8日とするものであります。

以上です。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第42号 白馬スキーの日条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

**△日程第6 発委第3号 認定第1号平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に対する
附帯決議(案)について**

議長(下川正剛君) 日程第6 発委第3号 認定第1号平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議(案)についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。第12番松沢貞一決算特別委員長。

決算特別委員長(松沢貞一君) 発委第3号 認定第1号平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議(案)についてでございますが、上記の議案を白馬村議会会議規則第1

4条の規定により別紙のとおり提出いたします。

案でございますが、付託案件である平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、平成24年9月6日、本会議において当委員会に付託されたものである。平成23年度白馬村一般会計において、9款教育費5項保健体育費2目体育施設費第19節負担金補助及び交付金の項目で、B&G下水道加入負担金として支出されているが、審査をした結果、支出の根拠が不明確であったので、十分精査をして、平成24年度において適正に処理することを強く要望する。

以上、決算認定に当たり決議する。

白馬村議会 決算特別委員会でございます。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、原案に反対者の発言を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番、小林英雄です。私は、認定第1号に対する附帯決議に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず第1に、附帯決議には、法的拘束力はありません。条例の施行、予算の執行に当たって、行政に対する議会の要望としての附帯決議ならばあり得ますが、決算という過去のことに附帯決議をつけても、全く意味はありません。

第2に、附帯決議は、行政に対する議会の要望なので、議員全員の賛同が一般的であります。今回のように多数で附帯決議することにも問題があります。

第3に、附帯決議は、支出の根拠が不明確であったと断定しています。支出の根拠が不明確な決算は認定すべきではありません。また、十分精査し、平成24年度での適正処理を要望するのは、平成24年度で再計算し精算することを要望していると思われれます。この内容が、決算特別委員会で答弁があったように、時効になった可能性のある土地を賦課替えされたものとみなして、加入分担金で精算することが含まれていれば、不適正な支出を要望することになります。

みなす、みなすとは事実と異なることも事実として処理することです。賦課替えしていなくても賦課替えしたとして、加入分担金を賦課されることです。行政同士の関係として安易に行われても当然一般村民に適用されます。

繰り返しますが、賦課替えしていなくても賦課替えしたとして加入分担金を賦課されることです。行政同士の関係として安易に行われても、当然一般村民に適用されます。行政が一方的にみなすことによって、時効の成立をなくすことは法律の秩序を乱すものだと考えます。

以上で、附帯決議に反対する立場で討論をさせていただきました。終わります。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番、田中榮一です。私は、認定第1号の認定に対する附帯決議について

賛成する立場から討論をさせていただきます。

附帯決議は、法的には効力はないとありますが、政治的には、それなりの効力があり、重要な意味を持っています。これが可決されると、村長に送付され、決議に書かれている事項が履行されているかどうか、重要な政治的判断につながっていきます。そういう意味で、議案に関係しているのです、わかりやすいのも特徴であります。このことから、私は、決算認定につき附帯決議を行うことに対して賛成であります。

以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第3号 認定第1号平成23年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第4号 認定第4号平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）について

議長（下川正剛君） 日程第7 発委第4号 認定第4号平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第12番松沢貞一決算特別委員長。

決算特別委員長（松沢貞一君） 発委第4号 認定第4号平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）について。

上記の議案を、白馬村議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出するというものがございます。

附帯決議の案でございますが、付託案件である平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算については、平成24年9月6日、本会議において当委員会に付託されたものである。この案件を9日、12日及び14日に決算特別委員会において審査した結果、受益者負担金の徴収に関して多額な不納欠損が計上され、調定額や収入未済額に不確実な数値等があることが明らかになり、村民の信頼を大きく失墜させてしまったことは、まことに遺憾である。

このような事態を招いた要因は、この業務に携わった理事者・職員がおのこの役割に対する責任感が欠如していたことであると言わざるを得ない。今後、行政事務の遂行に当たっては、法令遵守を基本とした上で、決裁システムや徴収体制の再構築を図り、村民の行政に対する信頼回復と再発防止に万全を期すように強く求めるものである。

記

- 1 受益地の正確な把握と賦課徴収及び収納等の基本データを整備し、台帳等の充実を図ること。
- 2 決算書における数値の錯誤について、その原因を調査し、正確な数値を確定させること。
- 3 事務事業の執行に当たっては関係する法令等に熟知し、専門性を高める努力を怠らないこと。
- 4 庁内で議論し、上記の件を確実に履行すること。

以上、決算認定に当たり、決議する。

白馬村議会 決算特別委員会。

以上でございます。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に原案に反対者の発言を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 第10番、小林英雄です。私は、認定第4号に対する附帯決議に反対の討論を行います。

反対の理由の第1と第2は、認定第1号一般会計の附帯決議と同じですが、再度説明をさせていただきます。

繰り返しになりますが、第1に、附帯決議には法的拘束力はありません。条例の施行、予算の執行に当たって、行政に対する議会の要望としての附帯決議ならばあり得ますが、決算という過去のことに附帯決議をつけても、全く意味がありません。

2つ目に、附帯決議は、行政に対する議会の要望なので、議員全員の賛同が一般的であります。今回のように多数で附帯決議することにも問題があります。

第3に、附帯決議の内容は、行政が当然行うべきことであります。当然のことをしていないことに対する問責決議の理由なら、これは別ですが、附帯決議として議会が行政に要望するような内容ではありません。さらに、先ほどの反対討論で述べた、時効の可能性のある徴収を積極的に点検する姿勢がないことは、当面する問題ですが、法令遵守に消極的であると見ざるを得ません。附帯決議で法令遵守を基本として、信頼回復と再発防止に万全を期すことを要望しても実効性が乏しいと言わざるを得ません。以上、附帯決議に反対するものであります。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番、田中榮一です。私は、認定第4号の認定に対する附帯決議について賛成する立場から討論をさせていただきます。

附帯決議の効力については、先ほどの認定第1号のところでも申し上げましたが、今回は特に重要であります。議会活動のうち、最も価値ある行動であると私は認識しております。このことから、私は、決算認定につき附帯決議を行うことに対して賛成であります。

以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第4号 認定第4号平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議（案）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第8 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に提出する。

平成24年9月21日提出。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書。本文を省略して記以下を朗読いたします。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること
 2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の件は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第6号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第9 発委第6号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第6号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に提出する。

平成24年9月21日提出。

新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書。本文を省略して記以下を朗読いたします。

記

1. 国の責任において新・教職員定数改善計画（案）にそって、小学校2・3年生の35人学級を実現するため、標準定数法を改善すること。また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月21日。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第6号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書の件

は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第7号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長(下川正剛君) 日程第10 発委第7号 私立高校への公費助成に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第7号 私立高校への公費助成に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「私立高校への公費助成に関する意見書」を、関係行政庁(内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣)に提出する。

平成24年9月21日提出。

私立高校への公費助成に関する意見書。本文を省略して記以下を朗読いたします。

記

1. 私立高校に大幅な経常費補助を行うこと。
2. 私立高校の教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
3. 私立高校の保護者負担を軽減するため就学支援金制度の拡充をはじめ大幅な学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第10 発委第7号 私立高校への公費助成に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長(下川正剛君) 日程第11 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「私立高校への公費助成に関する意見書」を、関係行政庁（長野県知事・長野県総務部長）に提出する。

平成24年9月21日。

私立高校への公費助成に関する意見書。本文を省略して記以下を朗読いたします。

記

1. 私立高校への経常費二分の一助成を堅持し、大幅な経常費補助を行うこと。
2. 私立高校の教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
3. 私立高校の保護者負担を軽減するため大幅な授業料軽減補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第11 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 発委第9号 TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第12 発委第9号 TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 発委第9号 TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・内閣官房長官）に提出する。

平成24年9月21日。

TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書。本文を省略し、記以下を朗読をいたします。

記

1. 政府として責任ある情報の開示と公正・公平な運営による国民的議論の場を設定すること。
2. 国益に即した具体的な判断基準を政府の統一見解として明示すること。

3. 上述のプロセスと経ない限り T P P 交渉参加表明は断固として行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第 12 発委第 9 号 T P P 交渉参加表明断固反対に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、発委第 9 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 13 発委第 10 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第 13 発委第 10 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第 7 番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 発委第 10 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

地方自治法第 99 条の規定により、別紙「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・国家戦略担当大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣）に提出する。

平成 24 年 9 月 21 日。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。本文を省略し、記以下を朗読をいたします。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第13 発委第10号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第15 議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第16 議員派遣について

議長（下川正剛君） 日程第16 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

これで、本定例会第4日目の日程はすべて終了をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程はすべてを終了をいたしました。

ここで、太田村長からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成24年第3回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

9月6日の招集、開会以来、16日間にわたり本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出いたしました案件に、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございます。

認定第1号及び認定第4号の認定につきましては、附帯決議をつけて認定をいただきました。いずれも、下水道受益者負担金未収金問題に関する部分についてのご決議でございます。行政の責任者として、ご指摘をいただきました事項の遂行と徹底をし、二度と、このようなことのないように努め、村民の信頼回復と再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

改めて、村民の皆様にご迷惑をおかけしたことを、心よりおわびを申し上げさせていただきます。

さて、懸案の広域ごみ処理施設建設候補地探しにつきましては、ごみ処理特別委員会、また昨日も全員協議会でもご報告しましたが、八方区が立候補をし、19日正式に推薦依頼書を受理いたしました。二度の失敗を経て三度目の正直と申しますか、今度こそ失敗の許されないものであり、八方区での手挙げは、地元の総意として重く受けとめ、広域連合へ推薦をしております。

本村では、唯一の立候補地であり、この後、広域連合に対して推薦していくにつけては、白馬村の候補地と位置づけてまいりますので、八方地区の思いを重く受けとめていただきたいと思います。

ご存じのように、国においては、国会が空転をしたまま閉会を迎え、民主党、自民党ともに、それぞれの党首選びの真っ最中でございます。その間にも尖閣諸島をめぐる、中国国内では、半日デモがエスカレート化し日本企業等大打撃を受けるなど、予断を許さない状況であります。

日中国交40周年を迎えようとしておりますけれども、国がしっかりとした外交手腕を発揮し、

事態の收拾をしてほしいものであります。

各地区においては、豊穰の秋を祝う恒例の秋祭りが行われており、村内でも水稻の収穫作業が始まりましたが、事故等がないよう十分気をつけて農作業にいそしんでいただきたいと願っております。

10月に入りますと、来年度予算編成作業に向け、例年開催をしております各地区役員との地域懇談会を予定しております。具体的な日程については、各地区役員を通じておつなぎをしたいと考えていますが、議員各位におかれましても、地域の計画策定に適宜アドバイスをいただくようお願いをいたします。

定例会冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、厳しい財政運営が続いておりますけれども、そのような中でも、地域から上げられた計画を精査をし、1つでも地域の皆様に喜ばれる施策の計画立案に、今後も意を注いでまいりたいと考えております。

終わりに、議員各位におかれましては、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、議会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

長期間にわたり、まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上をもちまして、平成24年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時20分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年9月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員